

# 平成26年五條市議会第2回6月定例会（第3号）

日 時 平成26年6月9日（月） 午前10時 開議

## 議事日程

### 第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	岩 本 孝	1 五條市学校教育アドバイザーチームについて (1) 内容と取組について (2) 成果について (3) 今後の予定について  2 簡易水道について (1) 普及率について (2) 事業の進捗状況について (3) 今後の計画について	部長     市長・部長
2	福 塚 実	1 少子高齢化対策について (1) 五條市の少子化対策について (2) 人口減少に対する取組について  2 下水道事業の進捗状況について (1) 計画区域の住民への対応について (2) 今後の課題について  3 ごみ屋敷の対応について (1) 条例化に向けての取組について	市長・部長     市長・部長   市長・部長
3	宗 部 康 寛	1 二見保育所跡地利用について (1) 防火水槽設置について (2) 防災用倉庫について (3) 公園設備（内容）について  2 地域包括ケアシステムの実現に向けて (1) 現況について (2) 今後の取組について	市長・部長     市長・部長

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
	宗部 康寛	3 学童保育の充実について (1) 安心・安全の徹底について (2) 指導員について (3) 保育内容について	市長・部長
4	牧野 雅一	1 大塔町の復興について (1) 復旧の遅れ・今後の進捗予定について (2) 復興の現状・今後の進捗予定について  2 上野公園の運営・管理について (1) 上野公園市民プールの休止について (2) 総合体育館建設の進捗について  3 市の資産（樹木・雑草等）の安全管理について (1) 各課の対策について  4 合併特例債充当の詳細について (1) 充当事業計画と現状及び予定について  5 ごみ広域処理について (1) 現況・今後の推移について  6 高齢者の生きがい対策の推進について (1) シルバー人材センターの意義について  7 救急車の利用について (1) 正しい利用について  8 岡中継施設築造工事の入札結果（内容）について	副市長・部長  市長  部長  市長・部長  部長  市長  部長  市長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
5	大 谷 龍 雄	<p>1 災害防止対策の強化について</p> <p>(1) 気象情報の早めの掌握について</p> <p>ア 大雨・強風・大雪・地震等について</p> <p>(2) 災害対策本部の早めの設置と判断責任について</p> <p>(3) 危険地域住民への早めの避難指示と避難所の提供について</p> <p>(4) 上流ダムの緊急放流防止対策と池の調査状況について</p> <p>(5) 災害発生に対する緊急救援の強化について</p> <p>(6) 災害の主要原因となっている地球温暖化防止対策と日本政府への要請について</p> <p>2 新市役所庁舎建設に求められる構造・規模及び財源について</p> <p>(1) 耐震性について</p> <p>(2) 市民のための有効活用について</p> <p>(3) 分庁舎及び県庁舎の対策について</p> <p>(4) 財源対策について</p> <p>3 デマンドタクシー等に関する当日予約制への早急な改善について</p> <p>4 子ども医療費助成制度の現物給付方法への改善と中学校卒業までの通院費の無料化について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>

- 第二 報第 四号 平成二十五年五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について
- 第三 報第 五号 平成二十五年一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告について
- 第四 報第 六号 平成二十五年五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第五 報第 七号 平成二十五年五條市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第六 報第 八号 平成二十五年五條市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第七 報第 九号 平成二十五年五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第八 報第 十号 平成二十五年五條市墓地事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第九 報第 十一号 平成二十五年五條市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 第十 報第 十二号 平成二十五年五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第十一 報第 十三号 専決処分報告、承認を求めるとについて（五條市税条例等の一部改正）
- 第十二 報第 十四号 専決処分報告、承認を求めるとについて（五條市都市計画税条例の一部改正）
- 第十三 報第 十五号 専決処分の報告、承認を求めるとについて（五條市国民健康保険税条例の一部改正）
- 第十四 議第三十三号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第十五 議第三十四号 五條市地域体育施設条例の一部改正について
- 第十六 議第三十五号 市道路線の変更について
- 議第三十六号 市道路線の変更について
- 議第三十七号 市道路線の廃止について
- 第十七 議第三十八号 平成二十六年五條市一般会計補正予算（第一号）議定について
- 第十八 議第三十九号 平成二十六年五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十二名）

説明のための出席者

市長  
副市長  
教育長  
理事（総務部長）  
市長公室長  
危機管理監

太田 好紀  
田岡 清司  
平野 雅一  
牧野 康寛  
宗部 正寛  
吉田 秀孝  
窪本 佳秀  
岩本 孝秀  
福塚 実孝  
山口 耕司  
吉田 雅範  
益田 吉範  
大谷 龍雄

櫻井 敬三  
福塚 勝彦  
青山 智博  
堀内 伸起  
榎内 成吉  
太田 好紀

一番 養全  
二番 岡田  
三番 野清  
四番 部康  
五番 田佳  
六番 窪秀  
七番 岩孝  
八番 福塚  
九番 山口  
十番 吉田  
十一番 益田  
十二番 大谷

事務局職員出席者

速記者	事務局主任	事務局次長補佐	事務局次長	事務局長	事務局長	土地開発公社事務局長	財政課長	企画政策課長	秘書課長	会計管理者	水道局長	大塔支所長	西吉野支所長	教育部長	都市整備部長	産業環境部長	あんしん福祉部長	すこやか市民部長
柳ヶ瀬	片山	久保	松本	乾本	河村	上田	和田	水本	竹本	西尾	河田	田中	大谷	近井	中永	辻口	谷村	河村
	五仁	雅彦	武士		康	幸剛	俊勝	佳子	博稔	稔	稔	稔	悟	巳	充彦	信彦	幸雄	康友
美	美	彦	士	旬	則	明	明	治	子	幸	泰	悟	巳	充	彦	雄	友	

午前十時零分再開

○議長（益田吉博）ただいまから、去る六日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（益田吉博）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。  
これより日程に入ります。

○議長（益田吉博）日程第一、一般質問を行います。

この際申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。一般質問は申合せのとおり、全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からといたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力をくださいますようお願いいたします。

また、一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

初めに、七番、岩本 孝議員（「七番」の声あり）もうちょっと待ってください。（「はい。」の声あり）七番、岩本 孝議員の質問を許します。七番岩本 孝議員。

〔七番 岩本 孝質問席へ〕

○七番（岩本 孝）おはようございます。

発言の許可をいただきましたので、七番岩本 孝の一般質問を通告どおりさせていただきます。まず最初に、五條市学校教育アドバイザーチームについて質問させていただきます。

昨今、社会の改革や多様化が進む中、市内の幼稚園や小学校・中学校において直面する課題は深刻さを増していると考えられます。各

幼稚園や学校においては教育内容の充実や課題解決に向けて苦労や工夫をしながら様々な問題に取り組んでいたと思います。そんな幼稚園や学校への支援を五條市学校教育アドバイザーチームが行っていると聞きしておりますが、具体的にどんな取組をなさっているかお尋ねいたします。

○議長（益田吉博） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 失礼いたします。七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

奈良県教育委員会では、平成十八年度、学校が抱える教育課題に向けての解決や学校改善への方向性を示すため、全国初となる学校教育アドバイザーチームを編成いたしました。そして、昨年度からは、県内五市において、県と連携した学校教育アドバイザーチームを独自に編成し、計画的な訪問を通し学校経営の指導と支援を続けているところでございます。

五條市教育委員会では、この趣旨を受け、平成二十五年三月に策定いたしました「五條市教育振興基本計画」『夢・志』教育プラン」の取組として、県内の他市町村に先駆けて、教育部長をチームリーダーとする市教育委員会事務局の指導主事等の八名で五條市学校教育アドバイザーチームを編成したところでございます。

訪問当日は、子供たちが登校するときから、下校するまでの全ての教育活動や学校生活の様子を、チーム全員で見学するとともに、学校の教育目標や経営方針、学校評価、人権教育あるいは生徒指導、研究、研修など、県の教育課題に関する取組等について、直接教職員からヒアリングをしたり、授業参観後の意見交換を行ったりすることで、学校経営に取り込む管理職や教職員への指導と支援を行います。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博） 岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝） 今、チームのメンバーは教育部長をリーダーとして八名とお聞きしましたが、具体的に他のメンバーはどんな人かお尋ねいたします。

○議長（益田吉博） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 七番岩本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まずチームリーダー、私がチームリーダーになっております。それから学校教育の観点で学校教育課長、それから学校教育課の中で指



導主事三名、それから生徒指導の関係で子どもサポートセンターから一名の指導主事、それから生涯学習課から地域連携の関係で二名の指導主事をメンバーとして編成をしております。合計八名で行っております。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博） 岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝） 今、具体的なメンバーをお聞きしましたが、聞かせてもらっていたら、内部の人ばかり、やっぱりその地域の保護者なりを一人とか入れるとか、そういうようなお考えは持っておられませんか。

○議長（益田吉博） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 七番岩本議員の御質問にお答えさせていただきます。

昨年度から始まった五條市アドバイザーチームでございます。今後五條市の方でいろんな方策を立てる中で、コミュニティスクールというのが今後予定しております。これは今検討中なんですけれども、それも含めてこのアドバイザーチームの方も検討しなければならぬと思っておりますので、ここ数年は今のところこのメンバーでやっていきたいと思っております。

以上です。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博） 岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝） わかりました。これから更に検討を加えていただいて、さらに、五條市の学校教育が素晴らしいものになるようにお願いをしたいと思います。

続きまして、昨年三月にできただけということをお聞きしておりますが、まだすぐには成果とか出ないとは思いますが、どういうふうな一年余りで成果等が認められるか、お尋ねいたします。

○議長（益田吉博） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

学校や園では、教育活動を通して幼児や児童、生徒の人格形成に大きな影響を及ぼすことから、質の高い教育を提供する責務があります。そのため学校経営や教育活動について絶えず見直し、学校改善を図ることが重要であり、学校教育アドバイザーチームが果たす役割は大きいと捉えております。

昨年度訪問した、五條幼稚園・北宇智小学校・西吉野小学校あるいは西吉野中学校の四校へ手交したアドバイザリーレポートに対する回答では、「地域へも学校の教育活動に更に良く知ってもらうために、ホームページに『学校だより・学級だより』欄を作成しました。」とか「指摘いただいたことを基にして、早速改善を図った。」あるいは「実際に現状を知ってもらうことで、早急に運動場の砂場や水はけ処理の対応をしてもらえて良かった。」など、学校教育のアドバイザリーチームの訪問についての声が寄せられています。これは、直接訪問することを通して把握した状況に応じ、有効かつきめ細やかな指導、支援が行えた結果だと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博） 岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝） 一日だけ行かれるということですね。朝から夕方まで。その中で、一日で成果というのを求めるのもちよつと酷なことかと思えます。一日だけ行って、学校の現状、教職員さんやいろいろな方からの御意見を頂戴したりしもってされていると思えますが、それを生かして、登校から下校まで一日間はいろんな学校の状態を八名さんが把握してくれると、そういうことで、一年しか経ってありませんので、まだ具体的な成果というのは早急に求めるのは無理かと思えますが、これからも五條市保育所・幼稚園から公立です、小・中学校の生徒を混ぜた二千二・三百人と承知しておるんですけど、その人が五條市の将来を担うということは間違いないことではないので、それもよろしく願います。

それでは続いて、今年の予定・今後の予定をお聞かせ願えますか。

○議長（益田吉博） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

本年度の学校教育アドバイザリーチームとしての学校訪問は、六月に牧野小学校、九月に宇智小学校、そして十月には五條東中学校への訪問を予定しております。

これからも、年間三ないし四校をめどにして、計画的に訪問することで、五條市教育委員会と幼稚園、学校とのつながりを更に深めるとともに、幼稚園や学校への指導と支援に努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博） 岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝） 年間に三、四校、昨年は幼稚園と学校が三校、今年は三校ですね。五條市内には十二ほど幼稚園と小学校があると思うんですけど、一周回るのは三年掛かると。これもう、やっぱり環境とかそういうのは、ものすごく変化しておりますので、瞬時に対応しなければならぬ問題とかいろんな問題が出てくると思うんです。もうちょっと年間に六校なり、そして二年で一サイクルというか、回ってしまいますね。そういうようなお考えはあるかどうか、お願いしたいと思います。

○議長（益田吉博） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 七番岩本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、年間六校くらいにして、サイクルを縮めたらどうかというお話をいただきました。このアドバイザーチームの編成をするに当たって、事前打ち合わせ、学校側から資料を提出していただいて、メンバーで一週間前にいろんな調査をさせていただいて、内容を吟味してどのようなところを重点的に学校が目標にしているかという点をいろんな方面からメンバーでそれを検討というか、見せていただいて、当日の学校現場に行くに当たっているような資料をもって、観点を持ちながら調査をさせていただくところでございます。学校にもいろんな負担が掛かるかもわからないという点で、今現在三校から四校を予定しております。

今後それが可能かどうかというのも検討はさせていただくのですけれども、学校現場としてそれが一番最適かどうかというのも、今後検討しながら今のところ三校から四校ということで進めさせていただいているところでございます。またそれも含めて検討させていただこうとは思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博） 岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝） わかりました。

三年掛かって一サイクル、全部の学校回る、私は二年ぐらいで回っていただいたらええんちゃうかなあというふうに考えるんですけども、それもいろいろこれからの検討課題としてお願いしたいと思えます。

いろんな意見を今、部長からお聞きしましたが、教育全般のまとめとして、教育長も県のアドバイザーチームに在籍しておったというところもお聞きしていますので、まとめとして教育長さんに御意見をお伺いします。

○議長（益田吉博） 堀内教育長。

○教育長（堀内伸起）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

今お話ありましたように、五條市の学校教育アドバイザーチーム、昨年からスタートいたしました。今年が二年目になるわけでありませけれども、私も実は県でありますときに、ちょうど五條でお世話になる前の二年十箇月、アドバイザーチームでお仕事をさせてもらっております。小学校・中学校・高等学校・特別支援学校含めて百八十校ほど回らせてもらったのですけれども、このアドバイザーチームというのは、朝登校するところから一日をピシッと詰めるわけですけれども、それとともに学校に事前にこういう内容を検討しますと、こういう内容はどうかというのを出します。そしてそれを基にしてヒアリングをして、そして当日を迎えて、今度はその結果、訪問した結果を全部一つの形で学校に返します。学校のこれからこういう点を改善したらいいのではないかと、この辺はよくできているのではないかとというような部分を返しながら、訪問を終えることになっていきます。そしてその後学校からその答えが返ってくる、そして一年後にはフォローアップ訪問ということで、また訪問すると、こういうシステムですので、大体一年間に三校、四校ぐらいで回っていくというシステムになっていくところです。

こうした取組によりますのは、目的は二つございます。一つは市や教育委員会が進める取組の方向をきっちり学校に伝えるという意味が一点ございます。もう一点は、実際に教育活動を進めている学校の状況をつぶさに見たいと、これが二点目の目標であります。これまでは教育委員さんの学校訪問というのがございましたけれども、それを除きますと、ほとんど随時に行われる学校訪問だけでありました。この訪問を通して学校の様子をしっかりと見つめながら、教育委員会と学校との距離を縮めて、有効な教育活動を進めていきたい、そういう目的を持って進めているところであります。

今年の四月から学校がスタートしたわけでありませけれども、いろんな施策を打ちながら学校の実情をしっかりと考えながら、遅々としておりますけれども、一步一步取組を進めております。こんなことを申し上げますと、誤解を招くかもわかりませけれども、今まで五條市の教育活動の中で様々な課題があったのも事実です。今も課題が全くなかったわけでありませせん。しかし四月の段階で十三校の小・中学校と二校の園がスムーズにスタートをさせていただきました。これは学校の取組とともに様々に関わっていただいている方々のお力というように感謝をしているところですので、もつと大きな問題がこの後にあると思っております。それは高齢化、少子化している中で子供たちの数が減ってきていると、こういう点を考えたときに、この歯止めを何とかしなければなりません。全ての市全体の施策を通してその対応はしていかなければなりません、とりわけ教育が担う部分については真正面から取り組んでまいりたいというよう

に思っているところです。

そして先ほど議員がお述べになりましたように、五條市の十年後、二十年後を見据えたときに今の子供たちがまさに宝であって、教育活動の正否がそのことに関わってくると、こういう思いを持ちながらこれからも進めていきたいと思っているところです。

どうか御支援、また御協力、御助言をいただければと思っております。

以上、回答とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博） 岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝） 今教育長から力強いお言葉をいただきました。

フォローアップ、状況を正しく把握する、学校の様子、それからこれから教育が担ういろんな部分について、この教育長を中心としてさらに五條市の教育委員会が更に発展し、また子供のためにいろいろ頑張っていたことをお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、簡易水道のございます。四月から簡易水道の事務所が簡易水道未普及地のたくさんある西吉野・大塔はたくさんありますね。それで西吉野支所内に設置されました。

まず初めに、普及率についてお尋ねいたします。

○議長（益田吉博） 河田水道局長。

○水道局長（河田博幸） 七番岩本議員の御質問にお答えさせていただきます。

水道の普及率については、五條市全体の普及率は上水道を含め、約九七パーセントでございます。そのうち西吉野町におきましては、約九四パーセントでありまして、大塔町につきましては、平成二十六年事業が完了いたしますと約五二パーセントとなります。

なお、全国的には、約九七・六パーセントの水道普及率となっております。

以上で答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博） 岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝） 今普及率についてお尋ねいたしましたところ、五條市全体上水も混ぜて九七パーセント、西吉野簡水では九四パーセント、大塔は今のが出来上がって五二パーセント、西吉野・大塔が普及率が低いと。特に西吉野・大塔地域におきましては、高齢者の方々

がたくさんおられます。水道というたらひねるとジャーと水が出ると、山間へき地の方が西吉野・大塔地域には地域がたくさんございませので、いろんな財政の面があると思いますが、さらにいろいろなことを研究いただいて、少しでも早くおいしい水が飲めるようにお願いしたいと思います。

今の進捗状況をお伺いしたいと思います。

○議長（益田吉博） 河田水道局長。

○水道局長（河田博幸） 七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、簡易水道事業におきましては、平成二十一年度に工事着手を行いました宇井地区水道未普及地域解消事業として、大塔町辻堂地区の整備を行っております。平成二十五年度の完了の予定でありましたが、繰越明許により平成二十六年年度の事業完了を目指しております。

次に、今年度より新規事業であります宗桧上地区統合簡易水道事業を実施いたします。この事業は西吉野町本谷地区、茄子原地区の水道未普及地域の解消と併せて、老朽化した茄子原飲料水供給施設を宗桧上地区簡易水道施設と統合整備するものであります。

事業の完了目途は、平成二十九年年度を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博） 岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝） 今、局長がお答えいただきました宗桧上地域が二十九年度に完成予定と進捗状況、今水道局の方へ西吉野大塔地域の方から簡水に関してたくさんの要望等があると思います。これらの要望に応えるため、今後の事業計画をお尋ねいたします。

○議長（益田吉博） 河田水道局長。

○水道局長（河田博幸） 七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

簡易水道事業の次年度以降の計画につきましては、大塔町・西吉野町内で未だ残されている水道未普及地域からの要望に対処するため、既存の老朽化施設との統合整備も考慮し、効率的な整備範囲を検討しながら五條市の予算規模に適した計画を立案し、簡易水道事業を進めてまいります。

また、水道事業は、受益者負担の原則から、簡易水道事業に対しても、国・県から上水道事業との経営統合が勧められております。

今後、さらに簡易水道事業が効率的に経営できるように事業計画を立て、低廉で安心・安定した飲料水の供給を目指すところであり、  
以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博） 岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝） ちよっと西吉野地域のことを話させていただきましたが、西吉野地域におきましては九四パーセントの普及率とお聞き  
しましたが、最初の方にできておる水道事業施設、簡水の施設は大分老朽化しておりますね。昨年の八月の台風ですか、もうその水道を  
使っても十日間も水が飲めなかったと、そういうふうな方がたくさんおられました。新しい施設の要望もきておると思いますが、老朽化  
した既存の施設の統合、そういうようなことについてどういふふうにお考えか、よろしく願います。

○議長（益田吉博） 河田水道局長。

○水道局長（河田博幸） 七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり老朽化施設は今のところ三十年以上上たっているのが四施設ございます。その統合等につきましても、簡易水道  
事業計画統合の計画に乗せまして、今後また財政とも相談しながらやっていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博） 岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝） なるべく住民の声を反映していただいて、水は命、命の水、ライフラインの中でも重要な部分を占めるものでございま  
す。財政的に厳しい問題が多々あると思いますが、これからの簡易水道にかける気持ち、意気込みを市長にお尋ね申し上げます。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 七番岩本議員の質問にお答え申し上げます。

先ほど局長からもるる説明ありましたけれども、大塔町・西吉野町・山間地域に未だ点在する水道未給水地域への対応も踏まえながら、  
水道、簡易水道事業と上水道事業との連携や経営の合理化を見据え、また災害の緊急時にも対応できるような計画を進めてまいりたいと  
考えております。

いろんな形の中で、今宗検地区のこともありましたけれども、老朽化した部分とそして新しく新規と併合することにより、より早く、  
またその辺の対応ができるということ、また水源地の問題もありますので、その辺の対応、やはり財政的なものも踏まえながらある程度

一定にまとめられるところはまとめながら、進めることにより安くできると思っておりますので、総合的な判断をしながら今後とも早急に対応してまいりたい、そういうように考えております。

以上です。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博）岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）市長から答弁をいただきましたが、総合的に勘案して未普及地域並びに老朽化した地域の事業を進めるということはお聞きしました。

言うは易し行うは難しということがございます。この言葉が本当に住民のための行政となるよう、節をお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（益田吉博）以上で七番岩本 孝議員の質問を終わります。

次に、八番、福塚 実議員の質問を許します。八番福塚 実議員。

〔八番 福塚 実質問席へ〕

○八番（福塚 実）それでは議長の発言許可をいただきましたので、八番福塚 実、質問させていただきます。

まず、一番に少子高齢化対策について。二番に下水道事業の進捗状況について。三番にごみ屋敷の対応について質問させていただきます。

それでは、一番の少子化対策について質問させていただきます。

まず、（一）の五條市の少子化対策について質問させていただきます。今、日本では一番問題視されているのは少子化対策と高齢化対策です。五條市においてもこの問題は大変深刻で様々な施策を講じて五條市として取り組んでいかなくてはならないと考えております。少子化の原因は出生率の低下、晩婚化などがありますが、また、これらの要因はフリーターなど安定した収入がない人が増えた若い人たちの失業率が高く、子育て不安や結婚や人生に対する考え方の変化があります。

このような状況を踏まえ、五條市においても早急な取組が望まれますが、特に五條市に若い人が少なくなることは、五條市また地域社会の存続自体も危うくなる可能性があります。



この状況を踏まえ、五條市が支援していかなくてはいけないと思っております。まず高齢者や若者に対する就業支援、子育て支援、社会保障の充実、また晩婚化における支援など、多岐に及びます。

以前、私も議員有志で結婚婚活支援活動を執り行っていました。再三議会や委員会に対して要望してまいりました。五條市としてもようやく重い腰を上げて五條市結婚相談協議会を立ち上げて少子化対策の一環事業となさるようですが、どのような内容なのか、部長お答えください。

○議長（益田吉博） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口幸雄） 八幡福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市では、市民の結婚相談に応じまして適切な助言及び指導を行い、定住を促すことにより活力ある地域社会の創造を目的に、五條市結婚相談所を設置することにいたしました。

結婚相談所は、五條市、そして五條市の社会福祉協議会及び五條市の商工会この三者によって構成する五條市結婚相談協議会これが全面的に支援を行っていくとこう考えております。

相談所では、五條市長より委嘱されました相談員が、五條市内に在住又は勤務する未婚者で結婚相手のあつせん及び仲介を希望する者を対象に、結婚相談の登録や結婚相談者への助言・指導及び紹介を行いたいと考えております。

開設は、この七月から五條市立福祉センターで月二回の開設を予定しております。

この活動が、本市で一組でも多くの結婚につながり、少子化と人口減少の歯止めにつくことを期待するものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） この結婚事業に関してですけれども、どのような形で未婚の方を募集していくのか、そしてこれは初婚に限るのか、また五條市外の方が五條市の出会いセンターまたこの婚活事業に関して参加したいという場合はどのような対応をとるのか、お答えください。

○議長（益田吉博） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口幸雄） まず、広報活動を重点的に行っていきたいと思っております。市の広報、そしてまだ少し先になりますけれども、

パンフレットとかそういう形で、五條市内で啓もうをしていきたいと思っております。

それで登録というか、御相談がある方はその相談所に来ていただき、一応登録していただくと、その後ある程度フィーリングとか合いそうな方がおられましたら相談員が一応紹介、あっせんをしていくと、ある程度そういうことが決まらず、男性・女性がある程度の人数登録ができましたら、うちの方としては奈良で婚活事業、県の方でやっていただくと、そこに五條市内でそういうイベント的なことの展開もお願いし、そういう方々の参加によって一組でもカップルが成立できるように、こういう形で進めたいと、こう思っております。

そして今のところ年齢制限は設けておりません。初婚、再婚に関わらず御相談に来ていただいて登録をさせていただこうと、これはまるつきり初めての正直言つて初めての事です。徐々に段階を踏まえながら、また協議会でいろいろ相談しながら組み立てていきたいなと。

もう一点、私どもが思っておりますのは二年間を試行期間といたしまして、二年後に登録・申込者が多いのか少ないのか、二年後に再度検証いたしましたして、今後の五條市の結婚相談所のもって行き方、方向を再度その時点で、三協議会でいろいろ協議しようとして、こういう形で進めていこうと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） この募集に関しては、その地域のアドバイザー、また広報等で募集していくということですが、これ実際広報で本当に募集がくるのかというのは大変疑問に思います。まずその本人が見た場合、果たして市役所まで来て登録するかどうかという点も疑問に思いますし、本来であれば地域の代表に、地域的に、町別でも構いませんけれども、地域的に分けていただきまして、地域の代表の方、強いて言えば連合会の自治会の方とか、またそれに関する社会福祉、民生委員の方とかの助言をいただきながら募集等、地域に合った方を募集していくというのが一番効率的ではないのかなあと、広報ではどうしても本人、またその家族等が、親が申し込んでも本人が来なかったら何の意味もございませんので、やはりその本人も説得するっていうのが一番の課題になってくるのではないかと思います。そしてその二年後というのもあるんですけど、やはり年齢、晩婚化の方はもう男性・女性も含めて年齢等でいろいろ二年というのは長いというような気がするんですけど、四十八やったらもうすぐ五十になるとか、若年層の方に対しては二年というのは余裕があるかわからないんですけども、やはり晩婚化に伴う年齢が四十以上の方々に対しては大変厳しい状態もあると思います。また女性に関して

もやはり結婚したら出産等の問題もございますので、この辺は早急に取り組んでいただいて、自治会等の協力も得ながらやっていくのがいいのではないかと私は思っております。

そして私も議員有志でやっていた場合も、募集した場合は近畿圏内という形で募集かけていったんですけども、そして本来五條市の方を中心にそして足らず県外から募集するという形をとらせていただいていたんですけども、五條市またこういう田舎の方で暮らしたいという方も他府県におきましてはたくさん募集があるわけでございます。私も募集したときには約二百人から百二、三十人の募集があつて、四十人、男性二十女性二十という形でやっておりましたけれども、その中でも婚活支援の活動している中でも二組の方が結婚なされたという事例もございますので、やはりこの枠を広めないとい、五條市内だけで限定してやっていくというのには大変無理があるように思うんですけれども、その辺どのようにお考えですか。

○議長（益田吉博） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口幸雄） 八幡塚議員の御質問にお答え申し上げます。

まず二年間って先ほど、議員、質問からございましたけれども、二年というのは結婚相談所の位置付けを二年ごとに検証するという形で、登録された方を二年間待たすとか、そういう意味ではございませんので、そこだけちよつと御理解賜りたいと思います。

それと今議員御指摘ありましたように、確かに地域の代表のうんぬんということがございます。まずうちは広報をしますけれども、福祉部局でございますので、当然民生委員さん、自治会長さん宛にも徐々にこういうことをやっています、こういう活動をやっていきます、地域でもしこういう方がおられましたらまた御紹介くださいというような広報活動は順次やっていきたいなとこう思っております。

それと市外、県外の対象につきまして、私どももともかく、結婚されて日本全体を考えたらこの地域関係なく結婚されて一人でも子供、カップルが成立し人口が増えるというのが大きな目的でございます。

しかし最初、市民の税金を使って私ども事務屋としてやっていく以上は、まず市内から一応重点的にやっていきたいなと、その後経過を見て五條市外からも、広くすればいいということは十分わかっているのですけれども、段階としてそういう形で徐々に枠を広め、最終的には近隣の市町村もできたらと捉まえて、五條・吉野郡とか南和広域連合の範囲とか、そういう形に順番に段階的にもっていったら最高かなと、こう事務局ではそういうふうな形も検討しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 今部長がおっしゃられたように、確かに計画的に進めていってもらわないかなと、そして五條でこの事業を行うわけでございますけども、イベント等であるという事はお考えではないのか、ちよつとお答えください。

○議長（益田吉博） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口幸雄） 一番最初に申し上げましたように、イベント的に人数が集まれば、まず奈良県のやっている婚活事業のイベントを五條市内で行っていたきたいなという方向もございます。

それと、以前議員さんがやってくれていたサークル活動といえますか、もしそういうのが継続でお考えでしたら、そういうイベント等にも参加をしてもらおう。当初申込みのときにほかに近隣でイベントがあったら参加しますかという参加希望の申込書をいただいております。ということをお考えております。それで承諾できた方には何時、ここで、こういうイベント、民間さんがやるイベント等でございます、参加をとおしてお願いいたしますという御紹介をしようかと、こういうように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 奈良の出会いセンター等で募集するという事は、奈良の出会いセンターが主催するという事は他府県・他市からも来るといふことも考えられますので、その辺は勘案して五條市に限定するのではなくて幅広い目でこの事業を成功させていただきまして、充実した市民のための事業になることを願っております。

またこれも以前、市長とも一回こういふ話したことがございますが、市長も割とこの五條に対する晩婚化等に関しては真剣に考えていただいているようでございまして、福塚君のやっていることはええことやと、それであれば五條市で阪合部の方でも食肉加工施設、イノシシ等の食肉販売等も行っているのもまた利用した中で、事業、五條市にこういうおいしいものがあるんやと、地産地消の面でも五條市としても協力できる部分は協力したいんやと、そういう話も五條市長から受けたこともございますので、行政としても精一杯努力していただきたいなあとございます。その辺について市長、どうですか。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

本場に少子化ということで、婚活、議員さんらもずっと続けてやっていただきました。今回、五條市としても進めておりますけれども今準備を進めておりますけれども、本場に若い人たちが残っていたたく、そして少子化ということで子供を増やすということは、早く結婚していただくということは基本理念であると思います。そういう形の中で先ほどからまずは五條市内ということで、当然議員さんも今までやってきた中でなかなか集まらなかったという経過もある、やはり幅広くということ、まずは基本的には五條市内から、そこから広げていきたいという考え方、それが強いて言えばいろんな地域の活性化にも結び付けて、今イベントとおっしゃいましたけれども、そういうイベントと併合しながらやることによって、多くの人が集まっていたのではないかなと、またそういう形ですることによってより参加しやすくなるような体制をつくるのも大変重要であろうかなと、なかなか申込みをしてもなかなか来てくれないというのが現状であるかと思しますので、それを踏まえてより参加のしやすいような体制づくりを、これから議員さんらの意見も聞きながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 市長の答弁にありましたように、やはり募集した場合、気楽に参加できる、またその参加者に対して負担軽減という形でも、やっぱり少ない予算で参加していただけるように、そして、まず他市から来る場合にしてもこれが枠が広がった場合、交通費の面とかもありますので、その面でもなるべくならば補助できるような形をしていただけたら一番有り難いかなと思っております。五條市内であればそのバス・電車等、大概は車等で来ると思うんですけども、やはりもし枠が広がった場合、他府県から来た場合は交通費などないなんやっという問い合わせも多分あると思いますので、その辺も勘案しながらこの事業を成功させていただきたいなと思っております。

それでは（二）の人口減少に対する取組について質問させていただきます。

人口減少を抑える取組として考えられるのは、まず企業誘致において、働く場所の確保、雇用の安定または地場産業の促進などがあります。また市長がよく言われている魅力あるまちづくり、これは大変重要なことではないかなと思っております。どのような五條市を今考えているのか、私の知る限りでは都市部への若者の流出は年々増加傾向にあると考えております。また安倍政権の社会経済政策の中でも若者に魅力ある地域拠点都市の整備にも着手すると言われております。

五條市で今行われている人口減少に対する取組、今後考えている取組などがありましたらお答えください。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

人口減少に対する市の取組でございますが、若者の定住及び市内雇用の支援策といたしまして、市内で操業されている企業のPRを兼ねた五條市企業合同説明会を平成二十二年度から五條市雇用対策協議会との共催で開催しており、職を求める方や学生の方に気軽に参加していただくために、平成二十四年度からは五條市就職応援フェアと名称を変更して継続しております。

また、市外からの新規立地企業及び市内で増設や新たな設備機器の導入を検討している企業に対し、平成二十二年度に策定されました五條市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例を運用した奨励金制度の周知を図るとともに、その活用を促すことで、市内在住者または市外からの転入者の雇用促進に取り組んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 大変、企業誘致等に関しては、五條市としても熱心に取り組んでもらっているということとはよくわかるんですけども、新規に企業誘致によって五條市に対して企業誘致していただいた企業に対して優遇措置等をとっていると思うんですけども、どのような優遇措置があるのかちよつとお答えいただけますか。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、五條市内で新規に五名以上の雇用をされた場合について、一名当たりにつき五十万、上限二百五十万の雇用の促進の奨励金を出させていただいております。

また、五千万円以上の資産、それから増加固定資産につきましては、奨励金の額のうち一〇〇分の七〇、上限四億円、また五十億円以上は、新規雇用が二十五名以上で一〇〇分の七五、上限八億円、百億円以上につきましては、新規雇用数が五十名以上で一〇〇分の八〇、上限五十億円の奨励金の優遇制度をとっております。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 企業誘致によって新規の事業者に対しては、かなり手厚い優遇措置がとられていると思うんですけども、現在五條市において既存する企業、五條市に多数あると思んですけども、その五條市に元々ある企業に対しては何らかの優遇措置とかはあるのかどうか、ちょっとお答えください。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

元々ある企業につきましては、水道料金を優遇措置をさせていただいております、これは元々テクならの部分だけであつたのですけれども、このたび北宇智工業団地にも同じ制度を運用しようということになっております。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 企業誘致によって、新規企業に対して五條市民の方を雇った場合は、そういう補助等が受けられるとなつておるんですけども、既存する企業に対して、元々五條市民で働いている方が多いと思うんですけども、新たに雇用する場合は、そういう補助等は今のところ何もないということと理解させてもらつてよろしいですね。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

元々ある企業でありましても、増設、増築等の資産を増やす場合につきましては、先ほど申し上げましたように、五名以上の雇用があれば先ほどの御説明と同様に優遇措置をとらせていただいております。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 地元産業、地場産業等も大変重要ですので、その辺の企業に対して周知もよろしくお願いしておきます。

大変やはり優遇措置、やはり五條市から企業がなくなるといふのは大変五條市にとつてもマイナスになりますので、新規事業者また既存の五條市の企業に対しても、やはり優遇措置といふのは、新規事業者と同等ともいいませんが、ある程度やはり地元根付いた

企業を大事にするという意味でも、そういうふうな優遇措置も考えていくのが五條市ではないかなと思います。

また私が思うに、行政には人口減少下でも持続可能な地域経済構築の実現のために、思い切った改革を進めてもらいたい。また企業、企業がれば働く場所があれば、五條市にも定住という面でも安定して若者が残ってもらえる、そして生活の安定、また子供等その場で進んで就職してもらえらるという部分もございしますので、私が知る限りで、若者が流出というのは働く場所がない、そして子育ての不安等もやはり五條市においては大変あります。交通の便の不便さというのものもあるんですけども、やはり若者が魅力を感じるの、働く場所、そして安定した子育て、結婚生活というの目指してやっていくと思っておりますので、その辺精一杯五條市として努力していただきたいと思っております。その辺市長、どう考えますか。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 八番福塚議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

人口減少を食い止めるような形の施策はいろいろあると思います。企業誘致、働く場所があれば若い人は残っていただけのようなことで、この間から北宇智工業団地、また一社決定をいたしました。その御挨拶に行かせていただいたのですけれども、その会長さんと話したときに、いろんな場所を選定したと、その中で五條市の起業の立地の条件が一番良かったと、だから五條市を選ばせていただいたというそういう温かい言葉をいただきました。大変有り難いことかなと、これによってまた何人かの、最初は少ないかもしれませんが、雇用が増えてくるということで、大変うれしく思っております。

ただ企業誘致だけでは、なかなか働く場所だけでは駄目だということで、Uターン、要するに定年になった方、お父さんお母さんは五條におりますけれども、学校を卒業し、また大学を卒業して就職する。今五條市で一番転出届が多いのは二十代が一番多いです。学校を卒業して外に出ていくと、それが今一番うちの減少になる一つの大きな要因となる。そういう若い人たちが働いて、これは一つなぜかといいますと、通勤が可能でないという。関西であればあれですが、関東は別として関西なら通勤可能であるような状況も考えていかななくてはならないのではないかなと、そういう面においては、その駅、駅のところを例えて言えば、これは前から議論があるのですけれども、通勤電車の便が少ないということがございますし、バスという問題もあります。そういうところに車で行くのりの駐車場をつくってはどうかなと、そういう案も出ています。それが一番効果的であるかということは今検証しながら、また少子化においても、子育てに対してある程度の優遇があれば若い子供たちは残ってくるのではないかなということで、小・中学校の医療費のことも今年度からまた増や



しましたけれども、いろんなことで他市と違った、五條市はこういうところがいいんだ、だから五條におつたらいいんだという、そういう一つの光るものを見出すためにいろいろとこれから特効薬と言いますか、いろんな形の中で残ってもらえるような、ただ若い人だけではなく退職した人もUターンで戻ってもらえるような、そういう方が何組か今五條にも戻ってきていただいております。働いて親のところに、また面倒を見なくてはならないということで、家は別々であるらしいですけれども、五條に住民票を移して帰って来て、両方の生活をしているようなところもございますけれども、行く行くは親と一緒に住むというように、そういうUターンも考えながら人口の歯止めを食い止めるような施策にこれからも取り組んでまいりたい、これはいろいろと大変厳しい、これは五條市だけでなく他市、いろんな地域でもそういう状況で、今頑張っているわけでありますけれども、五條市としてもそれなりの検討をしながら、また知恵を絞りながら進めてまいりたい、そういうように考えております。

以上です。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 先ほど市長が思いを述べていただきました。まあこの地域経済構築のためには大変思い切った政策が必要かなと思っております。人口の減少を止めるにいたしましても、高齢化対策にいたしましても、多岐にわたる様々な施策を考慮しながら頑張っていたいただきたいと思っておりますので、更なる努力よろしくお願いしておきます。

それでは、二番の下水道事業の進捗状況についてです。  
まず、（一）の計画区域の住民への対応について質問させていただきます。長年この事業は少ない予算の中ですけれども、行われてきております。計画地域の方々が浄化槽の設置を検討している場合、また、リフォームなどを検討している場合など、下水道の進捗状況を住民に理解してもらい、計画的な説明が必要だと思われれます。

今現在、進捗状況はどのようなになっているのか、また住民に対して説明などはどのようなに行っているのかお答えください。

○議長（益田吉博） 中永都市整備部長。

○都市整備部長（中永 充） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

流域関連公共下水道事業につきましては、公共水域の水質保全、環境保護を目的として、昭和五十八年に五條市公共下水道事業整備計画が策定され、平成三年より一部供用開始し、現在二十三年が経過しようとしております。

現在、全体計画一、八六五ヘクタール、計画決定区域九五六・九ヘクタール、事業認可区域七七八・五ヘクタールと定め、人口密度の高い市街地の中心部から順次整備拡大を図っております。

平成二十五年度末までの整備状況といたしましては、供用開始面積五六八・八五ヘクタールとなっており、市全体では普及率五三・二パーセント、水洗化率七三・三パーセントでございます。市街地を含む認可区域内普及率は、七三・一パーセントとなっております。

現在、社会資本総合整備計画に基づき国の交付金を活用して、実施計画がまとまった地区より地元説明会を行い、関係機関と協議、工事を行っております。また、供用開始後は水洗化率向上のため、未接続家屋を訪問したり、吉野川フェスタ等、イベントでも啓発品等を配布し、公共下水道に接続してもらえよう、市民の皆様の御理解と御協力をお願いをしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） この効率的な事業、また広報等で行われているということですが、私が聞く部分に関しては、吉野川祭り等でもそういう広報活動しているということですか。もう一遍ちよつと答えてください。

○議長（益田吉博） 中永都市整備部長。

○都市整備部長（中永 充） 八番福塚議員の御質問にお答えいたします。

吉野川フェスタ、川開き等でございます。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） その広報の内容は、何か配ったりという形の広報活動と理解させてもらってよろしいですね。

○議長（益田吉博） 中永都市整備部長。

○都市整備部長（中永 充） 福塚議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように、広報、パンフレットほか下水関連の簡単な品物を配布しながら皆さんにお願いしている状況でございます。以上です。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実）進捗が更なる向上を目指して努力をしていただきたいと思えます。

それでは次、（二）の今後の課題について質問させていただきます。五條市におきましては、様々な住宅環境の地域がありますが、市長の市政報告の中で下水道の普及に向け効率的な計画を立てると言われていましたが、その効率的な計画はどのような形で作成できるのか、どのような計画を立てているのか、お答えいただけますか。

○議長（益田吉博）中永都市整備部長。

○都市整備部長（中永 充）八番福塚議員の御質問にお答えいたします。

まず下水道事業は限られた予算でございまして、すぐに手を付けていける箇所から手を付けていっております。効率的などいいますのは、今議員御承知のとおり国道二四号が工事をしておりますが、国道二四号の工事に伴いまして、下水を敷設すると、工事が終わりましたら下水の敷設は数年できないこととなりますので、その工事に合わせましてそのときに遅れないように実施をしまいたい、そういうことでございます。

以上です。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博）福塚 実議員。

○八番（福塚 実）効率的な計画というのは、計画といえば何年度までにこういう形のものつくっていくというのが市としての計画だと思うんですけども、その進捗状況を見て計画的な計画というのはちよつと理解できないです。何年度を用途に、国道二四号も大体用途、何年度までに完成という用途がありますので、その計画にのつとつた中でどういうような形で進んでいくのかという説明をしていただけますか。

○議長（益田吉博）中永都市整備部長。

○都市整備部長（中永 充）福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほども申し上げましたように、予算が限られて少なくございます。先ほど申し上げた国道工事と下水が敷設できる工事があれば優先的にそこに入れさせていただきますが、まずその他につきましては、もちろん地元市民からの御要望もございまして、御要望と並行して工事がすぐに行ける状況が整っておる地域から手を付けていきたいと思っておりますのですけれども、何分、何度も申し上げますが、年間工事費として一億円くらいの事業費しかございませんので、この事業に対する交付金、いわゆる補助金ですね、補助金を国・県等の下水道

協会を通じて大幅に上げていただくように強く要望しているところでございます。

以上です。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 限られた予算の中で進めていくわけでございますけれども、五條市における地域住民の方が下水道、浄化槽の設置等を考えた場合、計画区域に入っていたら浄化槽を据えた場合、補助金等が受けられないというのを聞いたんですけれども、それが何年度までに自宅のリフォーム等を考えたときに、何年度までにここに下水道が通るのやという形で説明受けたら計画的なリフォーム等も住民の方に對してできるんですけれども、説明がないままであると、地域住民の方が自分とこの家をリフォームするにも下水道、浄化槽等、浄化槽が補助金があれば優遇されて、合併浄化槽等を設置できるんですけれども、補助金等がない場合は、かえって割高になってリフォーム等も考えにくいという部分もありますのでね、計画区域等の方にも何年度までにこういうふうな形で目指しているという部分の方向性を示していくのが効率的な計画ではないかなと思うんですけれども、その辺お答えください。

○議長（益田吉博） 中永都市整備部長。

○都市整備部長（中永 充） 福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

議員おっしゃるとおりでございます。市民の皆さんにとりましては大きな問題かと考えております。残念ながら今のところ長期的にこの区域は何年、この区域は何年という計画はできておりません。ただ今申し上げられるのは、誠に申し訳がないのですけれども、先ほど議員がおっしゃったように、リフォームしたいという計画があれば、下水道課の方に一度御相談いただければ、具体的な御相談に乗れるかなと思うのでございます。

先ほど申し上げましたように、事業費を多く今要望しております、それがつきましたら、具体的な計画を立てていけるかと考えております。

以上です。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 少ない予算の中で効率的な計画、これを取り上げているのですけれども、実際計画が立たないと理解させてもらうんです。話の答弁の中では、でもこれ市長の市政報告の中で「効率的な計画を立てる」と言われているのですけれども、市長その辺どうです

か。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 八番福塚議員の質問にお答え申し上げます。

今部長の方から説明がありましたけれども、限られた予算ということで、効率的、約一億の予算を効率的に使わなければならない。計画区域という福塚議員がおっしゃったように、今現在は継続的にやっているところを増やしているというのが現状であります。そういうことも踏まえて、これは市民の皆さんにも早く明示をしなければならぬなど、そういう思いもしました。ただ今言うたように、効率的というのは限られた予算の中でやっていくという、そういう御理解をしていただきたいなど、ただ計画区域に関しては現状のところ延長して進めていると。それとどうしても早くしなければならぬという地元要望があれば、それには対応を優先順位を付けてやっていくというのが現状でありますので、もう一つ踏み込んだ形の中できちっとした計画を持つて更なる努力をしてまいりたい、そういうように考えております。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 予算を効率的に使うということで理解させてもらいます。計画というのは地元住民がおられる大変重要な事業だと思われまので、少ない予算の中でやるのはよくわかるんですけども、やはり地元は何年度までにとりう形の方角性を早急につくっていただきたいと思えます。よろしくお願いしておきます。

それでは、次の質問をさせていただきます。

まず、三番のごみ屋敷の対応についてです。（二）の条例化に向けての取組についてですが、以前、この質問させていただきましたが、地域住民の方々や社会福祉、民生委員の方々の努力の下、大変御苦勞を掛けていると聞いております。この場をお借りいたしましたので、その方々にお礼を申し上げます。

私知るところでは、東京荒川区では平成二十一年四月からごみ屋敷の対応も含めた荒川区良好な生活環境の確保に関する条例というのが施行されております。

概要等は次のとおりですけれども、まず（一）に近隣住民からの苦情があった場合、立入調査ができる。二番、その調査を住人が拒否また無視した場合は氏名の公表及び十万円以下の罰金に処せられる。三番、苦情に関しての是正勧告を行い、それに住人が従わない場合

は五万円以下の罰金に処せられる。四番、さらにごみ屋敷が改善されないときは行政代執行も行うことができる。定められた東京荒川区の方では条例ができておりますけれども、五條市におきましても近隣地域の生活環境の保全、またそれに伴うトラブル回避、啓発活動による抑止力の観点からも検討する必要があると考えておるんですけれども、行政としてはどのように考えているのか、お答えください。

○議長（益田吉博） 辻環境産業部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

これまでも五條市におきましても、ごみ屋敷問題がありました。関係課及び関係団体の取組により改善されております。

ごみ屋敷対策といたしましては、全国的に条例を制定している自治体として、東京都足立区・大阪府大阪市などがございますが、問題解決にはなかなか至っておりません。

五條市といたしましては、住民の良好な生活環境が損なわれることのないように、このような場合には、対象者の事情を詳しく把握し、地域住民の協力はもとより、社会福祉士による聞き取り調査を実施するなど、対象者の日常生活を送る上で、何がごみ屋敷となる原因、問題になっているのかを相談に乗り、助言や指導を行う必要があると考えております。

今後、地域住民・自治会・民生委員・社会福祉士また五條警察の方々との連携を強化することで、ごみ屋敷問題の早期発見、解決を図るとともに、近隣自治体のごみ屋敷対策などの事例の情報収集を更に続けてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 部長の答弁で、他市にもそういう条例がつけられていると聞いたんですけれども、この条例が施行された事例は今のところは聞いていないというものですけれども、市長も、以前この質問を私がしたときに、その現場に一回見に行っていたということも聞いていますけれども、その後は市長、一回か二回見に行っていますか。ちよつとその辺。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 八番福塚議員の質問にお答え申し上げます。

それから行っておりませんけれども、解決ができたということを聞きましたので、その後は行っておりません。以上です。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 解決ができたというのは、道路等にあるごみがきれいにされたということでございまして、住宅に関しては余り改善されていくのは聞いておりませんので。

この条例に向けても、抑止力、また住民と近隣の方々とのトラブル回避という観点からも、やはりこれは検討していくべきではないかなあと思っております。

私が聞いたところによりますと、やはりトラブル回避というのは住民の方に話したときに、関わるのが嫌だとか、そういう形の中で、抑えてしまうと、かえって自分から問題起こすのではなくて、やはり行政としてもこの辺に対して、やはり民意の団体等のボランティア等によって解決しているのが現状やと思うので、行政としても皆さんの力を借りて、抑止力のためにも条例等も検討していく、今後そういう問題が他地域でも起こった場合、五條市全体で起こった場合もこういうふうな条例を制定していくべきではないかなと、今後課題として、五條市として考えていただきたいと思っております。市長、ちよつとその辺どうですか。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 八番福塚議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

確かに今後においては条例も踏まえて考えていきたい。

ただこの問題というのは、そのときに私が聞かせていただいたのは、まず地域住民とのコミュニケーションが図られていなかったというのが、最大の原因であろうかなと思うのです。地域の皆さんとの連携をとれば、そういうこともなかったのではないかな。特に孤立化していたというのから始まって、地域住民の皆さんからいろんな意見が出て、それから警察にもお願いしたり、行政にもという形になりましたので、そういうことを踏まえて条例に向けても検討をこれからしてまいりたいと思っております。

以上です。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 条例が事前であれば、こういう状況もまた回避できたのではないかなという可能性も考えられますので、またよろしく願っておきます。それでは、私の一般質問はこれで終らせていただきます。

○議長（益田吉博） 以上で八番福塚 実議員の質問を終わります。

次に、四番、宗部康寛議員の質問を許します。四番宗部康寛議員。

〔四番 宗部康寛質問席へ〕

○四番（宗部康寛）ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、四番宗部康寛、通告のとおり一般質問をいたしますのでよろしくお願いいたします。

まず、二見保育所の跡地利用についてであります。市政の報告にもありましたが、二見保育所の跡地利用について、かねてから二見地区連合会の方から要望があり、事業計画が進んでいることと思えますけれども、それについての内容及び現在の状況と今後耐震性防火水槽及び防災用倉庫の計画というのを聞いておりますが、完成の時期を教えてくださいいただけますか。

○議長（益田吉博）櫻井危機管理監。

○危機管理監（櫻井敬三）四番宗部議員の御質問にお答えを申し上げます。

当該地は二見地区の幼児保育を担う二見保育所としてその役割を果たしてまいりましたが、諸般の事由により廃所となりました。その際、今御質問のありましたように二見地区自治連合会から当該地を「防災施設を兼ね備えた公園」として整備することの要望書が提出されました。市としましては、その要望に応えるべく、国有地売却の特例を活用して用地を取得いたしました。今年度において、耐震性の防火水槽と防災用の倉庫を設置する運びとなっております。具体的に防火水槽の設置につきましては、先般、二見地区自治連合会長などと現場立会をし、設置場所を確認いたしました。

今後はボーリング調査や工事施工を行い、本年十二月末には設置を完了する予定であります。

また、防災用の倉庫につきましては、資器材も含め、今月末までに設置をする予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（益田吉博）宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）今後の災害に備えまして、早急に取り組んでいただきたいと思っております。

次に、公園の設備内容についてでございますけれども、その他の空き地におきましても災害時の避難場所として、そしてまた多目的に有効利用できるような地域住民に開放された公園であり、子供たちが交流できるようなスペースであってほしいのですけれども、そこで一部雨宿りでもできるような休憩所として東屋のような設備も要望したいのですけれども、市としての計画されている内容があれば教え



てください。

○議長（益田吉博）中永都市整備部長。

○都市整備部長（中永 充）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいま御質問にありました公園につきましてですが、危機管理監が申しましたように、防火水槽や防災倉庫を今現在計画しております。防火水槽の工事等の設置が完了した後でございますが、関係機関、また地元と調整をしながら、基本的には防災広場として、後の空き地の上面整備を行ってまいりたいと思っております。

ただいま議員おっしゃるような植栽や東屋等もいろいろ考えられると思いますので、検討させていただきたいと思っております。以上です。（「四番」の声あり）

○議長（益田吉博）宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）よろしくお願ひしたいと思います。

あの場所は御霊神社がありまして、案外人通りも多く、住宅も密集しているところでございます。今後完成に至るまで、地域の要望または地域性を考慮した上で進めていきたいと思っております。早急に良いものができますようよろしくお願ひ申し上げます。

次の質問に移ります。

地域包括ケアシステムの実現に向けてということでありませうけれども、先般の山口議員の一般質問の前置きと少しかぶりますけれども、一般質問の趣旨を説明をさせていただきます。

厚生労働省の発表によりますと、「日本は諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行しています。」とあります。六十五歳以上の人口は現在三千万人を超えておりまして、国民の約四人に一人が六十五歳以上でございます。二十八年後、二〇四二年には約三千九百万人がピークを迎えて、その後も七十五歳以上の人口は増加し続けることが予想されております。

このような状況の中で、団塊の世代、現在八百万人がおられるそうですけれども、七十五歳以上となる二〇五〇年以降は国民の医療や介護の需要が更に増加することが見込まれています。このために厚生労働省においては二〇二五年を目途に高齢者の尊厳の保持と自立生活支援の目的の下で、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう地域包括的な支援サービス提供体制、地域包括ケアシステムという構築を推進していますとこのようにありました。

そこで五條市といたしまして、今現在の状況、そして今後の取組についてのお考えをお聞かせください。

○議長（益田吉博） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口幸雄） 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、現況についてでございます。地域包括ケアシステムにつきましては、先ほど議員がおっしゃられましたように、団塊の世代が七十五歳以上となる二〇二五年まで残り十年余りとなっております。国及び地方公共団体は、高齢者が介護を受ける状態になっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生最後まで続けることができる社会の実現に向けて、介護サービスの基盤を整備していくと同時に、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現することが求められています。

このシステムを実現するには、市町村の取組として、一つ目、在宅医療と介護の連携、二つ目、認知症施策の推進、三つ目に地域ケア会議、そして四つ目に生活支援の充実と強化を進めていく必要があると考えております。

御質問の（一）現況についてであります。まず、五條市における高齢化につきましては、四月一日現在六十五歳以上の人口は一万四百二十四人で高齢化率は三一・〇二パーセントとなっております。七十五歳以上の人口につきましては、五千七百四人と一六・九八パーセントを占めております。

そうした中で要介護認定者数は二千百八十八人となっており、その内訳としまして、要支援者は五百六十三人、要介護者は一千六百二十五人となっております。

約十年後の二〇二五年には、六十五歳以上の人口は、約一万三千人、高齢化率約四〇パーセントと予測されます。

また、七十五歳以上の人口につきましては、約七千人になると推定しております。これらに伴いまして、要支援、要介護の認定者数も増加していくと見込まれます。

このような中、地域包括ケアシステムの実現に向けまして中心となる地域包括支援センターにおいては、現在、高齢者の総合相談支援事業、権利擁護事業、介護予防ケアマネジメントを行っており、主に介護サービス、健康相談、家族の介護相談等多岐にわたって事業を実施しております。

また、地域包括ケアシステムの具体的な取組といたしまして、高齢者の方が多く住んでおられる大塔地区におきまして、奈良県中山間

地域包括ケアモデル事業といたしまして、地域代表者あるいは郵便局の事業所など、その他学識経験者、行政機関により定期的に、おおとう元気会議を開催し、地域包括ケアシステムの構築をただいま研究しているところでございます。

以上が現況という形でございます。

そして、今後の取組についてでございますけれども、先に述べましたように、団塊の世代が七十五歳以上となる二〇二五年を目途に、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることができるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援などのサービスを切れ目なく提供できる連携体制をつくり上げていくことが必要となります。

特に一人暮らしの高齢者や認知症高齢者が増加する中、このシステム構築の実現には、医療と介護の連携が必須でございます。特に、掛かり付け医の機能を担う医師会等の協力を得ることが、在宅医療と介護の連携を推進するためには重要と考えております。

よって、このシステム実現のため、役割の大きい地域包括支援センターを中心に、先に述べました大塔地区での地域包括ケアシステムの取組事例を参考に、市内、他の地域での地域包括ケアシステム構築に向けまして、医師や介護職等の関係する職種の連携による個別事例の検討の場があります地域ケア会議を推進し、市民のニーズにあった高齢者支援を進めていきたいと考えております。

また、先の四月一日に設置されました奈良県の地域包括ケア推進室の支援を受けながら、平成二十七年年度から以降の介護保険事業計画に地域包括ケア計画を位置付けて進めていく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（益田吉博） 宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） ただいま答弁中に現在の高齢化率は約三パーセントというふうに理解したんですけども、十年後の二〇二五年に六十五歳以上の人口というのは一万三千人と予測されると、こういうことで高齢化率は約四〇パーセントというふうにおっしゃいましたけれども、今現在五十五歳以上の方が十年後に六十五歳以上にもちろんなるわけでございます。これは出生率とか死亡率とかいろんなことの試算から約一万三千人、十年後に、そして高齢化率が四〇パーセントという数字になったんやと思うんですけども、この辺のところのパーセントの数字というのは、予測ですけれども確かなものでございますか。

○議長（益田吉博） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口幸雄） 四番宗部議員の御質問にお答えいたします。

先ほど申しました一万三千人、高齢化率四〇パーセントという十年後の予測数値でございます。うちも根拠なしの数字というのは余り公表できません。これはちよつと古いのですけれども、第五次総合計画の中の計画数値をもって先ほど説明させていただきました。

現在、地域包括ケアシステムのニーズ調査等の取りまとめをコンサルの方でやっていただいております、八月にはその分析ができると思うのですけれども、そこには近隣の最近の数値等で再度計算し直した新しい数値が出てくると思いますので、その時点でまた公表させていただきますかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（益田吉博） 宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） わかりました。別に高齢化率の四〇パーセントにこだわるつもりはございませんのですけれども、四半世紀後の約二十五年後には五條市の人口は一万七千人になるとも、こんな予測がされているという数字を私耳にしたことがあるんですけれども、その推移から考えまして十年後の五條市の人口は三万を切っておらなければいいんですが、その辺の減少率からすれば、この四〇パーセントが四五パーセント強にもなるかもしれないという感じがいたします。なぜこのパーセントにこだわるかと申しますと、やはりこれの実現に今後取り組んでいく皆さん方が、より数字が高いということの意識を持てば、より本当に十年後どうなるんかなあということを真剣に考えて取り組んでいかなければならないというような数字でもございますので、高い方がいいとかいう問題でもございませぬけれども、その辺のところ为抓手になりましたので、質問の内容に関係ないんですけれども、触れさせていただきます。

次に移ります。

五條市の人口は現在約三万三千六百人と聞いております。この人口減少が続く中で、今後の六十五歳の人口は増加、そして六十五歳以下の人口は減少していきますけれども、現在でも介護職員、看護師等の介護の担い手の不足が言われておりますけれども、五條市では担当者は経験豊富な方が対応していて通知文書等による一辺倒な対応ということではないと思っておりますけれども、介護保険の在宅サービスの利用者、市内の要支援者そしてまた要介護者のニーズに対応することはできておりますか。お答えください。

○議長（益田吉博） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口幸雄） 四番宗部議員の御質問にお答えいたします。

ヘルパーさんとか各事業所は、事業所の中でそういう研修、一つの義務付けがございますので、そういう中で十分勉強をしていただい

ておると思います。

五條市介護保険うんぬんというのは、五條市の方で全てを先頭としていくところまでいっておりません。各事業所でのケアマネさんはケアマネさんの研修という形で各事業所でやっていたら、当然市に管轄する職員のケアマネさん等は市の方で研修の機会がございましたら、外部で研修を受けていただくとか、そういう方向で養成を図っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（益田吉博） 宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） いろいろと先ほどからの答弁にもありましたけれども、地域ケア会議等の推進をしていただきまして、そしてニーズに合った高齢者支援を進めていただきたいと思っております。

そして今後、団塊の世代が七十五歳となる二〇二五年を目途に重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう住まい・医療・介護・介護予防・生活支援、この五つのサービスを一体的に受けられる支援体制のことをごいえますけれども、具体化するにはやはり市町村の力量が問われると思っておりますが、五條市のおきまして、今後十年後をにらみ、医療と介護が連携してこの構築を実現できるように取り組んでいただきますことを切にお願い申し上げます。

次の質問に移ります。

学童保育の充実についてでありますけれども、去る五月二十二日に安倍晋三首相は横浜市内の小学校を訪れ、学童保育で塗り絵や紙飛行機を作る子供たちの様子を視察いたしました。首相は視察後、「お母さんたちが仕事と子育てを両立するために更に学童保育を拡充していきたい。」と述べ、小学生の子供を放課後預かる学童保育、いわゆる放課後児童クラブについて、五年間で三十万人分拡大したいと述べ、支援を拡充する方針を明らかにいたしました。

我が五條市におきましても少子化、人口減少を食い止めるためにも、働く女性が子育てと仕事と両立しやすい環境を整えるべきかと考えます。五條市の学童保育の現状と今後の安心・安全の徹底の取組として、お考えを伺いたいと思います。

○議長（益田吉博） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口幸雄） 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、現在の状況といたしまして、学童保育所は、児童福祉法で規定されている放課後の児童健全育成事業を運営する施設で、おおむ

ね十歳までの小学校に就学している児童であって、その保護者が就労又は疾病等の理由により、昼間家庭にいない者に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る施設でございます。

本市では、公立が牧野・北宇智・宇智学童の三箇所、そして民営がなかよし・ちべんの二箇所が設置され、定員は合計百六十人となっております。

本年五月末の定員に対して登録児童は、牧野が五十八人、北宇智が四十人、宇智が三十五人、なかよしが四十九人、ちべんが五十二人の合計二百三十四人でございます。

各学童保育所の登録児童数の増減につきましては、ここ数年大きな変化はない状態が続いております。

もう一つの御質問の子供の安心・安全に関しましては、登所時の集団登所、指導員の目の届く範囲での保育、出欠簿による出欠確認、帰宅時の保護者の迎えの確認等を行い、入所児童の安全を確保しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（益田吉博） 宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） 前回三月には登録児童数が二百十九名と答弁されておりましたが、今大きな変化はないということでございますけれども、そのときには利用者ベースではなんとか運営できている状態ということでございました。今現在、登録児童数は二百三十四名と増えておりますけれども、その辺待機児童等が出ることなく支障なく運営されておられるのですか。

○議長（益田吉博） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口幸雄） 四番宗部議員の御質問にお答えいたします。

全てが全て来られるということもございません。これは三月でしたか、吉田議員の方に答弁させていただいたように、今のところでは一応運営はできております。ただ、先般金曜日でしたか、山口議員さんの御質問にもお答えいたしましたように、これから小学校六年生まで拡大される、そうした中でそれが順次要望に答えられるように努力してまいろうと、こう思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（益田吉博） 宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） よろしくお願いいたします。

そういうことでございましたら、その登録児童数が増えたりいろいろニーズに応じて対応していただきたいと思っております。

児童福祉法の精神の中に、児童福祉の理念として「第一条、全ての児童は等しくその生活を保障され愛護されなければならない。第二条、児童育成の責任として国及び地方公共団体は児童の保護者とともに児童を心身共に健やかに育成する責任を負う。」と、こういうふうに児童福祉法の精神にありました。

学童の質というものは、指導員の質で決まると言っても過言ではないと思っておりますけれども、時間まで預かるだけの保育ではなく、今後更に充実した保育内容であることを願っておるわけでございます。そこで指導員は誰がしておられるのか、そして保育内容についても、お尋ね申し上げます。

○議長（益田吉博） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口幸雄） 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、指導員についてでございます。公立の指導員につきましては、児童福祉施設最低基準に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者を充てております。

具体的には、保育士や教員の資格を有する者を臨時職員として雇用し、指導員に充てております。

内容等につきましては、十分先ほどの児童福祉法を理解して運営に当たっていただいていると、こう理解しております。

そして次に、今後の保育の内容です。

保育内容につきましては、児童に対して健全で安全な遊びを通した生活指導を行い、自由な学習等の機会を与える保育を行っております。基本的には、学習指導等は行っておりません。

保育に当たりましては、自習の時間と遊びの時間を分け生活習慣を身につける指導を行い、遊びに関しましては、子供が関心を持ち、自主性や社会性を養う工夫等を行い、そういう形で保育に取り組んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（益田吉博） 宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） 今のところ充実した内容であることがわかりましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

ここで調査結果ですけれども、二〇一三年の全国の学童保育の実施状況の調査結果ということがありますが、二〇一三年でございます。

すけれども、学童保育数は二万一千六百三十五箇所でございます。前年度と比較しますと七百八十九箇所増えております。入所児童数は八十八万八千七百五十三人でございます。これも前年度と比較いたしますと、四万一千七百八十六人増えております。少子化傾向にある中で増加しているこの実態というのは、これはいかに今後の必要性、要求が多いかを示している数字だと私は思っております。

我が五條市におきましても、今後の取組として安全・安心をモットーにこの学童保育が充実することにより、子供・子育て支援、少子化対策、そして仕事と子育ての両立支援として学童保育を利用でき、安心して毎日の生活が営まれるよう制度の抜本的な拡充、条件整備の向上を図ることが大切であると考えますので、今後とも更なる取組に御期待を申し上げます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（益田吉博） 以上で四番宗部康寛議員の質問を終わります。

昼食のため、午後一時二十分まで休憩いたします。

午前十一時四十八分休憩に入る

午後一時二十分再開

○議長（益田吉博） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

三番、牧野雅一議員の質問を許します。三番牧野雅一議員。

〔三番 牧野雅一質問席へ〕

○三番（牧野雅一） 議長から発言の許可をいただきましたので、通告どおり牧野雅一の一般質問を始めさせていただきます。

それではまず最初に、大塔地域の復興について。

大塔地域の復興に関する質問をさせていただく前に、平成二十三年九月の記録的な豪雨となった台風十二号によって被災された皆様に改めてお見舞い申し上げますとともに、尊い生命を失われた七名の方々の御冥福と未だ安否が確認できていない四名の方々の一日も早い



発見を心よりお祈りするものでございます。

さて、十二月、三月議会でもお尋ねさせていただきました復旧・復興について。まず復旧について、その後の進捗状況の報告と現在の復旧の遅れについて、その理由と今後の進捗状況・予定について報告並びに説明を願います。

○議長（益田吉博） 田中大塔支所長。

○大塔支所長（田中稔泰） 三番牧野議員の御質問、大塔町の復旧の遅れ・今後の進捗状況についてお答え申し上げます。

平成二十三年九月の紀伊半島大水害により大塔地区が甚大な被害を受け、多くの尊い命が奪われ、未だ多くの方々に御不自由な避難生活をしていただいているのが現状でございます。

現在の復旧の状況であります。国土交通省始め林野庁、奈良県及び五條市が一丸となって取り組んでいるところであります。

まず、赤谷地区の土砂ダム緊急対策事業であります。台風十八号等の影響により設計の見直しなどを経て、平成二十六年六月末に、主構造となる砂防えん堤一基が完成する見込みであります。上部よりの土砂等の流出による下流への影響が大きく改善することとなります。このような状況を踏まえ赤谷地区の避難勧告につきましては、災害対策本部会議において解除に向け検討しております。

次に、宇井地区では、熊野川左岸側につきましては、県による災害復旧工事により護岸を施工していただき、また右岸側におきましては、国土交通省による大規模崩壊法面対策工事及び護岸工事を施工していただいております。

台風十八号による仮設護岸の流失など工事の進捗に影響を受けましたが、現在は順調に推移し、全体として、平成二十八年度しゅん工の見通しと聞いております。

次に、堂平地区地滑り対策事業及び道路災害復旧工事につきましては、林野庁の二期工事が平成二十六年三月末にしゅん工し、それを受けて、市道の工事に着手いたしました。現場の状況により、一部工法の再検討を行い、九月末を目途に工事を進めているところであります。

なお、引土・飛養曾地区の避難勧告につきましては、工事を進める中で、市道災害復旧工事の進捗により一定の安全性の確保が確認でき次第、住民の方が一日でも早く戻っていただけるように七月を目途に解除できるよう取り組んでおります。

次に、辻堂地区におきましては、県におきまして鍛冶屋谷、柳谷の砂防工事及び国道一六八号復旧工事を行っていただいております。鍛冶屋谷につきましては、平成二十六年三月末にえん堤が完成し、現在、山腹工事や国道の橋りょう工事等の施工を進めていただい

おります。

鍛冶屋谷の最下流に位置します市道辻堂線及び橋りょうの災害復旧につきましては、えん堤のしゅん工により流出土砂対策が施工されたことから、現場着手し七月末しゅん工の見込みとなっております。

一方、柳谷につきましては、平成二十六年五月二十五日、五條土木事務所による辻堂地区等の地元説明会におきまして柳谷本堤工事の完成が平成二十七年一月末予定との説明がありました。約五箇月間延伸することとなりました。

その理由といたしましては、斜面崩壊区域の拡大や法面上の転石が動き始めている兆候が見られたため、新たな安全対策工が必要となったこと、法面工などの下請業者を受注者が確保できなかったことや安全対策工に係る現地精査検討などによる工事の一時中断であると聞いております。

次に、惣谷地区のクマミ谷地すべり対策工事につきましては、県による事業で、本年四月より現場着手となっております。しゅん工予定は平成二十七年度末と聞いております。

市といたしましたも、関係機関とともに一日も早く元の生活に戻っていただき、安心して生活できるよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 被災された市民の方々は何を頼りに今もなお暮らされていると思われまます。我々行政に、一日も早く元の暮らしに戻してほしい、一日も早く今の不自由な暮らしから解放してほしい、そう願っているように思われまます。そういった方々にせめて不安のない暮らしをしていただける、すぐにできなくても工夫はしてあげてほしいなと思われまます。行政に対してそれが滞ってしまったら有難いと思われまます。真の復旧・復興は、行政に対して不審があればなし得られないのではないかなと、形はできても中身が伴わなかったらアカンのかなと、どうか安心して復旧を復興を待つ喜び、楽しみが持てる環境づくりを今後お約束いただけただけなら有り難いと思われまます。次に、遅れているものは今聞かせていただけたらと思われまます。今後そういう工夫を凝らしていただけたらと思われまます。

それと次に、復興計画の推移・進捗について報告、説明をお願いします。

○議長（益田吉博） 田中大塔支所長。

○大塔支所長（田中稔泰） 三番牧野議員の御質問、大塔町の復旧の現状・今後の進捗予定についてお答え申し上げます。

大塔町宇井・清水地区におきまして、台風十二号により家屋が被災された方で大塔地区での居住を希望している六世帯の方につきましては、小規模地区改良事業で、現在天辻地区に四棟、宇井地区に二棟の改良住宅を建設し、新天辻住宅四棟につきましては五月三十一日にしゅん工式典を挙行し、入居者の方に鍵をお渡ししたところであります。

新宇井住宅二棟につきましては、躯体関連事業者の職人不足等で人工地盤工事が約一箇月延伸したこともあり、六月しゅん工が七月下旬のしゅん工予定となりました。

なお、入居につきましては、当初計画どおり八月末までに転居していただけるよう完成に向けて全力で取り組んでいるところであります。

また、大きな被害を受けました宇井地区左岸側、県災害復旧関連工事による盛土区域の利用につきましては地元協議を踏まえ、五條市におきまして、平成二十六年度に防災コミュニティー施設の建設及び市道宇井線の整備をする計画で、現在、建築設計、測量設計、調査業務を委託したところであります。

その他、面的整備の計画としましては、平成二十八年度末の完成を目指して、市道川西線の復旧、鎮魂広場の整備、トイレ棟の整備、軽スポーツ広場、ヘリポートの整備など、周辺の復旧に合わせて進めていく予定であります。

次に、赤谷地区の計画につきましては、現在、砂防事業を含め赤谷川の改修計画が平成二十八年度完成に向け国土交通省において策定中であり、五條市といたしましても、赤谷周辺の整備計画と合わせ、赤谷オートキャンプ場の復旧計画を作成する予定であります。

また、遊歩道や土砂ダムを活用した施設整備等を含めた事業について本年二月に国土交通省等へ要望書の提出を行いました。今後、関係機関と協議し、本年度中に復興方針を策定し事業推進に取り組んでまいります。

今後一層、大塔地域の復旧・復興に、多くの方の御意見、御要望に耳を傾け、対応してまいりたいと考えております。  
以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） ありがとうございます。

先般、天辻住宅の完成式というのかな、それでマスコミにも取り上げられていて、奈良テレビかなんかのニュースでもあったと思うんですけど、その中に新しく四軒のおうちが入られて、新しくそこにお住まいなられる方、この方も被災された方やと思うんですけど、特にインタビューでコメントされていた方は御親族の方を亡くされた方やと。その方のコメントの中で、被災された後、将来の希望に光が持てたというようなコメントがあったと思います。それを聞いたときに実にほほ笑ましい、やっぱり長年被災されて避難生活されておる中で、予定通り事が運んで、ああいう立派なおうちに住まわせてもらえる、それによって今までの辛い思いを、過去を振り返らず前向いて生きていける、将来に対しての希望の光が見えたというような意味のコメントやったと思うんです。なので、今ずっと計画等、御説明いただきましたけれども、住民の人らに言えばやっぱり皆さんは待ちますので、待っていただいて、計画通りいけば皆さん喜んでいただけると思います。進捗も進んで目に見えて進んでいけば、皆安心して被災されている中でも安心して待っていただけると思うんですね。だからその期待を裏切ることなく計画通りに進めていただけるような努力、工夫をお願いして、次の質問に移させていただきます。

そしたら、次二番目の上野公園の運営・管理についての質問に移らせていただきます。  
平成二十六年度上野公園市民プールの休止についてでございます。

過日その事実が、市民のある一本の電話から私は知り得ました。そして即日、私は担当課にお尋ねしたところ、その事実を確認し、そのとき私はなぜに市民の、いや利用者はこの町で育つ年々減少傾向にある子供たちが中心である。どうしてその子供たちから夏の憩いの場を取り上げてしまうのか、そういう思いが頭の中を駆け巡りました。

市長さんの施政方針でもおっしゃられた「住んで良かったまちづくり、子育て環境を充実し、次世代の若者や子供たちから高齢者まで安心して住み続けられる魅力あるまちづくりに取り組む」ということがもう即座によぎり、ちよつと逆行した施策ではないのかなと思いつつ、休止に至る経緯と理由を公文書の開示請求の手順を踏み、内容を見て知り得ました。その上で改めてお尋ねします。いや、もう正直言うて、お願いと言いたいと思います。何とかこの町に住む子供たち、小さなお子さんを育てられている親御さん、可愛い孫さんをお持ちの高齢者の皆さんに市内では数少ない暑い暑い夏の憩いの場を提供すべく、休止撤回をお願いできないでしょうか。市長、答弁をお願いします。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 三番牧野議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

毎年七月十日から八月三十一日までの営業をしています五條市の上野公園の市民プールですが、平成元年七月十日の供用開始から二十五年が経過をしているところであります。また、近年では施設の老朽化が著しく平成十四年度以降から約四千三百万を掛けて修繕を行っています。修繕を繰り返しても塗装面の白華現象による身体への塗装の付着、シートのめくれやプールの塗膜片による裂傷などがあり、安全に利用してもらうことが困難となってきました。さらに昨年度におきましては、プール施設内の漏水が要因となり上野公園周辺の上水道の給水に大きく影響し、周辺住宅で水道水が出なくなつたという事案が多発して、水道局から生活用水を最優先に給水するのでプールの水の時間の当たりの給水量を制限するという連絡がありました。水槽への補充水、またはシャワー等が満足いく水量が確保できなくなりました。

さらにプールの臨時駐車場として使用していた第二駐車場、高台の駐車場、（仮称）五條総合体育館建設工事が始まることになり、来園者の駐車場の確保及び工事による来園者の安全確保が難しくなると考え、上野公園のプールの休止を決定いたしましたところであります。

今牧野議員がおっしゃつたように、子供が楽しみにしているという、それは大変重要なことであろうと思っておりますが、昨年からのことはどうするかということで相当協議をした中、再度一年間かどうかやりくりしようという、そういう形の中で一年を経過したわけでありませけれども、今回休止に至つてはそういう先ほどの説明の中で、やはり子供たち、またそういう来園される方々の安全が確保できないというそういう状況から休止に至つたわけでありませ。今後におきましては、この委員会を立ち上げてこの休園する公園をどうするかといった考え方、また上野公園を踏まえて中央公園、また全ての公園に対して今後どういうふうな在り方でもっていくかということを検討しながら最終的な判断をして考えていきたい、そういうふうにご考えております。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 今の答弁では、そしたら今年度に関してはプールを開催していただけるといふ見込みはないという判断でよろしいですか。

そしたらちよつとお尋ねしたいんですけど、こんなややこしいこと言いたいことなかったんやけれども。

上野公園の市民プールを休止するという決裁はいつなされたのか。今の市長からの答弁であれば、昨年からのいろいろ協議していただい

たと、最終決定されたのは、私が知りえた資料請求の中で今年の五月八日であると。四月二十一日に起案されて、最終市長さんが休止を認めて決裁されたのが五月八日であると。その中で、今理由の中にもありません、いろんな補修箇所等々は昨年の秋、予算等の補てんをするためにいろんな予算要求やか市の中で担当課なり財政当局なりお話されておったと思うんです。それで修理する予算を要求された。その中で、いつプールを開けないという方針を打ち出されたのか、自分の知り得ている資料の中では全部つじつまが合わないのですよ、これ。

例えばプールの休止理由について、さっき言った老朽化が進んでいろんな補修箇所がありますよと。それは恐らく市民プールは、上野公園全体は指定管理者との契約なされていると思うんですけども、その中で指定管理者がプールの運営もするという内容のものであると思います。その中でもし管理する物件の中で今市長おっしゃったような安全面で遂行できないような状況になったとき、例えばどつか修理せなあかんとかいうような状況になったときに、掛かる費用は三十万までが指定管理者がやりなさいと、それ以上掛かる分に関しては管理者である五條市がしますという内容のものであると思います。その中で、今言うプールの修理うんぬんかんぬんに関しては去年の秋の時点で、もうプールは開催しないと決定してあったのか否かというのは、指定管理者との協定書の中で五條市が修理せなあかんとうたつてあるのに、その時点で予算を付けていないということは、その時点でプールの休止は決定されていたのかなあというふうに解釈するんですけども、その辺いかがですか。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 三番牧野議員の質問にお答え申し上げます。

私が決裁したのは五月八日ということで、そのとおりであろうかと思えます。

昨年に関しましては、この開園をするかどうかという指定管理ということで、今あちらはやっていただいています。その中で安全性を確保できるかということで、指定管理で契約をしているということで、どうしても最低ラインで修理をすればどうかやっていけるというそういう判断の中でそのときは修理をして、去年はやっていたという、そういう経過がございます。今年に入って、昨年秋季というよりも、去年はそういう形の中で一応最低ラインの修理をして進めていったと。今年においては、今言うた予算の計上に関しましては一旦整理をして再度やらなくては中途半端な修理ではもたないというのは、施設のプールの中の劣化もありましようし、そして設備の方が相当老朽化しているというそういうことがありますので、どれだけの費用が掛かるといって漠然とした形のものしかわからなかったという経過もあ

ります。そんな状況の中で、一年間そういう判断を今年はして、その検討として上野公園のプールをどうするのかということの検討をするということ、今年は今言うたように中止はしますけれども、来年以降に対してどうするかということはこの一年間を掛けて検討をして最終的な判断をしたいとそういうふうを考えております。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） ちょっと解釈の違いがあるかわからないですけども、去年の秋、どんな費用に関しても予算要求しますよね。その時点で、これに対しては予算付けます、これに対しては予算付けませんというような協議をされる中で予算付けていないんですよ。ということはもうその時点で、今年の開園はなかったと、できない状況に必然的になりますよね。そのところをお尋ねしたい。だから去年の秋の時点で、この市民プールの開催は、するかしないか今年になって協議されたと言いますけれども、去年の秋の時点でその意思表示が、実際お金がなかったら修理もできないのだからされとん違いますか。

それには、今言う議案書の決裁、五月八日に押されたというのは、去年の秋に押されているんやったらわかるんですけど、何で今なのか。もう去年の秋の時点から開ける意思なかったんでしようというふうに勘違いしてしまうんですよ。私は。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 三番牧野議員の質問にお答え申し上げます。

秋というよりも、予算、当初予算においては大体十一月頃から大体予算をどうしたいと各担当課から上がってきます。そのときに当然予算が付いていないということは、今年はできないということも、当然そういうふうに考えても間違いない。牧野議員の言うとおりだと思います。

そういう形の中で、今言うたように、五月には決裁、これは今年の分に対しての決裁が上がってきたということで、昨年からそういう形であるということも、判断の中からそういうふうな受止め方をされても仕方ない、これは当然そういうような形になるうかと思えますけれども、その間の過程においても協議をしながら進めてきたということは御理解をいただきたいと思います。

ただ今言うたように、予算が付いていないということは当然、今年の修理をしないということですから、当然休止ということになるというの、そういう形の中で進んだのは事実であります。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）であればね、さっきもお話しさせていただいたように、指定管理者の方との協定書の中にプールは開催するという、どんなことをしなさいという項目の中にプールの開催も入っているはずなんです。それは指定管理者の間でいつ話し合いがなされたんですかそしたら。これは市長はわからない、担当課やと思うんですけども、今市長がおっしゃる協議、さっきから言っているようにどうもつじつまが全部合わんですよ。その辺、詳しく説明していただいて、急きよで、正直言うてプールの今年度の休止という部分は、ほんまに誰も、みんなびっくりしてはったんですよ、市民の人も。自分が知ったのも役所の中で聞いたのではなく市民の人からのある電話で、何で今年ないのと、子供楽しみにしてんのに、またそこで夏の間アルバイトをすると、毎年それで生計の足しにされている方もおられるのとか、いろんな話が一気にきたんです。で、担当課に慌ててお尋ねしに行った次第です。だから正直、これに関してはどういう行政の中のいきさつがあったのか、市長はこればかり構っているのではなくて、いろんなことをやっていたいっている中で、これも上がってきた中の一つやと思うんですけども、それに対してつじつまの合わないような行政、施策をやっておったのでは、行政に対して市民の人から不信感、不安感を持たれてしまうんじゃないかなと。ひいては市長に対する不信感にもなってしまうのではないかと、そんなことは決して誰も望んでいませんので、どうか市民の皆さんが納得いくような経緯、経過について御説明いただけたら有り難いと思います。どなたでも結構です。副市長でも誰でも構わない。お答えください。

○議長（益田吉博） 中永都市整備部長。

○都市整備部長（中永 充） ただいまの牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

確かに上野公園は指定管理に出されております。指定管理は三年間の契約ですけれども、毎年毎年、年度協定書というのを締結いたします。ですから、今年度の年度協定書の中で、上野公園のプールに掛かる部分を収入から運営経費を差し引いた金額を減額変更を行う予定でございます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） いや、いつそういう協議をされたかということ、どないするって聞いているのと違って…、いつそういう協議を指定管理者の方とされたのか、行政の中でされたのかということをお伺いしますんや。すいませんけど、教えていただけますか。

○議長（益田吉博） 中永都市整備部長。



○都市整備部長（中永 充） 牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

指定管理者とはプールに関しての協議というのは、しておりません。市の方針で今年度プールを休止するという事で指定管理者と年度協定を行うという事でございます。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） しつこいように申し訳ないんですけど、いつその協議をなされたか教えていただけますか。

○議長（益田吉博） 中永都市整備部長。

○都市整備部長（中永 充） 牧野議員の御質問にお答えします。

先ほど申し上げましたように、指定管理者と休止に掛かる協議はしておりません。市の方針として年度協定書で契約いたしますので、今年はこのように上野公園を運営いたしますということで、年度協定書を、…これから締結するのですけれども、その部分を差し引いた協定書を締結する予定でございます。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） という事は、指定管理者、指定管理を受けていただいている業者さんに対してまだ通知されていないという解釈ですよね。五條市の広報にね、ここへ、六月一日の広報に、「プールの休止」ってもう載っているんですよ。ほんでそれを管理していたっている業者さんに通知なされていないという答弁の解釈でよろしいですか。

○議長（益田吉博） 中永都市整備部長。

○都市整備部長（中永 充） 牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

正式な協定書というのは、まだですけれども、口頭では休止ということは担当の方から申し込んでございます。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 口頭でのやりとりも協議の一つやと思います、中身は別にして。だからそれはいつなされたのか教えていただけます

か。

○議長（益田吉博）誰か、課長おれへんの。課長わかれへんの。戻ったらわかるの。ちょっと調べてくれます。暫時休憩します。

午後一時五十二分休憩に入る

午後二時十分再開

○議長（益田吉博）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

牧野雅一議員の質問に対する中永部長の答弁を求めます。中永都市整備部長。

○都市整備部長（中永 充）議会をお止めしまして、誠に申し訳ありませんでした。

牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

まずですが、予算を計上するに当たりまして、先ほどちょっと答弁漏れがありましたので、補充でさせていただきます。

予算を計上するに当たりまして、上野公園及び周辺区域整備検討委員会というのが設置して、それは別段に設置してございまして、そこで上野プールの開園に当たつての検討をいたしております。それが平成二十五年十二月二十六日でございます。

その中で、上野プールの現状、その他をいろいろ検討した結果、休止するのが妥当であろうという判断で予算を要求しなかったと、予算要求の件に関しては、それが経緯でございます。

その時点で指定管理者とどうするのかということも出たんですけれども、先ほど申し上げましたように、年度協定書で締結するという事で、そのときは判断しております。

それから、去年の上野のプールが、先ほど担当課に確認したんですけれども、去年のプールを修理した後、去年の秋ですね、来年のプールは予算が付かなかつたら休園するかもわからないということは口頭で申し上げてあるとございまして、

それから先ほど御質問の、今年のプールの休止に関しましては、五月十九日午前に上野の事務所、口頭で担当が指定管理者に連絡をしたということでございます。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 一つずつちよつと確認させていただきます。

今部長おっしゃられた予算の要求はしてない、してはりませんか、ほんまに。しとつてゼロ査定になっておりませんか。答弁お願いします。

○議長（益田吉博） 中永都市整備部長。

○都市整備部長（中永 充） 牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

ちよつと言ひ方が漏れておりました。予算の要求を担当課が上げたのですが、この予算に関してどうするかというものを検討したということでございます。予算を付けるかどうかということは、予算の担当課の財政課としては判断できないということで、この検討会に諮って確認をした、そういうことでございます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） その今言う、上野公園の運営に関する委員会かなんかあるつて言つてはった。今初めて聞かせてもらいましたんやけど、どんな人らで構築されております。

僕なんでこんなしつこうお願いするかつて言うたら、この市民プール、市長さんも含めて皆さんあそこのプール利用されたことございますか。自分ら、二十五年前にできておりますやん。自分ところの子供も小さいとき、夏の暑いとき何回か連れて行って実際自分ら利用してきておるんですよ。その中で、五條市にあそこしかプールないんですわ。学校のプールは別にしてね。それでも隣の町に、橋本市に後から流れるプールやとかできたら向こうの方がいいなつて行く人も増えております。でもあそこまで連れて行ってあげれる御家庭ばかりではない。やっぱり五條に住む人は近い市民プールを利用しよう、橋本まで行かれへんのや。例えば五條の市民プールが休園になつてしまつたら、橋本へ行くか、上向いてやつたら樫原まで行かないんです。吉野ももうなくなりました。これだけここ数年來、いろんな気象の変更で夏、同じ暑い夏でも、もう熱中症なんか毎年、年々増えてくるぐらい暑くなつてきています。そういう水辺の、市長の間ほかの答弁でもあられたように、水遊びできるような場所とかいるんなこと考えたつてくれていますやんか。それであつたら、せめてそういう計画、企画できるまでだけでも、今あるものを何とか継続してあげてほしいという思いで今お願いしておりますけれども、

年々の市民プールの利用者、昨年度の資料この間いただいたんですけれどね、開催期間五十日間で延べ人数やと思うんですけれども、七千二百二十七名、これは五條市の人口の四分の一、五分の一の方が利用されてます。その中で子供の人数がこれの約半分です。ということとは、その少ない子供さんについて親御さんらも一緒にこのプールを利用してます。これだけの利用者があるのに何の手立てもなしに、ただ唐突に広報に打ち出して、今年は休園しますと、ちよっと市長さんからの判断から言うたら寂しいものがある、だから私は何とか開けたってくださいと。応急的にでも構わない、五十日開催するやつをそういうふうな状況であるんだったら、たとえ二十日も構わない、三十日も構わない、利用者の多い期間だけでも構わない、そして来年以降のことをまた協議していただけたらと、何とかその辺、再度御検討いただけないかなと。

今先ほど理由書、さつき市長が説明していただいた理由の中で、体育館の建設工事、あそこに体育館が建ったら駐車場のスペースもなくなつて、安全管理にもやっぱり支障が出るということで五月八日の時点で決裁をしてはるんですけれど。言うて申し訳ないんですけれど、五月八日の時点で先般、ほかの議員さんからもいろいろ質問あつたように、この時点では体育館の建設が予定されていたけれど、いろんな入札の段階で未定になってしまつていたのと違うかなと。五月二日に入札の締め切りやつたはずですわ。その時点で応札者なしということとは、この間の質問の中でもあつたように、応札してはる人がおれへんかったら建設も契約も未定のままですやる。その中で、何で五月八日に決裁つけるんかな、それやつたらこの理由書変えなおかしいんちやいますん。この決裁された市長さん始め副市長も理事も部長も課長も皆押しはりますわえ。でもこの時点で、各々のところへ回つてきはつたのが五月二日前なのか、後なのか別にして、決裁は五月八日となっています。この時点で体育館の建設はどっち向いていくかわからない、それは市長さん始め副市長さん、公室長、皆随意契約の方向で、この間の一般質問で奔走していただいているのはわかってますけれども、少なからずともこの決裁の理由には該当しないと思うんです。で、この決裁を押されること自体が、これもつじつま合わないと。その辺、市長いかがですか。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 三番牧野議員の質問にお答え申し上げます。

決裁した時期ということで、五月八日ということですか、この体育館にしましては、当然辞退をされたということ、つじつまが合わないという御指摘がありましたけれども、当然この体育館はどうしてもしなくてはならないということで、これは県とも協議し弁護士と相談しながら、入札を再度したらまた二箇月間延長されると、工期が足らなくなるということで、随意契約とかいっような過程で

進んできたわけですが、これを辞めるということは一〇〇パーセントございませんので、来年の八月までにはどうしても建てなくてはならないという状況の中で、どうしてもそれは必要であるというそういう判断をして決裁をしたわけでありまして、その辺の矛盾があるというたら、そういうふうな取られ方をするかもわからない、私たちは進める前提で、要するに八月までにするには当然七月という時期においても、そこらは材料の多分約半分くらいは使用されるということになっていたと思うのですけれども、使う前提というそういう意思の中で決裁をしたということは御理解をいただきたいと思います。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）であれば、さつきから市長にもお話しさせてもらってるように、こういうことをいちいち担当課の方がいろいろ処理されて、市長はいちいちこういうことまでなかなか考えが及ばないということはわかります。忙しいからね。ただ、この決裁をつくるときには必ず理由書って付いてくるんですよ。決裁つく前に、体育館はもちろんみんな待ち望んでるんやさかいに建てないかん。自分らも協力せないかんという意思はあります。ただ、この中に体育館建設予定のためという理由があったら、この理由は削除すべきでしょう。未定やのに押してもたらアカンの違います。決裁を。これが体育館の、もうその時点で体育館の建設の見通しが立っていたのであったらそれはまだわかるんですけれど、今現在、この間からの一般質問の中でも鋭意努力されていますというところで止まっています。にもかかわらず、この理由で決裁するというのは、ちよつと市長さん、頭ええさかい全部わかってはったかどうかかわらんけど、そんな言うても、こんなんね、こんなんね、って先を読んで、先を読んでおるかわらんけれど、一つ一つ役所の行政の仕事って、こういう書類の決裁一枚、一枚の積み重ねやと思います。だからこういうことがあるさかい、ちよつと今のようなつじつまの合わない、ほんまにいつしとつたんですかっていうような、変な疑問も出てくるんです。何とか工夫して開催にこぎつけていただける方向の検討をしていただけたら有り難いかなと思うんですけれども、その辺いかがですか。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 三番牧野議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

誰しも当然子供たちや、長年ずつとやってきた過程の中で休園するというのは大変自分としては心苦しいという点はございます。ただ体育館の建設だけで休止になったのでもない、いろんな過程があるということも先ほど説明したその中に体育館ということもありました。これは牧野議員と私らの解釈がちよつと違うと思うのですけれども、休止であろうとそれはずつと継続的に来年八月までに仕上げていか

なければならぬ。工期が足りないということは、当然どんな随意契約であろうが、入札ができなければ随契になって時間的なその辺の食い違いがあるにしても、進めるという前提があるならば当然駐車場も必要であるという、そういう認識のもとで決裁をしたということは御理解をさせていただきたいと思えます。ただそういう形の中で、私たちが昨年から、こういう議論はさせていたでいて、どうしようかということからの、今年までの経過がございます。その中で、安全性を確保しなければ幾ら開催されたからといって、もし事故でもあったときには大変な問題になってしまう。そこらを完璧な形の中で処理をしなければならぬという、行政としてやるべきはきちっと、中途半端な形ではできないということも御理解をさせていただきたいなど、確かに牧野議員も子供たち、私も子供を連れて行ったことは何回もある経緯がありますし、去年からも何回か足を運んで、あの現状、プールの中、周りの外周、また設備の問題全てチェックもして現状も見て、何回も足を運んだ経過が去年あります。そういう形の中での一つの流れでありますので、当然決裁のときも十分認識を私もしていた中であります。ただ今言うたように、これで全部辞めるという意識ではなくて、この一年間できちっとまた整備をしたいなど、整備というのはまた委員会全体をつくり上げて、上野公園を踏まえて、前回の一般質問でもお話したと思うのですけれども、中央公園も踏まえて、やはりあそこらのこともどういう形の中で、もし上野公園がそういう形になるならば、子供たち、小さい十歳までの子供らが水遊びのできるような環境をつくるのがいいのか、どれをどの場所にどういう形の人を集めてどうするのかという一つの五條市全体の公園の在り方も考えていかななくてはならないのではないかなど、そのためには今言うた委員会を再度つくり上げて、上野公園の在り方、また中央公園を踏まえた小さな公園がたくさんあります。遊具も老朽化して新しくしたところはほとんどございません。全部さびたり、撤去したところばかりでありますので、そこらをどういう形でこれから進めていくかということも、この一年間で検証して、その中において上野公園を再度どうするかということも決めて進めてまいりたいということで、今回今の状況では大変厳しい状況であろうかな、このままということとは、予算もないことも一つありますけれども、予算がどうやこうやというのは別としてでも、安全が確保できないということの御理解もさせていただきたいと思えます。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博）市長、牧野議員、どうにかして、一番子供たちが喜ぶというか、一番来てくれるときに、たとえ二十日でも今年は開けられるのか、どうかということを知っているのやから、アカンのやつたらアカンとか、来年検討するという話を聞いているんではないと思うので、そこら辺ちゃんと答えたってもらったらいいのと違いますか。今年開けることができるのかと言うとるので、できない

のだったらできないと。厳しいというよりも、アカンのやったらアカンで。…アカンの。牧野議員、そういうことです。牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）市長の見解は今年の開園はどうやっても駄目やという解釈で、…いろいろな理由はあるにしろね。そういう見解が執行権の持たれている市長さんの見解なので、我々逆らうことはできない。できないと思えますけれども、ただ今の答弁の中で一つだけお願いしておきたいのは、今後こういうふうなことがあれば、例えば来年以降にプールのことやいろんな公園の整備のこととかも検討課題やということをおっしゃっていただきました。これは有り難いことです。ただ今まで渡る橋があったのに、この橋古くなったなあ、次新しい橋来年架けるわえ。でも今年古い橋、先落としてしまって、まだ新しい橋架かっていません。そしたら渡る橋なくしてしまっているということと同じことをおっしゃっているという解釈になると思うんですけども、五條市に住む子供たちのことについてね。

私は是非いろんなことを鑑みても、この市民プールの今年の休園に関しては、申し訳ないですけども納得できませんので、次の質問に移らせていただきます。

今お話されていた体育館の進捗なんですけれど、先般、他の議員さんからの質問の中にあつたなんとかアドバイザー、担当部署でないにもかかわらず資格をお持ちということで、小西課長が設計士の先生やかいろいろお会いになられているということをお話されていたのですけれど、実際この間質問された議員さんに出張命令なるものを資料請求されたやつを、どういった理由で出張されていたんですかということ、写しをいただけることはしてないんですけど、内容だけちよつと教えてくださいと、見せてくださいと、見させてもらった中で、一回か二回、そういう出張命令が出ていたと思うんですけども、その中でこれもやっぱり役所仕事の起案という中で決裁印つかれていると思うんですよ。誰が小西さんに対して出張命令出したのか、最終的には市長も出されておったのか、恐らくそういう出張レベルの決裁に関しては部長さん決裁やったと思うんですけども、その中で当時小西課長は監理課長さんであつたと、にもかかわらず、公室次長の河村さんの判はありました。ところが一番頭にくるはずの部長決裁がなぜかしら都市整備部の新井部長さんの決裁であつたと。これは本来やったら、当時公室長の樫内副市長が決裁して、あんだどこどこへ行つてきなさいと、命令書ですやろ。その決裁は行くべき違うんかなと。今の役所の中の、指揮命令系統というのは、どのようになっていますやろ。副市長、答弁願います。

○議長（益田吉博）樫内副市長。

○副市長（樫内成吉）三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

ただいまの小西課長の出張命令の件でございますけれども、この間、吉田議員の方にお答えいたしましたように、奈良県また五條市の

中で体育館に対するプロジェクトチームをつくっていただくと、その中で小西課長は技術的な資格を持っておる中でアドバイザー的に入っていたら、向こうの基本構想をつくっていただいているところに行っていたら、……（議場に声あり）その関係のものは都市整備部でございましたので、私が口頭の方で行かせていただくことは聞かせていただきました。決裁の印鑑のところは都市整備部長が押していただいたところでございます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） だからそれを聞いてますやんか。何で所属は市長公室の下に監理課があつて、その監理課長が出張に対して出張命令出すのに、何で違う部署の部長さんが決裁を押ししているのか、それを聞いているんです。その理由を。何かの資格を持っているとか持っていないとか関係ない。今の役所行政の中の組織図って、こっちで榎内さんが口頭で言うたら誰が判つて誰が判つてもできるんかって、そう聞こえますよ。そんなことないと思いますから、だからきちっとした決裁をして、いろんなことを進めていくべき違うんかなと。この間の質問うんぬんかんぬん聞いたつたら、あたかも小西さん一人が勝手に行ったような、僕もそんな勝手行つとつたんって感じるような認識やつて、そんなん気の毒やと正直思ったのです。上司の方に命令されて東京くんたりまでも行つてくれとるわけですから。榎内さん、そういうふう担当の部長さんとして口頭で指示して、都市整備の部長さんが決裁つかれたと。何回、小西さん東京行かせたんですか。それを教えてください。

○議長（益田吉博） 榎内副市長。

○副市長（榎内成吉） 三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

私の記憶の中では四回くらいであったと記憶しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 記憶違いということはないですね、四回ですね。命令して指示出して、そんな大事な仕事をさせて、命令しとんやさかにおおよそな答弁はされては、そこら廊下で話しているもんやつたらそれでもええかわかんけれども。

もう一点、この間吉田議員さんからの質問の中で十三日に淺沼さんここでですか、そこに行かはったときに、その日の出張命令というも見せていただいたんです。その中に一日出張期間ですよ。何時から何時と書いてないんですよ。一日って書いてあったんです



よ。自分が知る限り例えば浅沼さんとこの本店っていったら、大阪市内のどっかにあると思うんです。一日掛かるのかな。例えば昼から出ても約束の時間によりますで、向こうで所要する時間にもよると思うんですけど、一日出張するって、それ丸々一日も費やさなあかんようなことやったのかどうなのか、その辺答弁願えますか。

○議長（益田吉博） 樫内副市長。

○副市長（樫内成吉） 三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

出張命令につきましては、一日という単位で書かせていただいておりますけれども、確か午前中の終わりくらいに電車で出張させていただいて、要件を済ませて帰らせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 午前中に帰ってきはったということですか。

○議長（益田吉博） 樫内副市長。

○副市長（樫内成吉） 三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

一日という単位で出張命令は書いておりますけれども、午前の終わりくらいに出張させていただいて、午後に向こうと予約をとらせていただいていたので、その時間帯にお会いさせていただいて帰らせていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 当日出張していただいたお三方の、出張理由、行き先等は、全て浅沼さんになつていたのでですけど、それ以外のところへは行かれてないですね。もし、記載漏れ等があるんやったら、今答弁いただけますか。

○議長（益田吉博） 樫内副市長。

○副市長（樫内成吉） 三番牧野議員の御質問にお答えいたします。  
企業体に行かせてもらっただけでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 企業体とは、株式会社淺沼組さんでよろしいですか。

○議長（益田吉博） 檜内副市長。

○副市長（檜内成吉） 三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

出張命令につきましては、淺沼組と書いてあります。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） それには記憶違いがないと、記載漏れもないという解釈で認識させていただきます。

そしてもう一点だけ、この間の一般質問の中で随意契約等へ努力されている中で、その企業体の方に足運んで行った、それ誤解されますよという注意もされておったと思うんですよ。その中で、いろんな応札しなかった理由とか、そういう事情をお伺いに行かはったということやっただけですけど、この間の副市長と吉田議員との議事録、この部分だけ抜粋していただいたんですけど、その中に「企業体がお受けいただけるならば、入札の金額を提示していただけるように、積算をしていただくということをお願いをいたしましたわけ」とあるんですけど、これも限りなく弁護士さんに聞いて法的には大丈夫ですよという見解をこの間しきりにおっしゃってましたんですけど、いろんな弁護士さんおられるんで、いろんな見解があると思うんですけど、私の知り合いの弁護士さんに聞いたら、ちよつとややこしいなと、それはそこを争うわけでも何でもないんです。ただ淺沼さんのところへは理由を聞きに言ったとか、その話の流れの中でそういうお願いもされたということがあろうかと思うんですけど、全く関係ないところへはまさかお願いには行かれてませんよね。同じ随意契約の方向で鋭意努力される中でもね、他社さんが入札中止になったんですよ。やったらどんな内容ですか。いやこんな内容やったらお宅さんしてくれませんかかって来てもらって分には随意契約の話しになると思うんですけど、こつちから向こうの門叩いて、ここもあかん、あそこもあかん、そこもあかん、でも何とかしてくれませんかかって、これは随意契約の域を超えてしまっているような見解になってしまうん違うのかなと。それを心配してらんです。せつかくいいもの建てよう、きれいなもの建てよう、市民のために県民のためにいいもの建てようとせつかく市長を始め皆さん努力していただいているのにその過程の中で、疑惑の残るような建て方は決してよくないのかなと、だからちよつと念のために確認させて、他者にはそういう足を運んでということはないですね。

○議長（益田吉博） 檜内副市長。

○副市長（檜内成吉） 三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

この間の五月十三日につきましては、応札していただけなかった理由であるとか、またこの間御回答させていただいたように、入札審査会の中で随意契約という方向を出していただきましたので、もし積算をしていただけることがあるのかどうかということもお話をさせてもらいました。（議場に声あり）失礼いたしました。県といろいろ協議をさせていただいているところでございますけれども、十三日のように本社に行っているということはありません。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 副市長がそうおっしゃっていただければ、その言葉を信用して安心して体育館の建設に向けて皆一丸となって取り組んでいけたらと思います。

副市長もそうおっしゃっていただいているなら、市長さんもほかの職員さんらも同じくという解釈で、次の質問に移らせていただきます。

三つ目の質問ですけれども、市の資産（樹木・雑草等）の安全管理について。

先般、神奈川県川崎市で街路樹の枝が折れて落下し、女の子の頭に直撃して重症というニュースが報じられました。「高さ約六・五メートルから長さ約九メートル重さ二〇キロの折れた枝が女兒の頭に落下。女兒は急性硬膜下血腫の怪我を負った。また、他所では走行中のミニバイクの女性が折れて倒れてきた街路樹の枝に当たり転倒、肩や首などにけがをした。」幹が腐って折れたというような、このような事故事例が報道される中、当市でも先の広報にて空き地の雑草、道路上の樹木など土地の所有者は責任を持って管理していただきたい等の啓発的な記載がありました。これは市長のおっしゃる安心・安全なまちづくりに関連してくる大いに良いことだと歓迎する次第です。

そこでお尋ねしたいんですけど、市が管理すべき樹木・雑草・緑地等々いろんな課によっては、課で学校やとか町並みとかいろいろあると思うんですけど、トータル的にどなたでも結構ですので、答弁願えますか。

○議長（益田吉博） 中永都市整備部長。

○都市整備部長（中永 充） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

市が管理しております樹木・雑草等であります。

まず、市道が一、四七〇路線、総延長七九八キロメートルで、緑地緑道が百三十六箇所、七六九・八五一平米、公園及び遊園地が八十箇所、一、〇一四・二四一平米がございますが、それらには多少に関わらず大小の樹木や雑草が植生しております。

また、その他に市が管理しております施設の大部分に樹木・雑草が植生しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） もっと詳細にお尋ねしたら、詳細にも出てくると思うんですけども、いろんな課にまたがっていると思うんですけどもね、その管理は各担当課で十分対応されているのか、管理に関わる委託料・役員費・手数料等は予算化されていると思われるのですが、先ほど紹介させていただいた事例のように、大きな事故に関連せずとも近隣住民等への迷惑の掛からないような対応も考慮した上で、対応をお考えいただきたいと思えます。

今この時期、草木はどんどん成長してまいります。想定外の対応を迫られることも少なくなく、そういう市民から、「この草こんな伸びてきてんねん、うち迷惑してんねん。」とかってあつたら、対応せないかんと思うんですよ。そんな中で想定外の費用も発生してきているのではないかと、そういったとき担当課だけで見込んでいる予算に関しては財政局も例年これぐらいやったらというような形で対応されていると思うんですけど、どうすることもできないこともあるん違うのかなと、であれば担当課だけで対応していただくんじゃないかと、担当課の垣根を越えて一丸となって対応していくようにすべく、予算もさることながら、いろんな面において、課が違うさかいうち関係ないとかではなくて、やっぱり市民の人から見たら、この木はこの課が管理してます、この敷地の中入ってしまったら教育委員会が管理しますとか、そんなん市民の人は関係ないわけですわ。枝が当たるか当たらないかだけの問題。だからそういうことも踏まえて、担当課の垣根を越えて一丸となつてほしい。それをするには想定外の費用等が掛かる可能性も出てくると思います。そういったときに担当課レベルじゃなくて、先立つものは予算やということで財政局としてはどのように考え、どのように対応すべく、今までどうされてきたのか、その辺答弁願います。

○議長（益田吉博） 青山理事。

○理事（青山智博） 三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

市道等市有財産の草刈や樹木伐採に掛かる経費につきましては、担当課の予算要求に基づき当初予算の関係費目に委託料及び手数料として計上いたしておりますが、不測の風水害や雪害による街路樹の倒木処理や市民からの通報などによる新たな処理事案の発生等により当初予算が不足する場合も当然想定されるところでございます。

牧野議員が御指摘のとおり草刈や樹木のせん定、伐採など市有財産の適正な維持管理は市民生活に直接関わる事案でございます。機敏な対応が必要と考えるところでございます。

このことから当初予算が不足する場合には、担当課とよく協議の上、速やかな対応が必要なものについては流用等により適切な財源措置を講じてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員の残り時間は後二十分です。 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） そしたらこの質問は、そういうふうな対応をしていただくべく、市民の人の危険に時間を費やすことなくきびきびした対応をして、そういう危険なものがあつたり、対処すべきものがあるのであれば、速やかに対応できる体制だけ構築していただけたらなと思います。

そしたら時間もないようですので、次の質問に移らせていただきます。

合併特例債充当の詳細について。

去る二月十二日の地域活性化及び五條駅南北道建設促進特別委員会において、新市玄関口整備事業に関わる合併特例債充当予定額をお尋ねしたところ、約二十四億円であると答弁をいただきました。ところがこの二月の時点では、もう退職された前任の部長さんが答弁いただいたんですけれど、年度変わりました、先日他の委員会の質疑の中で、新市玄関口整備事業に関わる合併特例債の充当できる予算は約六億円との答弁でございました。約十八億の予算がわずか数週間のうちにどこに消えてしまったのかと、正直自分らもびっくりしていた次第です。その後、財政当局の丁寧な説明で昨年九月定例議会本会議において新五條市まちづくり計画の一部変更の議案において、わかりやすく言えば、それまでにはその計画になかったごみ処理広域化の推進に特例債を充てることができるという承認をいただいたというところをお聞かせいただいて納得した次第ですが、そこまでの解釈は間違いございませんでしょうか。

○議長（益田吉博） 青山理事。

○理事（青山智博）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

今牧野議員がおっしゃったとおりでございます。間違いございません。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博）牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）そこで一つ疑問が生じたんですけれど、新五條市まちづくり計画の一部変更議案上程、承認で、合併特例債充当事業が増えた、お金の使い道が一個増えたということで、わかりやすく言えば、お金の使い道が増えて使えるお金がそのままだったらその分どっかで不足してしまうのではないかな。余りちよつと……計画があつてその計画に載つてない、本来やったらお金を予算を使う、これだけの特例債があるんやさかいに、こんなことをすると事業計画を立てているはずですわな。そこへ追加の事業計画をほりこんだんやったら、どっかにしわ寄せいくはずですわ。そのしわ寄せの議論が、どこ探しても、過去の議事録探させてもらつてもどこにもないんです。それってちよつと計画性に乏しいところがあるんと違うんかなと。そもそもこの特例債が今現在百七億という国からの特例債がある経緯としましては、平成十二年十二月、奈良県は奈良県市町村合併推進要綱を発表されその後、平成十四年十二月五條市・西吉野村・大塔村、一市二村で合併連絡協議会を設立し、当時の市長さん、お二方の村長さん始め一市二村の職員の皆さんが、約三年もの歳月を掛け合併連絡協議会を実に十六回も重ねて新五條市まちづくり計画を作成し、住民の皆さんの理解のもと一市二村がその計画を基にした協議の上、合併が成立したわけです。合併が成立したさかいにこの特例債というのが今あるわけですけれども、その当時の職員さん、また各首長さんの御苦労は並大抵やなかったんやと思うんです。今そのとき決められた新五條市まちづくり計画に対する事業計画が実際時代の流れとともに環境の変化もあつたというのもあるかわかりませんが、ちよつと余りにもこの当時の皆さんの作つていただいたものが逸脱しかけてないのかなと、そういう懸念をこの間感じました。

その辺、市長さん答弁願えますか。

○議長（益田吉博）太田市長。

○市長（太田好紀）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

合併特例債、また過疎債ということで、確かに充当した部分もございます。それは有利な形の中でということ、そのときそのときの状況で、当初平成十七年に合併したときに相当いろんな議論を尽くした中において百七億円の予算をどうしていくかということの議論がされました。そんな形の中で、大塔地区での事業、また旧西吉野地区の事業ということで、三つの分担に分かれて、例えて私は西吉野地

区でしたので、当然十三億六千万、観光と福祉ということで多分その当時十三億六千万という枠付けがありました。これもなくなりまして。そういう形の中で、抹消された部分も実際特例債の中にはございます。またそういう以外で消防庁舎の建設とかいろんな形の中でそれを使った部分もございまして、そのなくなった部分に関しては、過疎債を充当すべくという形の中で進めて行くという、そういう状況に至っていると思うのですけれども、そこらを踏まえて、総合的な形の中でそのときの状況によって新市まちづくり計画は、基本的にそれはずっと決まっておりますので、それはそれとしてやっていくという、ただお金の充当に関しては、今言うたように過疎債にするのか合併特例債、特例債ではある程度金額が制限されてまいりますので、後は過疎債を充当しながらそれを進めていく、そういう形になっていくと思います。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 過疎債であっても特例債であっても条件は違えど、全て借金ですよ。だからその使い道をやっぱりよくよく御検討いただいて、できたのが当時の新市建設計画やと思うんです。そこから環境の変化もあった、これはなくなってる部分もありますという答弁やと思うんですけれども、それに関してもいろんな形で協議していただいた上で、その充当天つてというのは検討していくべきでないかなと。

例えばですよ、先般からお話しさせてもらっている新庁舎の建設について。この間、建設の委員会の中で、我々議会の委員会を立ち上げて、そこで研究委員会さんから答申が上がってきた場所、それ以外にもほかの二つの候補地、議会の委員会から、例えばイオンへやったらどれぐらいの費用が掛かるんですか、というような試算をさせていただいた中で、イオンへ持って行ったら百六十億ですか、百四十億円ですか、そんな大きな金額の試算も出てきた、その内容に関してはちよつとふに落ちないところがあったので、もつときちんと資料を提供してくださいというお願いもしたと思うんですけれども、今答申が上がってきた場所、約四十二億の建設の試算が上がっていたと思うんです。その周辺道路整備に五億、六億、七億円というような説明もあったと思うんです。約五十億です。今答申上がったところにしてもね。今のこの合併特例債の充当事業の中で、三十億余りですよ。それでも後約二十億足らんですよ。特例債が例えば三十億円使えたとしても、今言うたように三分の一は返済せなアカン借金ですわ。トータルで三十億近い借金を背負わなアカンと。これが今後、十年先、二十年先、先般先ほどの質問にもあったように、五條市も含めて高齢化社会に入っていく中で、普通銀行に金を借りるのに、

返済能力ありますかと聞かれると思うんです。三十億の今ある借金にまだ上積みして十年先、二十年先、五條の市民が返済能力あるか、もう後十年たったら六十五歳の高齢の方が約四〇パーセントを占めると、市民の皆さんの収税によって、国から県からの補助もあるやうけれど、基本は地域住民の方の収税によって予算で構築されていると思うんですけれどね。そういったことも踏まえて、別に庁舎がアカンと言っているのと違いますよ、例えばそういう大きな事業をやるにしても、もう少し慎重に将来を見据えて目先のことばかり考えずにすべき違うんかなということをお願いしまして、この特例債の質問は終らせていただきます。

もう一個いいですか。

次、五番目になります。

ごみ広域処理の現況、今後の推移について。みどり園は平成二十九年四月からやまと広域環境衛生事務組合において、ごみの広域処理を行うこととなっておりますが、現況及び今後の推移についてこれまでの経緯も含めて御説明願います。時間が余りないので明瞭、的確にお願いいたします。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、現況につきまして、みどり園は、平成三年三月に周辺地元自治会の北山町・西久留野町・岡町・越替地区の御協力により、みどり園建設の合意がなされるとともに、みどり園建設に着手し、平成六年九月から操業を開始し、現在に至っております。ごさいます。

地元との協定書では、操業年限は二十年間と定められていることから、平成十八年に施設準備室を設け、市内への移転を検討してまいりました。

しかしながら、施設建設予定地の周辺地域等の合意に至らなかったこと、また同時に御所市と田原本町がごみの広域処理を行う計画があること、協定の期限が迫っていることなどの状況から、総合的に判断し、御所・田原本環境衛生事務組合へ参入する方向に決定いたしました。

御所・田原本環境衛生事務組合への参入については、平成二十三年七月一日の市議会議員全員協議会への報告を経て、平成二十三年七月十九日に正式文書で依頼し、平成二十三年十月三十一日の第一回臨時会において承認の御議決をいただき、また御所市・田原本町においても、それぞれ議会で承認され、その後の手続きを経て、平成二十四年八月三十一日付けで奈良県知事の許可により、一部事務組合、



やまと広域環境衛生事務組設合として、ごみの広域処理を行うこととなりました。

現在、やまと広域環境衛生事務組合の事業の進捗につきまして、本年度は、新施設の平成二十八年度末しゅん工に向け、実施設計などが進められる予定と聞いております。

一方、みどり園周辺三地区との協定期限が迫る中、平成二十一年から二十三年に掛けて施設の大規模改修を実施し、協定期限までの安全を確保するとともに、移転先が確定したことで、平成二十九年九月末までの延長協議が整い、平成二十五年九月一日付けで変更協定書が締結されたところが現況であります。

また、今後の推移といたしましては、みどり園周辺三地区との、平成二十九年九月末までの変更協定終了後は、施設を解体し、速やかに跡地の利活用が図れるよう来年度に、（仮称）跡地整備委員会を設置して協議検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） みどり園の問題に関しても、先ほどからお話しさせていただいているように、今後五條市も高齢化、日本全国の平均を上回るような勢いで高齢化が進んでまいっていると思います。

今後、十年先、二十年先、この広域環境衛生事務組合との間で取り交わされた、もし今後また取り交わされるであろう協定書に基づく五條市の負担金、これにおいて今後市民の皆さんが十分に組合の方にお支払いしていけるような用途があるのか。またそういう不安を持った上で、今後そういう行政の方針というのは不安があってはならないと思うんです。やっぱりこれから年いく人ら、またこのまちに住む人らが安心・安全に住んでいただけるように、そういう不安がないような形で、今後この組合の参加を進めていただければいいか。市長もしくは副市長、その辺のところ、いずれでも結構です、答弁願います。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 三番牧野議員の質問にお答えいたします。

安心・安全、これから本当にいろんな面で市民に負担を掛けないように、またいろんな支障のないような形の中で、今後も進めてまいりたい。また市民に対してもこれからいろんな形の中で、ごみの減量化というのは継続的にやっていきますけれども、それが最終的には市民の負担の軽減にもなるというふうになっていきますので、それも踏まえて今後市民の皆さんのお話もよく聞きながら進めてまいりた

い、そういうように考えております。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 唯一の負担は、広域ということでも今御所・五條・田原本の三つの自治体が一緒にお金出し合ってやっているということなんですけれども、このうちの、例えば一つでも欠けたら残りの二つに対して掛かってくる負担が大きくなるのか、もし万が一そういうふうなことになってしまったら、たちまちこれだけまでやったら払えるけれど、そんな一遍に増えてきたら払えないとか、突発的な負担金を要求されたりだとか、そういうことのないようにくれぐれもお願いしまして、時間も迫ってまいりましたので、申し訳ないです、たくさん通告させていただいたんですけれど、三つの質問を残して、これで私の一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（益田吉博） 以上で三番牧野雅一議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため、午後三時二十分まで休憩いたします。

午後三時五分休憩に入る

午後三時二十分再開

○議長（益田吉博） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確に願います。

一般質問を続けます。

十二番、大谷龍雄議員の質問を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄質問席へ〕

○十二番（大谷龍雄） それでは議長の発言許可をいただきましたので、通告させていただいております順番に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

まず最初、災害防止対策の強化について。(一) 気象情報の早めの掌握について。ア、大雨・強風・大雪・地震等についてでございますが、御存じのように、六月五日には高知県の四万十町窪川におきまして総雨量五百四十五ミリが降りまして、百五十四世帯二百七十八人が避難勧告をされております。また、六日には神奈川県横須賀市で総雨量百五十八ミリ降りまして、がけ崩れが発生して、がけの上の住民は自主的に避難をしておるといように、大変今年は異常気象がスタートしております。

したがって、五條市におきましても、少しでも危険な気象情報を早く掌握して、そして早いめの態勢をとる必要があると思いますけれども、こういった気象情報を掌握するためには個人の責任も大事ですけれども、集団態勢で気象情報を早く掌握するということが大事だと思いますけれども、五條市はどのように態勢をとられているのか、またとっていくのか聞かせていただきたい。

そして、態勢と同時に正確な気象情報を早く掌握することも同時に重要になるわけでもありますけれども、一般のテレビ・新聞の情報も大事ですけれども、気象各情報機関との協力で独自の気象情報の掌握体制をとるということも大事ではないかなと。もっと詳しく言えば、職員の皆さん方も土・日は一応基本的には休みになっておりますし、気象情報機関もやはり休みはあるわけですから、できれば気象情報は自動的にコンピュータで五條市の防災対策本部にちゃんと入るといって、そういう体制もこれから求められるのではないかと思いますけれども、まずこの点について考えをお聞きしたいと思います。

○議長(益田吉博) 櫻井危機管理監。

○危機管理監(櫻井敬三) 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

正確な気象情報を早期に掌握することは、災害に遭わない、大切な命を失わないための「早めの安全確保」を行うために非常に重要であります。そのため平時から気象庁の発信する気象情報を防災行政無線で受信するとともに、奈良地方気象台とは、大規模災害時などの緊急時に情報が錯そうするときでも、確実な情報の連絡手段としてホットラインを確保しております。お互いに顔の見える状態での情報交換も積極的に行っております。また、正確で瞬時に気象情報等を入手するためのツールとして総務省消防庁と直結する全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートを運用しております。また、入手情報を一斉に市民の携帯電話へ情報を伝達することができるエリアメールや緊急速報メールの運用等も行っております。一方、各種気象情報を無償配信している民間のサービスなど、より多くのツールを活用して気象情報の早期把握に努めております。

以上、答弁とさせていただきます。(「十二番」の声あり)

○議長（益田吉博） 大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） そしたらそのいろんな気象情報の掌握、今答弁ありましたけれども、それは役所の災害対策本部でないで掌握できないのか、個人の家でも掌握できるのか、そして同時にその掌握の体制は担当課中心に集団態勢でその態勢を瞬時にとれるようになっていくのかどうか、その点をもうちょっと詳しくお願いしたいと思います。

○議長（益田吉博） 櫻井危機管理監。

○危機管理監（櫻井敬三） 十二番大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

災害対策本部もわかりでございしますが、災害対策本部に行く前段でいろんな警報情報等出た段階でも私の方、また危機管理の方に情報が届きます。そういうことで、情報としてはいち早く正確に把握をする手段はできております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博） 大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） はい、そしたら一つ掌握の集団態勢を崩れないように頑張っていたきたいと思います。

次にいきます。

（二） 災害対策本部の早めの設置と判断の責任ですけれども、災害対策本部を設置しなければならぬことは、これは遅れたらいけないから、その設置判断はどなたを中心にするのかどうか、その点も明確にしていきたいと思っております。

○議長（益田吉博） 櫻井危機管理監。

○危機管理監（櫻井敬三） 十二番大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

気象情報等に基づきまして、早期に災害に向けた体制を確立するということは非常に重要なこととございます。そういうことで、五條市災害対策本部は市長が本部長として、その状況によりまして災害が発生し被害を被る状況にあるというときには、市長の指示を受け災害対策本部を設置いたします。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博） 大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 災害対策本部の責任者は市長というのはもう当たり前のことで、わかっているわけですが、いわゆる今の気象

情報であれば本部を設置しなければならないという判断する人も明確にしてもらわないかんのではないですか。例えば忙しい市長がその判断の責任も問われると思いますけれども、これも複数で判断をする責任者を複数で持つておかなければ、市長かって遠い東京まで行かなければならないときもあるし、いろんな公務が忙しいわけですから、判断の責任も複数にしておくという、これが大事だと思えますけれども、その点どうですか。

○議長（益田吉博） 櫻井危機管理監。

○危機管理監（櫻井敬三） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

当然災害対策本部長は市長でございますので、ただ災害対策本部をすぐに災害対策本部というわけではございません。その段階、例えば気象警報が発令されるということになりますと、まず本部を設置する前にそういう発表された段階で災害の警戒体制をとります。その警戒体制は二十四時間体制で危機統括室が情報収集に当たります。そしてまた地震に關しましては、県内で震度五弱以上の地震が発生するときに災害対策本部を設置することになっております。ただその場合でも、当市に災害がなくても県内で震度四以上の地震が発生した場合、またそのときには各本部委員と危機統括室は速やかに自主参集をして災害の初動体制によって情報収集に当たるといふうにしております。そういうことで、いろいろ本部を設置する前に調整をしながら最終的には被害が発生するといふうになります。各一号動員から順番に二号動員、三号動員とございますが、一号動員をとった段階で災害対策本部を設置するといふうになります。ただ判断を複数にするということにつきましては、これはいろんな情報収集しながら最終的な判断はその災害対策本部の中で協議し、最終的な判断は市長にさせていただくという形になります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博） 大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） はい、答弁にありましたように、本部設置までの警戒体制等々もあるわけですから、市長を先頭に危機管理監のもとでの職員の皆さんのチームワークで遅れない災害対策本部の設置をお願いしたいと思います。

それでは次、（三）危険地域住民への早めの避難指示と避難所の提供についてでございますけれども、この間の平成二十三年の大塔災害、また東京大島の災害、その他日本全国、外国の災害の教訓からも気象情報を早くつかんで危険な地域の皆さん方には早めの避難をお願いすることが非常に大事ということが明らかになってきているわけでありまして。しかし、大雨とか強風とかそういった最中に避

難をしていただくのは、大変危険性もありますから、これも早めの避難ということは大変重要になるというふうに思うわけですけれども、ところがこの平成二十三年の大塔災害の体験から言いますと、大雨でしたけれども、大雨の五條市内の状況を掌握するとともに吉野川の上流、熊野川の上流、丹生川の上流の雨量も早く掌握しなければ避難勧告、避難指示はできないわけでありまして、ところが、五條市内の雨量をつかもうと思えば、いわゆる西吉野町・大塔町は五條土木の観測所で観測しておりますけれども、上流でいいますと、川上・上北、この辺の雨量の観測は国土交通省ですわね。また天川村とか十津川村・野迫川村はちよつと下流になりますけれども、上流にはなりませんけれども、熊野川の上流天川村であれば、奈良气象台が雨量を測量しているわけですね。だから、瞬時に五條市内と五條の上流の雨量を掌握しようと思えば、五條土木の観測状況、国土交通の観測状況、奈良气象台の観測状況を全部つかまなければ、雨量一つとってもつかめないですね。風力とかその辺のことはまだ私も調べてませんからわかりませんが、風力計がどこにあるかということとはわかりませんけれどもね。したがって、危険な地域の皆さん方に適切な避難勧告を早めに行うと思えば、雨量一つをとっても今言うたような、これだけの三箇所の観測所の雨量を瞬時にちゃんと防災対策本部に把握できるシステムになっておらなければあきませんけれども、なっているかどうか、その辺のことをお聞きしたいというふうに思います。

それと、避難をお願いするにあたって、大雨の場合の避難と、強風の場合の避難と、大雪の場合の避難と、これちよつとずつやはり正確な避難所を提供しなければならぬのではないかと思うんですね。

例えば大雨を例にとりますと、大雨の場合は上流で大雨が降りますと、吉野川が増水しますね、丹生川も増水します。経験してますわね。そういう場合、吉野川の近くの避難所とか丹生川の近くの避難所に避難してもらったのではあきません。また大塔の災害の教訓から言えば、大雨は山も崩れますからね。大きな危険な山があるその裾の避難所に避難してもらうのは危ないですわね。まあこういうふうな大雨の場合の避難所、強風の場合の避難所、これは区別しなければならぬと思うんですね。

例えば私は阿太で私は住んでいますから、阿太のことを言いますと、阿太で避難所は幾つかあります。特に、原にあります阿太小学校・阿太保育所そして阿太のミニ体育館、これが大きな公共施設なんですけれどね、これは三つとも避難所になっていますけれど、ミニ体育館は吉野川のほん近くにあって海拔もちよつと低いわけですね。ところが阿太小学校は吉野川から離れていて海拔はちよつと高いわけですね。だからそういう場合は大雨の場合の避難所は例えば阿太を例にとりますと一番高い阿太小学校へ避難をお願いするというふうにしなければ、吉野川の近くで海拔の低い阿太のミニ体育館ではつかる恐れがあると、こうなりますからね。だから大雨や強風の情報を

的確に捉えるためには、あらゆる観測所の状況を捉えられないかんし、避難を的確にお願いしようと思えば、大雨の場合も強風の場合も分けて考えられないかんとなってきますからね。その辺はちゃんとそういう体制になっているかどうか、ちよつと聞かせていただけますか。

○議長（益田吉博） 櫻井危機管理監。

○危機管理監（櫻井敬三） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

議員のお話にもありましたように、昨年十月に発生しました台風二十六号、東京都の伊豆大島では死者三十五名、行方不明者四名を出す大きな被害が発生しました。その際に、行政から避難勧告等が出されず、早期の避難誘導が適切に行われなかったことが問題であると指摘されました。

当市といたしましては、現在、先の紀伊半島大水害等による教訓を踏まえ、五條市地域防災計画の見直しを行っている最中でありまして、市民の命を守るということを最重要課題として、少しでも早い時期に、多くの方が安全かつ素早く避難行動が行えるよう実効性があり迅速性が確保される計画の見直しを進めております。

また、奈良地方気象台を始めとした関係機関との更なる連携や情報共有にも努めております。気象情報とは命を守る重要なものであります。議員から御指摘ありました雨量計等の全体を掌握、上流部分を含めてしているかということとございます。そういう情報の、昨年の台風十八号で雨量計等、もっとあった方が判断として我々も避難勧告出すということができるということを踏まえて、昨年既に国土交通省、また県の方に新たな雨量計、水位計の要望もしておりますし、その情報の各情報を一元化するようにしております。

また、黒淵ダムの関係で大きな被害が出ていますので、そちらのジェイパワーが持っている雨量計についても把握するような形をとるよういたしました。

また、避難指示等の発令でございます。これは、最悪の事態を想定し疑わしいときは行動を起こし、空振りには許されるが見逃しは許されないというスタンスで対応してまいります。有事の際に考えられる最善の対策が取れるように万全を期したいと考えております。

安全な避難所の案内と提供に関しましては、昨年に改正されました災害対策基本法を受けて、従来、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されてなかったということから、そういうことを踏まえて今見直しもしております。

そういうことで、それ以外に防災設備の整備の状況、また地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、洪水や地震など異常な現象の

種類ごとに安全性の一定の基準を満たす施設又は場所を指定避難所や指定緊急避難場所として指定する見直しをしております。

そういうことで、避難指示等を発令する際には、今後も「この地域の住民の皆様は、この指定避難所を開設しています。」といったような具体性を持たせた情報の提供をしてまいりたい、そういうふうを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博） 大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） はい、大体答弁の中ではその取組をされているということでございますので、どうか大雨・強風等々の早いめの掌握、そしてまた避難勧告・指示におきましては大雨や強風といったそういう災害の状況に応じた避難勧告、避難指示そして避難所の提供というところで頑張っていたきたいと。

避難所にはやはり応急的な食料や毛布等々もこれから準備していかなければならないのではないかなと。防災倉庫の活用もございませうけれども、間に合わないということもありますから、倉庫にも置き避難所にも最低限の応急食料や毛布等は要るのではないかとというふうに思います。

それでは次に行きます。

（四）上流ダムの緊急放流防止対策と池の調査状況でございます。御存じのように吉野川上流には、津風呂ダム、大滝ダム、大迫ダム、そして古い池原ダム、熊野川上流には猿谷ダム、九尾ダム、川迫ダム、そして丹生川上流には一ノ木ダム、黒淵ダムと、こういうふうにあるんですけれどもですね。このダムの緊急放流で大きな災害が出たのは皆さん方も御存じのように、昭和五十七年八月一日の台風十号によりまして、上流の川上・大台にもすごい大雨が降りまして、大迫ダムに大量の水が流入したために、大迫ダムの堤体、水を食い止めているコンクリートの堤体の上を水が越してしまうという、そういう状況になってしまったために水を放流するゲートを一遍に開けてしまったがために、下流の吉野川は一〇メートルぐらいの水の柱ができて、そして下流の川でおった人は死亡または行方不明者が多数出ました。その人数は大体七人ですね。こういう体験もありますし、同時に大塔災害、昨年の台風十八号の災害という大きな災害を五條市は体験しておりますので、ダムの緊急放流をなくしていくというこの点についても下流の五條市としては常に上流ダムに目配りを離さないで常に意見を上げていくということが大事ではないかなというふうに思います。

ちようど大塔災害に関連した猿谷ダムが昨年の平成二十四年の九月から緊急放流をなくすために九月一日から十月三十一日の間は一番



上のゲートを開けておいてダムにたまる水の水位を満水の場合は四三六メートルですけれども、ゲートを全部上げたら四二六という一〇メートル下がるわけですね。こういう初めから大雨の前には下げておいて、そして大雨が降って上流から流れてくる水は自然流下で流れるようにして、一遍にゲートを開けるといふ緊急放流をなくす対策をとりましたけれども、この対策をとっているのは五條市の上流では私の調べでは猿谷ダムだけで、津風呂も私が電話しましたがやっておりません。大滝は洪水調整ダムということで建設されましたけれども、昨年の十八号、そして平成二十三年の大塔町災害のあの雨量ではやはり放流してますね。緊急放流違いますよ。緊急放流ではありませんが放流しています。大迫ダムはもちろん現在でも五十七人、これだけの被害を出しておりますけれども、大迫ダムもこういう大雨前の事前放流はしておりません。後、一ノ木とか黒淵ダムはどうかわかりませんが、そういう状況ですので、やはりこの猿谷ダムの大雨前のダムの水位を一〇メートル下げて緊急放流をしなくてもいいような、このやり方を上流ダムにもつと要求していく必要があるのではないかなというふうに思いますけれども、その点聞かせていただきたいと思えます。

○議長（益田吉博） 櫻井危機管理監。

○危機管理監（櫻井敬三） 十二番大谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

御説明をいただきましたように、大迫ダム、また津風呂ダムというところは利水ダムでそういう洪水調整機能というのはしていないということでございます。

ただ猿谷ダムにつきましては、今御説明いただいたように一〇メートルの間隔をもつてその間の分を洪水調整としてあてるといふうな形で二十四年の九月から試行運転をされるということでございます。

いろいろ上流のダムでそういう取扱いの要望をすべきというお話でございます。ダムの目的というのがいろいろございますので、その目的にあつた対応、その中で一つ一番大きいのは、大滝ダム、ここは洪水調整をするダムでございますので、そのダムを有効な形で対応するというところでお願いする一方、それと要望ということに関しては、いろんなダムも国交省の持つ部分、農水省が持つ部分、そしてジェイパワーで持つ分とか関電が持つ部分という管理主体が違いますので、そういう方向で各検討はしていただいていると聞いています。ただダムの能力上、そういう洪水調整をするだけの容量は持っていないためにできていないというように聞かせていただいておりますので、今後そういう部分を踏まえて、さらにそういうことのできる可能性を踏まえてお話ししたいというふうには考えますが、基本的なダムに対する管理者の話はそういう回答をいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博）大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）あのね、猿谷ダムが大雨の時期にゲートを上げてダムの水位を一〇メートルぐらい下げていることを今試行運用してくれていますけれどもね、ほかのダムかってできませんよ。津風呂も大滝も、大滝以外は全部利水ダムなんです。ダムの構造はほぼ一緒です。全部ダムの堤体の上に水を流すゲートは付いています。だから猿谷も一緒なんです。特別に猿谷が工事をしてダムの堤体を改修してこういう大雨の時期に試行運用してるん違いますよ。猿谷ダムはゲートを開けておくだけです。お金も何も掛からない。大雨の前にゲートを開けておくだけ、猿谷ダムのやり方は。ゲートの幅は大体一〇メートルありますからね、開けたら一〇メートル下がるわけです。だから津風呂も大滝もダムの構造は大体一緒ですからできませんよ。大滝は注意しなければならぬのは、かなりの洪水調整のできるダムだからこのダムが工事始まる前は大滝ができれば吉野川で災害が起きない、大きな水の増水はないと言われておったんですけれども、結果から見たら去年の十八号台風のときの雨量、平成二十三年の大塔町災害のあの雨量から言えば、大滝も緊急放流ではないけれども放流しているわけですね。そのことによつて上野公園は平成二十三年のときもつかりました。去年の十八号もつかったわけです。だから大滝ダムができたからといって安心は絶対したらあかんということは結果が示してるんです、結果が。理屈じゃないんです。もちろん、上野公園がつかつた理由は大滝の放流だけ違いますよ。その下にある津風呂の放流も、その上にある大迫のダムの放流も、それから丹生川の川の増水もいろいろ関係していますけれども、結果として去年の十八号、平成二十三年の大塔町災害のときの雨量ぐらい降つたら大滝も放流しなければならぬ、そのことによつて上野公園はつかつてるわけですからね。だからこの結果からこれからの上野公園の対策を立てていかないかんとということになるんじゃないかというふうに思いますね。

したがしまして、ちよつと道をそれましたけれども、猿谷ダムのできたことは津風呂も大滝もできないことはないですね。ほかのダムのことは私もわかりませんが、粘り強く猿谷ダムでやったこともちゃんと研究して、津風呂にも大滝にもその他のダムにもやはり私は実現するまで腰を入れて要望していくべきだというふうに強く申し上げておきたいというふうに思いますね。この猿谷ダムと同じような大雨前の試行運用は池原ダムもやっていますよ。風屋ダムもやっています。頑張ってください。

それからちよつと途切れしましたけれども、昨年十二月か昨年の九月議会の補正予算で五條市内の農業池の調査予算が上がっておりますけれども、その調査結果を聞かせていただけますか。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

受益地が二ヘクタール以上のため池百九十六箇所について点検を実施いたしておりますけれども、予算の資料を持っておりませんので、今すぐ調べさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博） 大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 担当課長は既に調査結果資料、危機管理監に渡していると言っていましたからね。またその辺ちよつとあれしてください。

次、行きますよ。

災害発生時に対する緊急救援の強化についてでございます。御存じのように、大塔町災害では災害発生後は地元の自治会・消防団・五條市の消防署、そして五條市外の消防団・消防署、そしてまた陸上自衛隊、いろんな関係者の救援をいただいていたわけでありまして、やはり災害発生直後の救援は非常に緊急性が求められますので、この間も申し上げましたように、全国的にもこのお願いしている五條市内の建設業組合の皆さん方にもできる範囲内の支援でいいわけですから、支援をお願いする必要があるんじゃないかなというふうに考えますが、その点はどうか。

○議長（益田吉博） 櫻井危機管理監。

○危機管理監（櫻井敬三） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

災害が発生した場合、市単独の緊急救援には限界があります。そのため本市におきましては全国の十三市町村からなる「砂防関係協力市町村災害時応援協定」を始めとして、多くの市町村や団体と災害時の相互応援協定を締結しております。御指摘の一般社団法人奈良県五條建設業協会との応援協定につきましては、奈良県が「災害時等における緊急対応業務に関する基本協定書」を一般社団法人奈良県建設業協会と提携しておりますが、先の議会におきましても、大谷議員より強固な連携体制を確立するためにも必要性のお話もありましたことを踏まえまして、市として一般社団法人奈良県五條建設業協会と災害時応援協定の締結するための準備を、既に取り掛かっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博） 大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） はい、一つ頑張っていたいただきますように。余り危険なこととはお願いできないと思いますけれども、五條の建設業界の皆さん方のできる範囲の支援をお願いしていただくことが大事だと思えます。

既に御存じのように、冬場の大雪とか凍結のときの融雪剤をまいていただくのは、これは奈良県も五條市も五條市内の建設業界の皆さん方にお願ひしていますわな。だからそれよりも規模は大きくなりますし危険性も大きくなりますけれどもですね、それでもやっぱり日常重機を扱っている仕事はやはり我々と違って、また消防署や消防団の業務とは違う業務をされていますから、その辺はまた慣れた面もありますから、建設業界の皆さん方の力もお願ひするというところで取り組んでいただきたいと思います。

議長、ため池の答弁できるようにでしたら、もうここでいただけたらと思います。

○議長（益田吉博） 櫻井危機管理監。

○危機管理監（櫻井敬三） 十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

先ほど産業環境部長が申しましたように、市内の古いため池が多数あるという中で、もしため池が決壊すれば甚大な被害が発生するということから、平成二十五年において受益地の面積が二ヘクタール以上のため池、この百九十六箇所についての点検は実施しているというふうに報告を受けています、この実施については全額国費でされたというふうに聞いております。また、その結果に伴いまして、早急に対応しなければならぬというふうな結果は老朽ため池もございまして、そこまでの結果はないように報告を受けております。以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博） 大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） はい、調査結果は余り危険な結果ではなかったということですが、やはり農家の皆さん方とよく話し合いをして、私の提案としては農業に水が要らなくなった時期以後は来年の水が要るまでの間の期間は、水のひを抜いてもらって、池の水を、池が壊れない程度まで下げていただくというお願ひもしていいのではないかなと思います。全部水を抜きますとひびが入って水漏れということもありますからね。だから池の扱いは難しいですけども、水漏れしない程度まで水を下げていただく。猿谷ダムと一緒にね。その辺の検討を農家の皆さん方の意見もよく聞かせていただいて、検討をしていただいたらどうかというふうにご提案させていただきます。

それでは次に行きます。

最後（六）災害の主要原因となっている地球温暖化防止対策と日本政府への要請でございます。御存じのように、今年の異常気象また去年の十八号台風、その他いろいろ日本と地球の全てのところで大変な異常気象による災害が発生しておりますけれども、大方の学者、専門家の見解は主要原因は地球の温暖化だというふうに今まとまっております。したがって、地球温暖化をなくすためには二酸化炭素をなくさなければなりませんけれども、その二酸化炭素をなくすために毎年世界のどこかで国際会議が開かれております。日本も数年前京都でその会議が日本の政府が議長を務めて京都会議を行いました。この京都会議の中で目標が決めたわけですけれども、欧州連合つまりEUの国々に課せられた目標は一九九〇年で比べて八パーセントの削減を課せられました。ところが現在、欧州連合は超過達成するという見通しなっているんですね。ところが日本はどうか、京都で開いて議長を務めた日本はそうなっていないんですね。京都議定書では日本は一九九〇年に比べて二五パーセント削減が責任付けられました。世界の中でも二酸化炭素を発生しているのは世界で五位ですからね、日本は。多いから削減の目標も多いんです。EUと比べたらね。その目標に対して、今日本は減らすどころか三・七パーセント逆に増えているわけです。減らすのと増やしているというのは上げ下げえらい違いますわね。そんな中で、この九月には国連気候変動サミットも開かれます。また十一月から十二月にかけては国連気候変動枠組条約第二十回締約国会議が開かれます。略してCOP20ですね。こういう重要な会議を開く前でありますので、日本と世界中での起こっている災害の主要原因の地球温暖化をなくすために、日本はリーダー的な役割を果たすように五條、もちろん日本全国の自治体から根拠を示した本腰を入れた意見を上げるべきだというふうに私は強く要望するわけですが、最後この点、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（益田吉博） 櫻井危機管理監。

○危機管理監（櫻井敬三） 十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

災害の主要原因と言われております地球温暖化防止対策の問題は非常に難しく、地球規模で取り組んでいく必要がある問題であります。昨年において温室効果ガス排出削減の目標が見直され、日本政府は、排出量を二〇二〇年までに、二〇〇五年度比で三・八パーセント削減する目標を決定いたしましたことは御案内のとおりでございます。

政府としても原子力発電問題があり、国のエネルギー政策が定まらないことから、京都議定書の目標などから後退する内容となっております。このため本市といたしましても、政府に対しまして、地球温暖化対策の重要性を訴えるため、奈良県市長会や近畿市長会等を通じて既に要請をいたしております。

昨今の異常気象を踏まえ、今後におきましても引き続きいろんな機会を捉えまして要請をしまいたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博） 大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 次、大きな二番、新市役所庁舎建設に求められる構造・規模及び財源でございます。昨年の十二月議会では、新庁舎の建て替えの必要性、また建て替える場所の選定条件等々を提案させていただきましたけれども、今回は構造・規模・財源等について提案をさせていただきたいように思います。

御存じのように、建て替えなければならないその要因はいろいろあります。しかしその中でもまずはいつ起こるか分からない大きな地震が起こっても、庁舎内で働く職員の命を守るとともに全市民の命と財産を守る災害対策本部の機能を維持するためにもお金は大変掛かりますけれども、五條市の財政もまだまだ厳しいですけれども、もう建て替えなければならないという状況にあるのではないかと思います。

したがって、構造・規模につきましては、まずは予想される大きな地震があっても壊れないという耐震性が求められるというふうな思うわけでありすけれども、皆さん方ずつくっていただいた新庁舎整備適地選定報告書を見ますと、その中にはいろいろ新庁舎の規模とか、その他いろいろと調査・研究に基づいて規模・構造の提案をされております。その中ですけれども、耐震性につきましては、こういうふうに書かれております。「耐震性につきましては、免震構造と制震構造があると。そのほかの耐震構造もあるかわかりません。まあ免震がいいのか、制震構造がいいのか、また他の耐震構造がいいのか、もう既に日本各地の自治体で設置されている自治体の状況もよくつかんでいただいて、免震装置でやっつる自治体もありますし、制震構造のやっつる自治体もあると思いますので、既にやっつるところの自治体の状況をよく調べていただいて、五條市の地形、また気象の特徴、五條市のこの条件からして耐震装置は何が適当なのかを選んでいただく必要があると思いますね。同時に、お金にも限度がありますからね。有利な合併特例債を活用できる額は現時点で大体五十六億から七億というふうに言われております。これは全て庁舎建設にまわしていいかというたら、そういうわけもいきませんからね。だから合併特例債の活用の範囲内でやらなありませんからなんぼお金が掛かってもその耐震工事をやったらええというわけにもいきませんので、お金のことも勘案しながらどういう耐震工事にするかということを選んでいただかないかというふうに思いますけれども、その点どうでしょうか。

○議長（益田吉博） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 十二番大谷議員の御質問にお答えいたします。

新庁舎整備に向けた取組といたしましては、昨年八月に市庁舎の整備に関して必要な事項を研究することを目的といたしまして新庁舎整備研究委員会を設置しております。本年四月に新庁舎の整備適地選定報告書として答申をいただいたところでございます。また、本年一月には、市議会におかれましても新庁舎建設特別委員会を設置いただきまして、鋭意検討をいただいております。

今御指摘ございました耐震性につきましては、答申の中にもありますように、災害時に防災の拠点となります市庁舎といたしましては、IS値〇・九以上が好ましいとされているわけですが、災害が起きましたら、十分に機能し耐震性に優れた構造でなければならぬというのことは当然のこととございまして、御指摘いただきましたように、先進の事例を十分に研究しまして、これから検討を重ねて答えを出したいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博） 大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） はい、既にやっている自治体の体験、状況も良くつかんでいただいて、五條市に一番適切な耐震構造を選んでいただきたいと思えます。

次、市民の皆さん方のための有効利用になるような庁舎建設という点に入りますけれども、やはり市民の皆さん方の税金で市民の皆さん方のための市役所庁舎を建てるわけですからね。市民の皆さん方に五十年以上百年目標で有効に活用していただける役所の庁舎にしななければならぬというふうに思うわけですが、十数年前に五條高校跡地に関するアンケートを五條青年会議所の皆さん方がやってくれています、もう既に。五條高校跡地に関するアンケートは五條の市役所はまだされたことないというように私は記憶に残っていますけれどね。この青年会議所がやっていた五條高校跡地に関するアンケートの中で、多分これは駅裏の岡口の方のアンケート結果だと思ふんですけれどね、「五條高校跡地を利用する場合、土地の使い方についてはどのようにお考えですか。」というところで、回答している内容は、「建物は建てるが、災害時の避難場所等の用途も考え、空間を広めにとり建物は最少必要限にとどめるべきだ。」というふうに答えておられるわけですね。

御存じのように、JR五条駅の裏の岡口の町の状況は大変家が密集していきまして、軽の自動車でももういっぱいだというような道路の

状況になっておりまして、消防車両が大型消防車両は入れないという課題が残っている町であるわけですが、そういう岡口の皆さん方の希望からすれば、やはり災害発生時の避難場所が近くにあればいいということ、こういう回答をされたんだと思いますけれども、そういうことを参考にさせていただいて、用地の選定をしていただく必要があるのではないかと。

皆さん方の計画された用地の選定案いろいろ五つぐらいありますけれども、もちろん五條市議会としてこの間調査してきました。イオンも含めてですけどもね。この用地の案の中で、駐車場を全部平面でとれるようになっておるのは五條高校跡地なんです。後は大体駐車場は立体です。災害時の避難場所とかはテントを張ったりしなければいけませんし、また役所が休みのときには駐車場でちよつとしたスポーツもしてもらえるわけです。そういうことから考えますと、駐車場を平面でとっている五條高校跡地というのはかなり五條市民の皆さん方に有効に建設された以後も活用してもらえないかなというふうに私は思いますね、これ。後は大体立体駐車場が大きい小さいはあっても加わってきますね。その辺で理事者の皆さん方はどのように考えておられるか聞かせていただきたいと思えます。

○議長（益田吉博） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

御質問がございました市民のための庁舎の有効利用、災害時の避難場所ということも含めてでございますが、まず市民の安全が図られることが一番大事なのではないかなということとは認識いたしております。そしてその次に市民の方の利便性が図られることなど、そのような視点に立って進めてまいりたいというふうに考えております。

市民の安全の確保からは、庁舎を市の防災拠点として位置付けて、来庁者の安全を図るということはもちろんでございますが、災害発生時における復旧・復興活動の拠点として機能發揮できて、市民の避難場所としての空間を充分確保するとともに、先ほど申しましたように、耐震性というのは、優れたものでなくてはならないというのは明らかなことでございます。

次に、利用していただくという面からは、手続き等に訪れる方がストレスなく利用できて、現在教育委員会などが別の庁舎になっておりますけれども、点在している部署を、できる限り一つの庁舎に集約するということが、そしてまた市民の方が利用していただける、いわゆるパブリックスペースというようなことも併せて考えていきたいと、駐車場が立体であるとか複数階であるとかということも含めまして検討してまいりたいと、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）



○議長（益田吉博） 大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） はい、安全性は第一であります。その他やはり必要な条件はたくさんありますから、視野を広げて、後で市民の皆さん方に責任を持って説明できる用地の選定ということが求められますので、よろしく願いしたいと思います。

その次に、（三）分庁舎及び県庁舎の対策ということですけれどね、どういう規模・構造にするかということになれば、新しく考えている新しい市役所庁舎はどういう分庁舎を含めた庁舎にするのかと、この検討が要ると思います。また、この間の議論の中では五條市内にある県の土木事務所や保健所も耐震性が整っていないから、県としては建て替えて総合庁舎を五條のどこかへ建てたいと言ってくれてるというふうに聞かせてもらっていますけれども、これも非常に大事なことですわね。五條土木も保健所も五條市内で建てていただくということは市民の皆さん方の利便性から言っても、緊急性から言っても、非常に大事なことです。したがって、私はこの県庁舎の対策もこのときに併せて県とよく話し合いをして取り組むことは、県も五條市も幾分かは工事費用は安くなるのではないかなと。また有効に活用できる庁舎になるのではないかなと思います。

その点ではつきりしておかなければならないのは、市役所の分庁舎で教育委員会がこの中に入るかどうかということがはっきりしていませんね。皆さん方からいただいた資料の三十二ページにはこのように書いてあるんですね。「五條幼稚園、中央体育館跡地に建てた場合、教育委員会が隣接する。」ということになっておりますね。ということは教育委員会は新しい庁舎の中に入らないと、この時点では解り兼ねております、これね。だから今の教育委員会も、あれは確か民間の建物を買収した建物ですから、耐震性も整っていないと思いますから、新しい市役所庁舎を建てた場合には、その中に教育委員会はちゃんと入っていただくという規模・構造にする必要があるんじゃないかというところ。またですね、県の土木も保健所も高校跡地の面積は一九、〇〇〇平米ですからね。ものすごい広いですからね。だからこの広さであれば、役所庁舎と県の土木、保健所と一緒に建てられる面積は十分とは言えませんが、建てられるんじゃないかなというふうに思いますわね。だからもうその辺は県とよく話し合いをして協議をスタートすべきではないかなというふうに思いますけれども、教育委員会の件とこの県の土木・保健所の件で皆さん方の現時点での考えをお聞きしたいと思います。

○議長（益田吉博） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 十二番大谷議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘の幼稚園・中央体育館周辺のページの他の公共施設の関係の中には、確かに地籍調査課、教育委員会が隣接するというふう

な表記がございますが、別のまた調べのところで新しい庁舎の規模を検討しているところがございます。今大谷議員がお持ちですので、ページで言いますと、二十一ページを御覧いただきたいのですが、よろしいですか。上段に四角で囲った箇所がございます。その丸の二つ目で平成三十二年の教職員の予測、二百五十四と明記されていると思いますが、この中には現在教育委員会事務局として別の庁舎で執務をやっております学校教育課ですとか、生涯学習課ですとか、あの建物、今現在ある教育委員会の建物に入っており執務しておる職員の数もカウントしての数値でございます。先ほど三十二ページには現在の位置関係を示しているというふうに認識していただきたいと存じます。それと県の施設でございますが、議員おっしゃられた五條土木、また保健所、それから例えばパスポートを申請するような機関、それらを旧の五條高校跡地に、五條市ではなしに五條市を含む南和地域の拠点として合同庁舎の建設をただいま県に要望しておるといところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博） 大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） はい、教育委員会は新しい庁舎の中に入れ込むということがはっきりしましたので、それはもうそうでなければいかんわけですけれども、県の庁舎については、土木や保健所以外も増えるという答弁でしたけれども、それはそれできっちり県の意向を聞いて協議をする必要があるのではないのかなと思いますね。少々増えても、この一九、〇〇〇平米の土地はかなり広くて有効活用できますからね、これはかなり候補地としては有力ではないかなと、私は思います。

最後、財源対策ですけれども、この間も申し上げましたけれども、我々五條市の現在の立場から言いますと、市役所庁舎それから広域のごみ処理場の建設、それから子育て支援・若者支援そして幼稚園・保育所のいわゆるこれから先の市民の皆さん方に喜んでもらえるあり方等々考えますと、お金はたくさん要ります。古い庁舎をどうするか、壊すなら壊す費用も要りますし、もう後々要るのはお金ばかりですからね。したがって、やっぱり新庁舎の財源は合併特例債の活用額の範囲内に納めるべきでないかというふうに思います。合併特例債の活用額は現時点で大体聞いておりますのは、五十六億から五十七億と聞いておりますけれども、予定から言えば、この五十六億、五十七億を全部新市役所庁舎に使っていいことではありませんからね。ほかにも使わないかんとお考えですか。その辺もよく考えて、場所選びが非常に安くていい市民の皆さん方にいいもの、喜んでもらえるものを建てようと思えば、非常に場所選びというのは私はポイントになってくると思いますね。その辺、財源対策についての皆さんの現時点での考え方を聞かせていただきたい

思います。

○議長（益田吉博） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

御質問の財源対策でございますが、新庁舎整備に活用できます国や県の補助金というのをごいませぬ。また非常に有利な過疎債ということも充当できませんので、市庁舎の整備につきましては、計画の上、合併特例債を充当してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博） 大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） はい、そしたら頑張っていたきたいと思います。

次、デマンドタクシー等に関する当日予約制の早急な改善についてということですが、市議会議員選挙前後を通じまして市民の皆さんからデマンドタクシーがあるのになかなか利用しにくいと。予約は当日でもいいようにしてもらえないのかと。また家の近くまでもっと送ってもらわれへんのかという声をたくさん聞かせていただきましたので、昨年の十二月議会でこのことを一般質問で取り上げましたけれども、市長公室長から「第三次の五條市地域公共交通総合連携計画を策定する上で三郷町の当日予約制を踏まえたフルデマンド方式を検討していく。」という答弁がありました。その第三次の計画書、皆さん方がつくっていたのを見てみますと、検討の結果として、五十六ページにいろいろ書いてくれていますけれども、その中に「運行内容のオープン的な見直しの中で、その一つとしてデマンド型交通の当日予約の検討」というのも入れてくれていますね。そのほか、市外への運行拡大では、大淀の福神にできます病院へ連携できるバスの体系、また南海林間田園都市駅方面へのバスの運行等も、その他いろいろかなり市民の皆さん方の御要望に沿った計画案が出ておるわけですので、基本的には賛成させていただくんですけれども、しかしこの第三次の計画が実施していない現在でも前日予約を当日予約制に改善することは私はできると思うんですね。もう既にタクシー会社の運転手さんが、当日言ってくれてもちゃんとさせてもらいますということを言うてくれているわけですからね。だから第三次のこの計画を実施以前の現時点でも、私は当日予約制に切り替えて改善すべきだと、できるといように思いますけれども、その点聞かせていただけますか。

○議長（益田吉博） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

デマンド型乗り合いタクシーとデマンド方のコミュニティバスにつきましては、御指摘いただきましたように、現状では前日予約で構成しております。その主な理由といたしましては、運行予約のあるなしにかかわらず運転手を待機させなくてはならず、事業者の負担が掛かる。そういう状況を避けるためでございます。

またもう一つの理由としましては、デマンド型乗り合いタクシーといえますのは、予約人数に応じた車両により運行するという方式をとっているためでございます。これら理由によりまして、前日予約により運行をいたしておりますが、昨年実施いたしましたアンケート調査の結果や直接市民の皆様から当日の予約制にしてほしいとの声が多数寄せられております。

ただいま議員がおっしゃいましたように、今後当日予約制に移行していく必要が変わってきたのかなと考えております。

第三次五條市地域公共交通総合連携計画では、デマンド型乗り合タクシーなどの運行内容の見直しに着手していくこととしております。利用者の利便性の向上に向けてまして、交通事業者と連携をし、当日予約制の導入に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博） 大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） はい、この前、吉野町、三郷町の当日予約制を明らかにしましたが、今答弁の中に当日予約制にしたら運転手を待機してもらわなければならないと言っていました。吉野町はそんなことはしていません。普通のタクシーに乗っている運転手に連絡が入ってお客さんがなかったら、その人にデマンドタクシーの予約している人に行ってもらうわけです。だからタクシーの運転手は普通タクシーの運行をしながら連絡が入ればデマンドタクシーに直行する、三郷町もそのやり方だったと思いますよ。だからできないことではない、やっているところはあるわけです。一つ研究して早く当日予約制に移行してください。朝一番だけは、前日の予約でお願いせんことには体制がとれないかわかりませんが、朝二番目くらいは吉野町、三郷町がやっているやり方を研究してもらって移行してもらえますように、強く要望しておきます。

最後、子ども医療費助成制度の現物給付方法への改善と中学校卒業までの通院費の無料化についてでございます。

これも昨年の十二月議会では太田市長の方から中学校入院まで無料にするという議案が出されました。今年の三月議会では予算が付けられまして、中学校入院まで無料になったわけですけれども、しかし通院は無料になっておりません。奈良県下の子ども医療費の状況を四月一日時点での調査でいいますと、奈良県下に市が十二ありますけれども、通院でいいますと、ほとんど小学校入学前までのところが

多いですね。ところが五條市は小学校卒業するまで無料に今回三月議会でもなりました。後言いますと、葛城市が通院も中学校卒業するまでになつていますけれども、ほとんど五條市・葛城市以外は奈良県の市は小学校入学前までしか通院の無料化はやっていないという状況です。この状況から言えば、五條市もかなり追い上げて子供の助成が充実してきているというふうに思います。しかし、まだ中学校は入院まで無料で、通院は無料になっておりませんし、病院で診ていただいた後の支払いは一旦全額を支払いして、後で申請して助成分を引いた自己負担を返してもらうということになりますので、やはり若い御夫婦の中には、一旦全額医療費を払わないかんということがあるがために、子供さんを病院へ連れて行くのをちゅうちよするということ方もおられるというふうに聞いております。

したがって、かなり五條市も子供の助成は良くなつてきておりますけれども、この時点で支払方法は自動償還払いではなしに、いわゆる難しい表現ですけれども、現物給付方法に切り替えていくべきではないかなと。そして中学校も葛城市と同じように、中学校の通院費も無料にするために県に奈良県下の他の自治体と力を合わせて要望していくべきではないかなというふうに強く意見を申し上げます。というふうに思います。

この支払方法は、現物給付方式になっているのは日本の全国ではどんな状況なのかといいますが、ここに一都一府四十二県の日本の全国の支払助成方法と支払方法の一覧表があります。ちょっと古いですが二〇一三年、去年の十二月二十五日の調べですけれどもね、これを見ますと、一旦全額支払わなければならない都道府県は全国の約三分の一で、三分の二は現物給付支払方法に換えているわけですね。ところがこの現物支給の方法に切り替えるということになりますと、国のペナルティがあるわけですね。しかしその国のペナルティがあっても、今明らかになりましたように全国の一都一府四十二県では約三分の二に近いところが国のペナルティがあってもやっているわけですね。

国のペナルティはどういう形でやられるかといいますが、国庫負担金の削減です。群馬県の例を言いますと、福祉医療全体への県負担部だけで十一億円国庫負担金を削減しています。それでも日本の全国の自治体と歩調を合わせて窓口での全額支払いはやめて自己負担さえ払ったらもう病院で診てもらえるという、そういう支払方法に換えられているわけですね。

したがって、政府もいろいろ子育て支援とか言うてはりますけれども、実際の行いではこういうペナルティを掛けているということ自体大変残念ですけれども、最低国は助成していませんからペナルティぐらいは掛けないようにするのが、今の政府の方針から言えば、私は当然のことだと思いますけれども、現実は今明らかになりましたようなペナルティがあるわけです。しかし全国的には頑張つて

やっていると、中学校の入院の助成と併せて奈良県下の自治体と一緒に力合わせて、奈良県の知事に支払方法の償還払から現物給付法への切り替えを要望するべきではないかというふうに強く求めたいと思います。

先ほど全国の状況を申し上げましたけれども、この近畿の中の状況をもう一度申し上げておきますと、近畿の中ではやってないのは奈良県だけです。和歌山・兵庫・大阪・京都・滋賀ここ全部やりますよ。（大谷議員、すみません。後五分です。）こんな状況ですから、是非とも県知事に支払方法と中学校卒業までの通院も無料にするよう強く要望されるべきだと思いますけれども、答弁お願いしたいと思います。

○議長（益田吉博） 河村すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（河村康友） 十二番大谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり五條市の子ども医療助成制度につきましては、子供の健全な育成と発達を願ひまして、また若者の定住促進や子育て世代への支援をより一層推進することによりまして、安心して子供を産み育てる体制を整え、ひいては人口増にもつながることを願ひ制度の充実を図ってまいりました。

御質問いただきました助成方式についてでございますけれども、奈良県では県や各市町村の代表及び県医師会等の関係者で構成されました福祉医療検討委員会の提言を踏まえまして、平成十七年度から福祉医療を全制度におきまして、県下統一で自動償還方式によります助成をしております。

現物給付方式を五條市がもし単独で実施することになりますと、奈良県医師会等の関係団体、病院や薬局等医療機関、審査支払機関でございますが国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金など、多くの機関の理解とシステム等々の協力を個々に得る必要があります。また各機関にとっては、五條市だけの対応のために、今申し上げましたシステム改修や事務の複雑化を招くことになるため、協力を得ることは現実的には非常に難しく難しい状況にございます。

また、福祉医療助成を現物給付化しますと、頻回受診といひまして、二箇所、三箇所の病院を渡り歩くとか重複受診が増えまして、医療費が増大するとの解釈から国は議員御指摘のとおり福祉医療該当者のうち、国民健康保険被保険者に掛かります国民健康保険国庫負担金を減額調整することから、試算をいたしますと年間で四百万くらい市の財政負担が強いられるかなというふうに考えております。大変厳しい国民健康保険特別会計の状況からも現在のところ、福祉医療助成方式の現物給付化は大変困難であると判断せざるを得ません。

現物給付方式の導入につきましては、医師会等関係機関を含めまして県全体で今後取り組むべきでございまして、県下市町村の意思統一と各関係機関によります協議が必要でございまして。また国に対しましても、県を通じ現物給付化に伴う国民健康保険国庫負担金減額調整の廃止を強く働き掛けていく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博）大谷龍雄議員。（後何分ですか。）後二分。

○十二番（大谷龍雄）こういった子供の助成をして人口が増えたところは、新潟県の聖籠町、子供の出生が増えたのは岡山県の奈義町、こういうところでは人口が増え、子供の出生率が二・〇七、一・五ぐらいでしたのに二・〇七に子供の特殊出生率が増えております。だから五條市独自でやれということは一遍も言ってませんけれども、知事に奈良県下の自治体と力合わせて要望して奈良県全体で実現できるように、取り組んでいただくよう強く要望して、終わります。

○議長（益田吉博）以上で、十二番大谷龍雄議員の質問を終わります。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

トイレ休憩のため五時五分まで休憩いたします。

午後四時五十二分休憩に入る

午後五時五分再開

○議長（益田吉博）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

日程第二、報第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第四号、平成二十五年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について。

○議長（益田吉博）報告を求めます。上田土地開発公社事務局長。

〔土地開発公社事務局長 上田幸則登壇〕

○土地開発公社事務局長（上田幸則）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第四号、平成二十五年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告についてを御報告申し上げます。恐れ入りますが、別冊の土地開発公社平成二十五年度決算書・事業報告書を御覧いただきたいと存じます。

それでは一ページより、平成二十五年度五條市土地開発公社決算書について御報告申し上げます。

最初に、一、収益的収入及び支出についてでございますが、公社の単年度の経常的な事業活動を示すものであり、事業活動に伴い発生する全ての収益と全ての費用が、現金収支の有無にかかわらず、発生の事実に基づいて計上されるものであります。

まず、収入の部におきましては、土地開発事業収益の当初予算額二億三千三百六十七万七千円に對しまして、補正予算額二千二百八十三万三千円で、予算額合計二億五千六百四十四万円になっておりまして、それに対しまして、決算額は二億五千五百五十六万四千四百五十六円となっております。

当該決算額の項別内訳といたしまして、第一項の土地開発公社が主たる事業によって得た収益であります事業収益につきましては、二億五千四百三十三万八千七百二十五円となっております、公共用地の売却による収益でございます。

次に、第二項の事業外収益につきましては、事業収益とは異なり、主たる事業活動以外の活動を源泉とする経常的な収益で九十一万七千七百三十一円となっております、受取利息及びJR五条駅前駐車場使用料並びに各事業用地の貸付料でございます。

なお、百三十八万三千二百六十九円につきましては当初予算におきまして、駐車場収益を二百万円と予算化しておりましたが、決算としまして、六十三万七千五百円となっております、これが予算に比べ減額の主な要因となっております。

続きまして、支出の部でございますが、土地開発事業費用の当初予算額二億二千七百四十五万円に對しまして、補正予算額二千四百五十五万円、予算額合計二億四千七百八十一万円になっておりまして、それに対しまして、決算額が二億四千六百八十二万三千三百七十三円となっております。

当該決算額の項別内訳といたしまして、第一項の土地開発公社が主たる事業に要した費用であります事業費用につきましては、二億四千六百二十一万六千二百二円となっております、事業用地の売却原価及び公社が所有する車両の車検代並びに事務的経費を支出いたしております一般管理費でございます。



次に、第二項の主たる事業活動以外の活動によりまして生じたものであります事業外費用につきましては、六十万七千二百七十一円となっております。光熱水費等、JR五条駅前駐車場の管理経費及び雑支出でございます。

なお、不用額の四十八万三千七百二十九円につきましては当初予算における五条駅前駐車場管理費用としまして、百九万一千円を予算化しておりますが、六十万七千二百七十一円の執行により不用額が発生しております。

次に、第三項の予備費の五十万円につきましては、その全額が不用となっております。

引き続き二ページを御覧ください。

続きまして、二、資本的収入及び支出についてでございますが、資産の処分の有無にかかわらず、資産を増加させるための支出や負債を減少させるための支出及びこれらに必要な資金収入を計上することとなっております。

まず、収入の部におきましては、資本的収入の予算額四億七千六万七千円に対しまして、決算額が二億六千七百七十万五千四百円となっております。

当該決算額の項別内訳といたしまして、第一項の借入金につきましては、二億六千七百二十五万五千六百四十六円となっております。金融機関よりの一般国道二四号五條地区歩道設置事業に伴う借入金でございます。

当初予算としまして、国土交通省近畿地方整備局との用地の先行取得に関する契約に基づき四億円を予算化していましたが、用地契約といたしまして、用地契約九件、補償契約十件となっております。その契約実績によりまして借入れをした結果としまして、予算額に比べ一億三千二百七十四万四千三百五十四円の減となっております。

次に、第二項につきましては四十四万九千七百五十八円となっております。借入金利息に係る市よりの利子補給金でございます。

なお、当該借入金の内訳でございますが、二ページを御覧いただきたいと存じます。

ただいま御覧いただいておりますものは、長期借入金現債高明細書でございます。今井島台工業団地他七事業用地並びに一般国道二四号五條地区歩道設置事業用地別に借入先、期首残高、当期増加高、当期減少高、さらに期末残高について記載をいたしております。

なお、平成二十五年度末借入金残高につきましては、市基金から十七億九千九百四万円、南都銀行から三億三千五百四十六万三千九百三十二円の合計二十一億三千四百五十万三千九百三十二円となっております。

恐れ入りますが、再度二ページを御覧ください。

続きまして、支出の部でございますが、資本的支出の予算額六億二千三百二十一万四千円に對しまして、決算額が四億七千四百七十七万一千五百八十八円となっております。

当該決算額の項別内訳といたしまして、第一項の用地取得造成事業費につきましては、二億七千百三十二万九千五百九十五円となっております。用地費、負担金補助及び交付金、借入金利息並びに草刈りに係る経費等でございます。

なお、不用額につきましては、一億三千四百三十四万八千四百五円となっております。これにつきましては当初予算におきまして、国土交通省近畿地方整備局との用地の先行取得に関する契約に基づきまして用地及び補償費につき三億七千六百万円を予算化しておりますが、契約実績によります支払との差が要因となっております。

次に、第二項の借入金償還金につきましては、二億二百八十四万一千九百九十三円となっております。事業用地に係る借入金の償還でございます。

内訳としましては、一般国道二四号五條本町地区歩道設置事業に係る南都銀行への償還金としまして、一億一千六百三十七万一千九百九十三円並びに基金への償還金としまして八千六百四十七万円となっております。

なお、不用額につきましては、一千四百六十九万四千七円となっております。これにつきましても、当初予算におきまして南都銀行への償還金を一億一千七百五十六万六千円並びに基金への償還金を一億円と予算化しておりましたが、用地契約の結果としまして不用額が発生しております。

また、資本的収入が資本的支出に對し不足する額につきましては、損益勘定留保資金で補てんしております。

この損益勘定留保資金につきましては、収益的収支における費用のうち、現金の支出を必要としない費用でありまして、計数だけが帳簿上に計上される費用の合計額であり、公社の会計処理上、内部留保資金として資本的収支不足額の補てん財源として使用することができます。でございます。

引き続き、三ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、損益計算書でございます。平成二十五年度における当公社の経営成績を明らかにするため、一会計期間に属する全ての収益とこれに對する全ての費用とを記載して、経営利益を表示し、純利益を表示するものであり、平成二十五年年度の純利益は八百二十三万三千八百八十三円となっております。

引き続き、四ページを御覧ください。

ただいま御覧いただきしておりますものは、剰余金計算書並びに剰余金処分計算書でございます。

引き続き、五ページから六ページを御覧ください。

ただいま御覧いただきしておりますものは、貸借対照表でございます。平成二十五年度における当公社の財産状況を明らかにするため、貸借対照日における全ての資産、負債及び資本を記載したものでございます。

引き続き、七ページを御覧ください。

ただいま御覧いただきしておりますものは、キャッシュ・フロー計算書でございます。平成二十五年度における当公社の現金の動きを明らかにするものでございます。

恐れ入りますが、三ページから七ページにおける各諸表の詳細につきましては、御清覧をいただきますようお願いいたします。

引き続き、八ページを御覧ください。

続きまして、平成二十五年度五條市土地開発公社事業報告を申し上げます。

本年度事業の総括としましては、まず、継続事業といたしまして、国から依頼を受けました一般国道二四号五條地区歩道設置事業に伴う用地買収事務を実施いたしております。

また、平成二十五年八月二十四日付けで、野原新町公共用地四一〇・六八平方メートルを七百八十六万三千百五十三円で社会福祉法人五條あすなる福祉会と売買契約を締結し、同日付けで売却をいたしております。

二見公共用地につきましては、平成二十五年十一月二十七日付けで、六〇〇一・九五平方メートルを七千八百八十三万七千四百七十七円と和歌山河川国道事務所と売買契約を締結し、同日付けで売却をいたしております。

同じく、平成二十六年三月二十四日付けで、二七三九・〇八平方メートルを四千六百五十六万四千三百六十円で五條市と売買契約を締結し、同日付けで売却をいたしております。

引き続き、九ページを御覧ください。

当該項には、二といたしましたして、JR五條駅前臨時駐車場における月別の利用状況を記載いたしております。また、三といたしましたして、公社の経理状況について記載をいたしております。

引き続き、十ページを御覧ください。

当該項には、四といたしまして、理事会における議決事項についてを、さらに五といたしまして、職員に対する事項を記載いたしております。

恐れ入りますが、九ページから十ページの詳細につきましては、御清覧をいただきますようお願いいたします。引き続き、十一ページから十二ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますのは、財産目録でございます。平成二十五年度における公社が所有する財産、すなわち資産及び負債の全てを目録にしたもので、この財産目録により当該事業年度末における公社の正味財産が計算される書類であります。

まず、資産の部でございますが、合計で二十七億二千八百七十七万三千五百四十二円となっておりまして、当該内訳といたしまして、流動資産が二十七億二千八百六十六万三千五百四十二円、固定資産が十一万円となっております。

次に負債の部でございますが、合計で二十五億三千六百十万五千六百四円となっております。当該内訳といたしまして、固定負債が二十一億三千四百五十万三千九百三十二円、流動負債が四億百六十万一千六百七十二円となっております。

結果としまして、差引正味財産は一億九千二百六十六万七千九百三十八円となっております。

十三ページ以降の付属資料につきましては、説明を割愛させていただきます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（益田吉博）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――

質疑を終わります。

以上で報第四号の報告を終わります。

○議長（益田吉博）次に日程第三、報第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第五号、平成二十五年度一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告について。

○議長（益田吉博）報告を求めます。田中財団法人大塔ふる里センター常務理事。

〔財団法人大塔ふる里センター常務理事 田中稔泰登壇〕

○財団法人大塔ふる里センター常務理事（田中稔泰）ただいま上程いただきました報第五号、平成二十五年一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業につきまして、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により、御報告申し上げます。

当財団の平成二十五年につきましては、主に職員十名、調理師二名、ほかパート職員を雇用し、施設及び事業の運営を行いました。財団が運営していますロジ星のくに、道の駅、ふれあい交流館の三施設は平成二十五年四月から通常営業を行いました。

赤谷オートキャンプ場の営業につきましては、休止中となっております。

また、大塔郷土館につきましては、昨年と同様に駐車場を仮設住宅に提供しておりますが、関係機関と調整の上、仮設住宅撤去後速やかに営業できますよう準備を進めております。

それでは、別紙の一般財団法人大塔ふる里センター平成二十五年決算書・事業報告書を御覧いただきたいと存じます。

まず、三ページ及び四ページについて御説明申し上げます。

一般財団法人大塔ふる里センター全体の収支計算書でございます。

まず、一般財団法人大塔ふる里センターの決算につきましては、大きく五つの施設の営業と一つの事業について管理し、最終的に決算で利益を確保することを目標として努力しております。また、全体の予算の中で、四千十五万八千円を指定管理料としていただいております。

この指定管理料の配分につきましては、事業収益では管理できない施設、または、事務費に配分させていただいております事業収益として一億三百七十八万九千六百六十四円と委託金収入四千十五万八千円、その他雑収益等を含め、当期収益合計一億五千三百四十六万四千七百三十七円で、支出につきましては、事業費用として、一億四千二百九十二万七千二百九十九円と管理費等を含め、当期支出合計一億五千五百十九万七千七百八十二円となり、百七十三万三千四百五十五円の赤字となりました。

それでは、主な施設及び事業について収支状況を御説明申し上げます。

五ページから十ページを御覧願いたいと存じます。

まず初めに、ふれあい交流館ではありますが、当施設は日帰り温泉浴場・レストラン・売店・カラオケルームや公共的な利用施設として図書コーナー・会議室・和室等があります。

昨年四月から本年三月までの御利用客は延べ二万九千七百二人で、職員三名と調理師一名及びパート職員で運営しております。収支につきましては、事業収益合計五千二百五十六万五千七百七十円に對しまして、事業費用合計五千三百四十九万八千五百九十九円であり、九十九万一千五百八十九円の赤字となっております。

次に、ロジ星のくにであります。当施設につきましては、本館棟に和室六室、洋室四室のほか、ドーム付きバンガロー三棟、ログキヤビン五棟の宿泊施設であります。周辺には天体観測施設として、四五センチ反射望遠鏡を始め、プラネタリウム館がございます。

昨年四月から今年三月までの御利用客は延べ二万二千九百六十二名で職員三名、調理師一名及びパート職員で運営しております。

収支につきましては、プレミアム宿泊券を御利用いただいたお客様や各種団体様の御利用によりまして、事業収益合計四千三百四十八万七千二百四十円に對しまして、事業費用合計四千八百八十五万三千八百八十円であり、百六十三万四千二百二十二円の黒字となっております。

次に、道の駅であります。当施設は総合案内と物産販売施設及びレストランの夏季営業によりまして、平成二十五年度の御利用者は延べ二万八千四百四十人で、職員二名及びパート職員により運営しております。収支につきましては事業収益合計三千三百六十九万九千三百七十五円に對しまして、事業費用合計三千六百三十二万三千六百三十三円となり、二百六十二万四千二百二十八円の赤字となっております。

次に、大塔郷土館であります。平成二十五年度におきましても、当施設は通常営業とはなりませんでしたが、施設を利用し大塔の物産品の製造を行いました。

収支につきましては、事業収益合計四百七十六万四千三百七十円に對しまして、事業費用合計五百四十八万四千六百七十九円で、七十二万三千九十九円の赤字となっております。

次に、昨年度から、ふれあい交流館で運営を行っています。福祉事業のデイサービスにつきましては、職員一名及び看護師を含む臨時職員二名で、延べ四百七十七人に御利用いただきました。事業収益合計四百四十八万七千八百二十四円に對しまして、事業費用合計五百七十万五千四百十九円であり、百二十一万七千五百九十五円の赤字となっております。

その他の施設等につきましては、恐れ入りますが、御清覧くださいますようお願い申し上げます。

次に、十四ページ事業報告に移らせていただきます。

先に述べましたように、ロジジ星のくに、道の駅、ふれあい交流館の三施設は平成二十五年四月から通常営業を行っております。

大塔、十津川方面への観光客の各施設につきましては、昨年比べ約一万人の増加となっておりますが、紀伊半島大水害以前に比べ、施設利用ははまだ約二万人が戻っていない状況であります。このようなことから、インターネット及びイベント等を活用し市外・県外への周知を行いました。

大塔郷土館につきましては、地元物産品の製造及び施設の管理を行い営業再開に向け適切な維持に努めました。

赤谷オートキャンプ場につきましては、国土交通省による砂防事業が進められており、再開に向け、関係機関と協議を進めているところであります。

福祉事業・宅配サービス・配食サービス・田舎のコンビニ事業などにつきましては、大塔町内の住民の多くの方々に利用していただきました。

平成二十五年度におきましては、紀伊半島大水害による災害等復旧復興事業が進んでおりますが、災害の爪痕を払拭するには至っておりません。

また、施設運営につきましては、電気代の値上げ、燃料費の高騰など厳しい一年になりました。

来期におきましても、更に職員一丸となり、経費節減に努め、集客に向けて積極的に営業活動を行い、収支の改善に取り組んでまいります。

今後も市民の皆様の御意見や御助言等をいただきながら、財団として、地域に必要とされる事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で平成二十五年一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業についての報告を終わらせていただきます。

○議長（益田吉博）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）山口耕司議員。

○九番（山口耕司）四ページの租税公課でございますけれども、法人税・住民税・事業税等々の消費税以外の税金のことをいうとあれなんでしょうか。前年度と比べまして、かなり二百六十六万四千九百四円、多くなっております。その理由をまず教えてください。

○議長（益田吉博） 田中財団法人大塔ふる里センター常務理事。

○財団法人大塔ふる里センター常務理事（田中稔泰） 九番山口議員の御質問にお答えいたします。

御存じのように平成二十五年度四月に財団法人から一般財団法人への移行という出来事がありました。そんな中で財団の内容について精査する部分、機会ということがございました。そんな中で指定管理料に対する消費税相当分につきまして、未納分を納税したものであります。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（益田吉博） 山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 消費税は、これの名称にあたりますんかなあ。租税公課というのは消費税以外ですやろ。事業でそれだけ使っているのやったら、別に指摘はしませんけれども、租税公課という意味は、固定資産税とか都市計画税、自動車税、不動産取得税とかの租税公課でございます。その中で今おっしゃった消費税を支払ったというのやったら、この表現の仕方がちよつとおかしいんですかな。その辺どうですか。

○議長（益田吉博） 田中財団法人大塔ふる里センター常務理事。

○財団法人大塔ふる里センター常務理事（田中稔泰） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

租税公課、いろんな税金の部分がありますけれども、この中に消費税分を含めたということで御理解いただけたらと思います。（「九番」の声あり）

○議長（益田吉博） 山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 理解はできませんけれども、ただ表現がちよつとおかしいのと違うのかなあ。また税務課の方と相談しながら表現の仕方というのか、再度検討していただきたいと思えます。答弁は結構です。

それで、ロジックのみにのみが利益収入が黒字になっております。後は赤字でございます。ふれあい交流館にしても、道の駅にしても、ただ道の駅の差引きの収益は二百六十万以上の赤字となっております。あそこへ行けばよくわかるのですよね。職員の取組の度合い、一生懸命取り組んでおるところはやっぱり黒字になっていますわ。だからその辺の販売……、市民の血税を使ってこれだけ赤字を出しているというのは大変良くないと思うのですけれども、道の駅に関しての今後の取組に対する決意とか新たな取組について、あれば教えてい



ただけますか。

○議長（益田吉博） 田中財団法人大塔ふる里センター常務理事。

○財団法人大塔ふる里センター常務理事（田中稔泰） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

私、大塔支所長を拝命しまして、今回財団の常務理事ということで役を仰せつかっております。そのような中で、大塔に配属されたときに財団の施設、それから働いている従業員の方等々の挨拶も兼ねて様子を見てまいっております。

議員御指摘のように、赤字が出ている、それは結果として職員の取組に掛かってくるのかなというふうに私も思っておりますので、職員等しつた激励しながら共に黒字になるよう頑張つてまいりたいというふうに考えております。（「九番」の声あり）

○議長（益田吉博） 山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 支所長の話ではしつた激励をすれば赤字がなくなるというふうに今とれたのですけれども、それでなくなりませんか。

具体的な取組等について、あれば教えてもらえますか。

○議長（益田吉博） 理事長に答えてもらつたらいいん違う。ええの。田中財団法人大塔ふる里センター常務理事。

○財団法人大塔ふる里センター常務理事（田中稔泰） 具体的にということになりますと、道の駅につきましては、先ほど言いましたように一万人の客が戻ってきております。まだ災害当時と比べれば二万人の客が戻ってきていないという現状もございます。

それと駐車場の関係で前の駐車場が少なくなつていくということもございます。

そのほか煙草の販売等についても積極的にやっけていききたいなというふうなことで、職員の方も積極的に頑張つていくところがございます。

また、職員の教育につきましても、頑張つてやっけていく、研修も含めてやっけていくということで御理解願いたいと考えております。

（「九番」の声あり）

○議長（益田吉博） 山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 何も出てきませんでしたので、この理事長であります方に答弁願いたいと思います。

○議長（益田吉博） 檜内副市長。

○副市長（檜内成吉） 九番山口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

大塔ふるさとセンター、特に道の駅につきましては、約二百六十万という赤字になっておりますけれども、五條の方からあるいは十津川の方から来ても、ちょうど天辻のところで一服というか休憩をしていただく、その一番最初の目に付くところが道の駅であります。ただ道の駅につきましては、御承知のとおり階段を登っていただいて、いろんな土産物等を購入していただく、一階につきましてはトイレ等があるというところでありますけれども、二階に少し上っていただくための工夫というものもすっかりと考えていかなければいけないということ、また接遇のことに対しましても、職員とお話させていただいた中で、どこかで接遇の研修会をさせていただきたいというお話もさせていただきました。職員一丸となって黒字になるように努力はさせていただきたいと思っております。

先ほど田中支所長の方からお話がありましたけれども、煙草の販売の許可も得ましたので、その利益も少しはあるかなと思いますけれども、しっかりと天辻での道の駅をピーアールするための広報活動もしっかりとらせていただきたい。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（益田吉博） 山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 答弁、先ほど言うてましたけれども、これ変えとかなあかんの違いますかな。名前、これでよかったら別にかまへんけれども、その当時は青山理事であったんやけれども、副市長に今なつてはるのやさかいに、これは五月十二日の日付ですやん。副市長となつたと同時に理事にはなれへんの。……よろしいですけれども。

毎回、決算報告、決算書が出てきた折に、意見申し上げて、より良いふるさと財団になっていたいただきたいという思いで質問もさせていただいております。しかしながら一向に改善されないのが事実でございます。ただ改善されたというのは、ロジックのくへの収益が上がった部分かなというふうに思うのですけれども、やはりその辺の取組と、そして建物の構造的なものもあるかと思えます。ただトイレに行かれて自動販売機があるけれども、上に上がろうと皆しない。あそこにエレベーター等の設置でもすれば、また建物自体、まあお金が掛かりますけれども、そういった取組もやっていたら、より効果的な集客ができるのではないかと、ただそこに設備投資をやつてできるか？ といったら改善されるか？ といったら少し疑問が残ります。売り場面積等も今現在のところ、また横の食堂みたいなところがまるつきり休憩室に空いております。その辺のところの工夫もして売上げが上がらなかったというのやつたら仕方ない、ただ休憩室に空けてあるだけですやん。そこで商売しようかという、いわゆる商売根性ですね、金もうけしたろというための施設という雰囲気には、私は行って感ずることができません。ですので、その辺の取組を新たに、どういった取組をされるのですか？ というふうには支所長にも尋ねたと

でございます。幾ら職員をしった激励しても知恵がわかないのであれば、指定管理をその一部分を他者に変えるとか、いろんな工夫をなさるべきだと思います。五條市民の税金をいつまでもそこに多額のお金を投資していくのは大変かと思えます。ですので、その辺は職員の方も危機感を持ってしっかりと運営をやっていく、そして知恵を働かせて商売をやっていくというのは、大事ではなからうかなと思いますすけれども、その辺どうお考えになりますかな。

○議長（益田吉博） 榎内副市長。

○副市長（榎内成吉） 九番山口議員の御質問にお答えいたします。

今議員いろいろ御指摘いただきました。休憩所を、レストラン的などころがあつたわけですけども、その活用がこれから工夫をさせていただくように検討させていただきます。

それから少し言いましたけれども、二階の方にいかにお客さんが来ていただくかという工夫が一度みんなの目線で看板等も本当に見えるのかどうかも含めて考えさせていただきます。そこで働いている人々の現場の意見も十分に取り入れながら、一生懸命に皆さん方と知恵を出して少しでも売上げが上がるように頑張らせていただきたいと思います。

ただ、今他の指定管理できないかということでございますけれども、二十三年から五年間の指定管理をいただいておりますので、精一杯黒字になるように頑張らせていただきたいと思っておりますけれども、やはり大塔キャンプ場の方の復興が待たれるというところもあるわけですけども、ロτζ星のくについてはプラスになっておるといふところをみれば、お客様をそことどこととかにタイアップしながら入り込み客を入れていくかというところもいろいろヒントがあるのかなと思っておりますので、しっかりと対応させていただきますと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（益田吉博） 山口耕司議員。

○九番（山口耕司） もう言わんところかなと思つたのですけれども、職員と協議しながらつて、職員と協議して何しますんえ。協議して売上げアップするのだつたらいいですけども。毎回そういうた答弁してくれますけれども、協議しても結局は赤字になつてしまふ。ただロτζの部分の会とかいろいろなこと集客等しています。それぞれ宿泊してくれた人には案内状等も出していただいております。でございます。そうした努力、地道な努力の積み重ねが集客につながっていくのではないかなと思ひます。上に上がつて店員さんがどこに

おるのかわからない、いらつしやいませの一声のかからない職員かパートかしりませんけれども、その方から意見を聞いても何もプラスにならないのではないかなと思いますので、しっかりその辺はふるさと財団全体としての考えをまとめていただいて、あそこはどうやっていったらやるのかということをしつかり工夫していただきたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

答弁、結構です。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博） 大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 御存じのように今年の五月のゴールデンウィークの観光客の増減状況が新聞に発表されたのですけれども、奈良県下の観光地全て昨年に比べてお客が減っているのに、十津川の谷瀬の吊橋は増えているという状況でありました。それに関連して大塔の観光施設もお客さんが増えたのかどうかお聞きしたいのと、奈良県下で谷瀬の吊橋が昨年よりもお客が増えたという要因はつかんでおられるのかどうか、ちよつとお聞きしたいと思ひます。

○議長（益田吉博） 田中財団法人大塔ふる里センター常務理事。

○財団法人大塔ふる里センター常務理事（田中稔泰） 十二番大谷議員の御質問にお答えいたします。

昨年、二十五年度の数ですけども、二十四年度に比ばして延べ五千九百名の、これはふれあい交流館でございますね。それから道の駅につきましては、二十四年度比で三千六百九十二名の数が出ております。そういうことで、増える傾向にあるという数字でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博） 大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 谷瀬の吊橋が奈良県下で唯一観光客が増えたというところですから、その要因をつかんで、それをまた大塔の観光客を増やすためにも活かさせていただくということで、頑張っていたいただきますように、申し上げておきます。

○議長（益田吉博） 質疑を終わります。

以上で報第五号の報告を終わります。

○議長（益田吉博） 次に日程第四、報第六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第六号、平成二十五年五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

○議長（益田吉博）報告を求めます。青山理事。

〔理事 青山智博登壇〕

○理事（青山智博）ただいま上程いただきました報第六号、平成二十五年五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三ページより御覧いただきたいと存じます。

平成二十五年年度予算における繰越明許費につきましては、去る三月市議会定例会において、平成二十六年年度へ繰越しをいたします各事業予算の限度額を議決いただいておりますが、その確定額でございます全三十六事業、三十四億二千五万八千八百八十円について、地方自治法施行令第四百六条第二項の規定により報告を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書の四ページを御覧ください。

それでは、事業別に御報告申し上げます。

なお、各事業の詳細な内容につきましては、去る三月市議会定例会において既に御説明申し上げますので、割愛をさせていただきます、繰越確定額並びに事業の完了予定のみとさせていただきます。

初めに、三款民生費、二項児童福祉費、子育て支援システム構築業務委託につきましては、繰越確定額二百四十三万円でございます、平成二十七年三月の完了を予定いたしております。

次に、四款衛生費、一項保健衛生費、南和広域医療組合負担金につきましては、繰越確定額三億五千六百八十七万二千元でございます、平成二十七年三月の完了を予定いたしております。

次に、同款二項清掃費、し尿処理施設建設事業につきましては、繰越確定額五億九百九十万円でございます、平成二十七年三月の完了を予定いたしております。

次に、五款農林業費、一項農業費、経営体育成支援事業につきましては、繰越確定額三百万円でございます、平成二十六年四月に完

了いたしております。

次に、同項農業基盤整備促進事業につきましては、繰越確定額一千九万円でございます。平成二十六年九月の完了を予定いたしております。

次に、同項市単独土地改良事業につきましては、繰越確定額二千五百四十万円でございます。平成二十六年七月の完了を予定いたしております。

次に、同款二項林業費、美しい森林づくり基盤整備事業につきましては、繰越確定額九百五十九万六千円でございます。平成二十七年三月の完了を予定いたしております。

次に、同項食肉処理加工施設建設事業につきましては、繰越確定額三千九百三十一万三千円でございます。平成二十七年一月の完了を予定いたしております。

次に、同項林道維持補修事業につきましては、繰越確定額三百十三万円でございます。平成二十六年六月の完了を予定いたしております。

次に、同項林道開設事業につきましては、繰越確定額二千六百四十万円でございます。平成二十六年十月の完了を予定いたしております。

次に、同項県単林道改良事業につきましては、繰越確定額三百万円でございます。平成二十六年六月の完了を予定いたしております。

次に、同項林道点検診断事業につきましては、繰越確定額二百七十万円でございます。平成二十七年三月の完了を予定いたしております。

恐れ入りますが、五ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、六款商工費、一項商工費、旧辰巳邸内部整備事業につきましては、繰越確定額一千四百一十一万一千円でございます。平成二十六年十月の完了を予定いたしております。

次に、同項ふれあい交流館非常用発電設備等整備事業につきましては、繰越確定額二千三百十九万五千五百円でございます。平成二十六年七月の完了を予定いたしております。

次に、七款土木費、二項道路橋梁費の道路維持修繕事業につきましては、繰越確定額六千二百八万円でございます。平成二十七年三

月の完了を予定いたしております。

次に、同項道路改良事業につきましては、繰越確定額一億四百四十五万四千円でございます。平成二十七年三月の完了を予定いたしております。

次に、同項橋梁維持修繕事業につきましては、繰越確定額二千二百七十八万円でございまして、平成二十七年三月の完了を予定いたしております。

次に、同款三項河川費、河川維持修繕事業につきましては、繰越確定額三百五十八万円でございまして、平成二十六年五月に完了いたしております。

次に、同款四項都市計画費、(仮称)金剛山麓野鳥の森整備事業につきましては、繰越確定額百二十万円でございまして、平成二十六年六月の完了を予定いたしております。

次に、同項(仮称)五條総合体育館建設事業につきましては、繰越確定額十五億五十二万七千九百円でございまして、全体事業費のうち、当該繰越分については、平成二十七年三月の完了を予定いたしております。

次に、同款五項住宅費、小規模住宅地区改良事業につきましては、繰越確定額八千百三十三万円でございまして、平成二十六年十一月の完了を予定いたしております。

次に、同款六項下水道費、下水路整備事業につきましては、繰越確定額三百五十万円でございまして、平成二十六年九月の完了を予定いたしております。

次に、八款消防費、一項消防費、耐震性貯水槽新設事業につきましては、繰越確定額九百七十六万円でございまして、平成二十六年十月の完了を予定いたしております。

次に、同項(仮称)五條消防署西吉野救急出張所建設事業につきましては、繰越確定額三千五百八十万五千円でございまして、平成二十六年五月に完了いたしております。

恐れ入りますが、六ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、同項消防団格納庫等建設事業につきましては、繰越確定額一千七百六万二千円でございます。平成二十七年三月の完了を予定いたしております。

次に、同項地区別ハザードマップ作成事業につきましては、繰越確定額四百七十万円でございます。平成二十六年九月の完了を予定いたしております。

次に、同項職員初動マニュアル作成業務委託につきましては、繰越確定額六十万円でございます。平成二十六年九月の完了を予定いたしております。

次に、同項防災倉庫及び資機材購入事業につきましては、繰越確定額二百五十八万円でございます。平成二十六年六月の完了を予定いたしております。

次に、九款教育費、一項教育総務費、教育ネットワークシステム更新に伴うネットワーク設定業務委託につきましては、繰越確定額二百八十一万八千八百円でございます。平成二十六年六月の完了を予定いたしております。

次に、同款三項小学校費、五條小学校プール改築事業につきましては、繰越確定額一億三千九百三十六万三千円でございます。平成二十七年三月の完了を予定いたしております。

次に、同款四項中学校費、西吉野小中学校屋内運動場非構造部材耐震化事業につきましては、繰越確定額一千二百二十四万七千円でございます。平成二十六年九月の完了を予定いたしております。

次に、十款災害復旧費、一項農林業施設災害復旧費、林業施設災害復旧事業につきましては、繰越確定額六千三百二十四円でございます。平成二十七年三月の完了を予定いたしております。

次に、同項農地災害復旧事業につきましては、繰越確定額五千四百四十五万円でございます。平成二十七年三月の完了を予定いたしております。

次に、同項農業用施設災害復旧事業につきましては、繰越確定額二千六百八十六万円でございます。平成二十七年三月の完了を予定いたしております。

次に、同款、二項公共土木施設災害復旧費、道路災害復旧事業につきましては、繰越確定額二億三千十八万三千六百八十円でございます。平成二十七年三月の完了を予定いたしております。

次に、同項河川災害復旧事業につきましては、繰越確定額一千五百五十万円でございます。平成二十七年三月の完了を予定いたしております。



以上、御報告申し上げます。

○議長（益田吉博）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今報告いただいた繰越額の中で、先の三月議会のときに予算承認確定された繰越額はありませんか。

○議長（益田吉博）青山理事。

○理事（青山智博）十二番大谷龍雄議員の御質問にお答えいたします。

三月補正での計上額でよろしいでしょうか。その額。（「三月議会で予算を確定してもらった事業…」の声あり）ございます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博）大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）繰越しの判断は三月議会で予算化されたやつもありですね。そして今六月議会、三箇月しかたつてないんですよ。それなのに三月議会で予算化されたやつでできないからといって、六月議会に繰越明許費として挙げなければならない理由はどこにあるのですか。繰越明許費というのは、会計年度は大体役所は三月三十一日、三月末になりますね。三月末までにできなかったら翌年へ繰り越すということで、繰越明許費を挙げられているのではないかと思えますけれども、ほん三月前の予算議会で確定した、これがもう六月議会で繰越明許費として挙げられないかん理由はどこにあるのですか。

○議長（益田吉博）青山理事。

○理事（青山智博）十二番大谷龍雄議員の御質問にお答えいたします。

三月議会で繰越明許費の枠ということで二十六年度に繰越しの議決をいただいております。今回それについての御報告を繰越明許費の予算についての枠についての今回その確定額の報告を、今させていただいたということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（益田吉博）質疑を終わります。

以上で報第六号の報告を終わります。

○議長（益田吉博）次に日程第五、報第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第七号、平成二十五年度五條市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。

○議長（益田吉博）報告を求めます。青山理事。

〔理事 青山智博登壇〕

○理事（青山智博）ただいま上程いただきました報第七号、平成二十五年度五條市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の七ページより御覧いただきたいと存じます。

本案につきましては、平成二十五年度中に完了を予定しておりました繰越明許費によるものうち、当該年度内に支出が終わらなかった二事業について、地方自治法第二百二十条第三項ただし書の規定により、事故繰越しとさせていただきますところでございます。

恐れ入りますが、八ページを御覧いただきたいと存じます。

事故繰越しにつきましては、地方自治法施行令第五十条第三項の規定により、繰越明許費の手続を準用することから、ただいま御覧いただいております事故繰越し繰越計算書を調製し、報告を行うものでございます。

それでは、事業別に御報告申し上げます。

初めに、七款土木費、二項道路橋梁費、道路維持修繕事業につきましては、西吉野町奥谷地内において、市道湯塩奥谷線の工事施工中、当該工事箇所に表示崩壊が発生し、これに対応する工法の変更及び地元調整に不測の日数を要したことから、年度内の完了が困難となったため、九百七万六千八百五十円を事故繰越しとしたものでございます。

なお、当該事業は、平成二十六年五月に完了いたしております。

次に、八款消防費、一項消防費、地域防災計画見直し業務委託につきましては、本市地域防災計画の見直しにおきまして、整合性を取る必要がある奈良県地域防災計画の見直しが遅れたことから、年度内の完了が困難となったため、二百六十六万七千円を事故繰越しとしたものでございます。

なお、当該事業は、平成二十六年九月の完了を予定いたしております。  
以上、御報告申し上げます。

○議長（益田吉博）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今の説明の中で、年度内に完了できなかったためという説明があったと思いますが、今の説明の年度内というのは、昨年の四月一日から今年の三月三十一日までの間を年度内というふうに解釈していいのかどうか、その点どうですか。

○議長（益田吉博）青山理事。

○理事（青山智博）大谷龍雄議員の御質問にお答えいたします。

議員お述べのとおりでございます。

○議長（益田吉博）質疑を終わります。

以上で報第七号の報告を終わります。

○議長（益田吉博）次に日程第六、報第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第八号、平成二十五年度五條市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

○議長（益田吉博）報告求めます。河田水道局長。

〔水道局長 河田博幸登壇〕

○水道局長（河田博幸）ただいま上程いただきました報第八号、平成二十五年度五條市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入ります、議案書の九ページから十ページを御覧いただきたいと存じます。

本件につきましては、去る三月議会で、平成二十六年へ繰り越すべき限度額を御決議いただきました簡易水道施設整備事業につきま

して、今回は繰越確定額の報告でございます。

一款総務費、一項総務管理費、宇井地区簡易水道施設災害復旧事業、翌年度繰越額一千八十万五千円で、その財源は国庫支出金、公営企業災害復旧事業債及び一般財源となっております。

事業の内容は、大塔町宇井地区簡易水道施設災害復旧工事でございます。

工事のしゅん工につきましては、平成二十六年五月末において完了しております。

次に、組合管理施設災害復旧補助金につきまして、翌年度繰越額は、百七十五万円で、その財源は一般財源となっております。

事業の内容は、昨年の台風十八号災害において、地元管理の水道施設が被災を受けたため、地元組合が行う復旧工事に対する補助金であります。対象の組合は、宗桧上地区水道組合と立川渡地区水道組合であります。

工事のしゅん工につきましては、平成二十六年八月末を予定しております。

次に、宇井地区水道未普及地域解消事業につきまして、翌年度繰越額は、一億一千三百六十万円で、その財源は国庫支出金、簡易水道事業債、過疎対策事業債及び一般財源となっております。

事業の内容は、大塔町辻堂地区から閉君地区までの配水管工事であります。

工事のしゅん工につきましては、平成二十七年三月末を予定しております。

以上で御報告を終わらせていただきます。

○議長（益田吉博）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第八号の報告を終わります。

○議長（益田吉博）次に日程第七、報第九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第九号、平成二十五年五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

○議長（益田吉博）報告求めます。中永都市整備部長。

〔都市整備部長 中永 充登壇〕

○都市整備部長（中永 充）ただいま上程いただきました報第九号、平成二十五年度五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして御報告を申し上げます。

恐れいますが、議案書の十一ページを御覧いただきたいと存じます。

本件につきましては、去る三月議会で平成二十六年年度へ繰り越すべき限度額を御議決いただきました下水道事業特別会計につきまして、今回は繰越確定額の報告でございます。

十二ページの計算書を御覧いただきたいと存じます。

一款、一項下水道費、事業名、下水道維持事業、翌年度繰越額八十五万円及び流域関連公共下水道事業、翌年度繰越額四千九百十五万円でございます。

内訳といたしまして、下水道維持修繕工事八十五万円及び公共下水道新設工事、新町三丁目交差点付近ほか二件、三千三百万円と、これに伴います水道管移設補償費百五十万円、下水道長寿命化計画策定事業委託ほか一件、一千四百万円、その他事務費でございます。

財源につきましては、国庫支出金一千二百三十三万円、市債二千六百万円、一般財源一千百六十七万円をもちまして充当繰越したものでございます。

なお、工事のしゅん工につきましては、九月末を予定しております。

以上で御報告を終わらせていただきます。

○議長（益田吉博）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第九号の報告を終わります。

○議長（益田吉博）次に日程第八、報第十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第十号、平成二十五年度五條市墓地事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

○議長（益田吉博）報告求めます。辻産業環境部長。

〔産業環境部長 辻 信彦登壇〕

○産業環境部長（辻 信彦）ただいま上程いただきました報第十号、平成二十五年度五條市墓地事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、御報告を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十三ページを御覧いただきたいと存じます。

本件につきましては、先の三月定例会におきまして、平成二十六年度へ繰越しをいたします限度額を御議決いただきました五條市墓地事業につきまして、今回繰越額確定の御報告でございます。

それでは、議案書十四ページを御覧いただきたいと存じます。

本件につきましては、一款、一項墓地事業の墓地候補地評価業務委託で、翌年度繰越額は百九万円でございます。内容につきましては、墓地候補地の評価のための委託料で、その財源内訳は一般財源でございます。

なお、調査業務につきましては、平成二十七年三月末の完成を予定いたしております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（益田吉博）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第十号の報告を終わります。

○議長（益田吉博）次に日程第九、報第十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第十一号、平成二十五年度五條市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について。

○議長（益田吉博）報告求めます。河田水道局長。

〔水道局長 河田博幸登壇〕

○水道局長（河田博幸）ただいま上程いただきました報第十一号、平成二十五年度五條市水道事業会計継続費繰越計算書につきまして、地方公営企業法施行令第十八条の二第一項の規定により御報告を申し上げます。

恐れ入ります、議案書の十五ページから十六ページを御覧いただきたいと存じます。

本継続費繰越計算書は、一款資本的支出、一項建設改良費の一部を翌年度に通次繰越したものでございます。二十五年、二十六年年度の二箇年継続事業としております上水道安全対策事業・岡中継施設築造工事業で、二十五年年度年割額としております一億六千万円について、進捗状況に応じた部分払いが発生しなかったため、そのまま全額を翌年度へ通次繰越するものでございます。

財源につきましては、企業債八千万円と一般会計出資金八千万円を充てております。

なお、工事は二十七年三月末までにしゅん工する予定であります。

以上で御報告を終わらせていただきます。

○議長（益田吉博）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第十一号の報告を終わります。

○議長（益田吉博）次に日程第十、報第十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第十二号、平成二十五年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

○議長（益田吉博）報告求めます。河田水道局長。

〔水道局長 河田博幸登壇〕

○水道局長（河田博幸）ただいま上程いただきました報第十二号、平成二十五年度五條市水道事業会計予算繰越計算書につきまして、地方公営企業法第二十六条第三項の規定により御報告を申し上げます。

恐れ入ります、議案書の十七ページから十八ページを御覧いただきたいと存じます。

本繰越計算書は、一款資本的支出、一項建設改良費の一部を翌年度に繰り越したものでございます。

岡配水池耐震補強工事業外二事業の予算計上額合計九千九百九十九万一千七百十円のうち、九千一万四百四十円を翌年度に繰り越したものでございます。

財源につきましては、企業債と国庫補助金及び損益勘定留保資金を充てております。

なお、工事は本年九月末に全てしゅん工する予定であります。

以上で御報告を終わらせていただきます。

○議長（益田吉博）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第十二号の報告を終わります。

○議長（益田吉博）次に日程第十一、報第十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第十三号、専決処分報告、承認を求めることについて（五條市税条例等の一部改正）。



○議長（益田吉博） 提案理由の説明を求めます。青山理事。

〔理事 青山智博登壇〕

○理事（青山智博） ただいま上程いただきました報第十三号、五條市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告、承認を求めるところにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書十九ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号）が、平成二十六年三月三十一日に公布されたことに伴い、平成二十六年年度の市税の課税に急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定により、平成二十六年三月三十一日に専決処分を行いましたので、本定例会におきまして報告し承認を求めるところであります。

恐れ入りますが、議案書二十一ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条関係につきまして御説明させていただきます。

第二十三条から第五十二条までにつきましては、法人市民税に関する改正でございまして、法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う所要の規定の整備を行うものであります。

また、地方法人課税の偏在是正のための措置として、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、消費税率八パーセントの段階において、法人市民税法人税割の税率を一四・七パーセントから一二・一パーセントに引き下げるものであります。法人市民税の税率引下げ分相当については、地方法人税を国税として創設し、地方交付税の原資として交付税特別会計に直接繰り入れられることとなります。

なお、改正税率の適用につきましては、平成二十六年十月一日以降に開始する事業年度から適用するものであります。

また、法人税法におきまして、外国法人に係る外国税額控除制度の新設及び申告納付制度が規定されることに伴う所要の規定の整備を行うものであります。

次に、第五十七条及び第五十九条につきましては、固定資産税に関する改正でございまして、子ども・子育て関連三法の改正による所要の規定の整備を行うものであります。

次に、第八十二条から次の二十二ページの第九十条までにつきましては、軽自動車税に関する改正でございまして、原動機付自転車及

び二輪車の標準税率を約一・五倍に引き上げ、最低額を二千円とし平成二十七年四月一日から適用するものであります。

また、軽四輪車及び小型特殊自動車標準税率を自家用乗用車におきましては、一・五倍、その他におきましては約一・二五倍に引き上げるものであり、平成二十七年四月一日以後に最初の新規検査を受けるものから適用するものであります。

次に、附則第四条の二につきましては、公益法人等に係る市民税の特例に関する改正でございまして、租税特別措置法の改正に伴い条項ずれの整備を行うものであります。

恐れ入りますが、議案書二十三ページを御覧いただきたいと存じます。

附則第六条から附則第六条の三までにつきましては、市民税に関する改正で、課税標準の計算の細目を定める規定でございまして、地方税法に明記されているため条例において定める必要がないとの国の方針から不要な規定の削除を行うものであります。

次に、附則第七条の四につきましては、市民税の寄附金税額控除における特例控除額の特例を定める規定でございまして、法改正に伴う条項ずれの整備を行うものであります。

附則第八条第一項につきましては、市民税に関する改正でございまして、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について適用期限を三年間延長するものでございます。

次に、附則第十条の二の改正及び次の二十四ページの附則第十条の三に次の一項を加えるにつきましては、固定資産税に関する改正でございまして、地方税の軽減の特例措置につきまして、公害防止施設及び設備等に係る固定資産税の課税標準に関する特例を導入することとし、併せて耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額の特例措置の新設に伴い、その特例の適用を受けるための申告について定めたものであります。

これらの措置は、平成二十六年四月一日から適用するものであります。

次に、附則第十六条につきましては、軽自動車税に関する改正でございまして、グリーン化を進める観点から、平成二十八年度以降最初の車両番号の指定を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分から、軽四輪車等に標準税率の概ね二〇パーセントの重課税率を適用するものであります。

恐れ入りますが、次の二十五ページを御覧いただきたいと存じます。

附則第十七条の二につきましては、市民税の課税の特例に関する規定でございまして、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した

場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について適用期限を三年間延長するものでございます。

次に、附則第十九条及び附則第十九条の二につきましては、市民税の改正でございまして、法改正に伴う規定の明確化を行うものであります。

次に、附則第二十一条第一項から附則第二十一条の二までにつきましては、固定資産税の改正でございまして、法改正に伴う条項ずれの整備を行うものであります。

次に、附則第二十二条から附則第二十五条までにつきましては、市民税の改正でございまして、東日本大震災に係る特例については、条例の性格を踏まえ、必ず条例によって定めなければならないこととされている事項を除き、国の方針から不要な規定の削除を行うものであります。

恐れ入りますが、議案書二十六ページを御覧いただきたいと存じます。

第二条関係でございますが、五條市条例の一部を改正する条例（平成二十二年六月五條市条例第十八号）の一部改正につきましては、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る、いわゆるNISAに係る市民税の所得計算の特例の規定の整備を行うものであります。

次に、第三条関係でございますが、五條市条例の一部を改正する条例（平成二十五年九月五條市条例第二十七号）の一部改正につきましては、法改正に伴う条項ずれの整備を行うものであります。

最後に、附則につきましては、第一条におきましてそれぞれの条例の施行期日を定めております。第二条におきましては、市民税に関する経過措置を、第三条におきましては、固定資産税に関する経過措置を、第四条から第六条におきましては、軽自動車税に関する経過措置を定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）ただいま説明ありました中で、市民の皆さん方の負担が今までよりも軽くなったというのは含まれておりますか。含まれておるのでしたら、具体的に説明していただけますか。

○議長（益田吉博）青山理事。

○理事（青山智博） 十二番大谷龍雄議員の御質問にお答えいたします。

市民というか、住民の方にとって負担が軽減されている改正があるかという御質問であると思いますが、固定資産税に関する改正ではわがまち特例というのがございまして、地方税の軽減について地方自治体が自主的に判断できるというものでございますが、その中で先ほど説明いたしましたのが、公害の防止、これも直接市民ではないかもしれませんが、公害防止施設や設備等に係る固定資産税については二分の一の軽減を二年間するという改正が行われております。

また、耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額措置というのも、…すみません、先ほどの分については施設ごとに減額が定められておまして、三分の一の減額とか三分の二ということ、施設ごとに定められておりますが、耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額の特例措置特例というのがございますが、これが二分の一の減額の二年間というような軽減措置というのが定められております。

主なところは、以上でございます。

○議長（益田吉博） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（益田吉博） 次に日程第十二、報第十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 報第十四号、専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市都市計画税条例の一部改正）。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明を求めます。青山理事。

〔理事 青山智博登壇〕

○理事（青山智博） ただいま上程いただきました、報第十四号、五條市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告、承認を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十一ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号）が、平成二十六年三月三十一日に公布されたことに伴い、平成二十六年度の市税の課税に急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定により、平成二十六年三月三十一日に専決処分を行いましたので、本定例会におきまして報告し承認を求めるとしております。

恐れ入りますが、議案書三十三ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例の改正内容といたしましては、都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域において大規模地震が生じた場合、帰宅難民等の安全を確保するため必要な食料等の物資提供を行うための備蓄倉庫について、地方公共団体が権利者に代わって管理を行うことを定め、協定に基づく協定倉庫に対して係る都市計画税の課税標準を三分の二に軽減しようとするともに、地方税法附則第十五条の改正に伴う条項ずれの整備を行うものであります。

また、附則一として、施行期日は平成二十六年四月一日とし、附則二及び附則三として経過措置を定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

○議長（益田吉博） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（益田吉博）次に日程第十三、報第十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第十五号、専決処分分報告、承認を求めることについて（五條市国民健康保険税条例の一部改正）。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。河村すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 河村康友登壇〕

○すこやか市民部長（河村康友）ただいま上程いただきました報第十五号、五條市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分分報告につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の三十四ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正におきます専決処分分理由といたしましては、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成二十六年三月三十一日に公布されたことに伴いまして、平成二十六年年度の国民健康保険税の課税に急を要したため、専決処分を行ったものであります。

条例改正の内容につきましては、地方税法施行令の改正に併せて、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る限度額を引き上げる改正と、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、保険税の五割軽減及び二割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行うよう改正するものであります。

それでは、改正条例の内容について御説明を申し上げます。

議案書三十六ページを御覧いただきたいと存じます。

まず最初に、五條市国民健康保険税条例第二条第三項、同条第四項及び第二十一条本文におきましては、後期高齢者支援金の限度額を「十四万円」から「十六万円」に、介護納付金の限度額を「十二万円」から「十四万円」に、それぞれ改めるものであります。

次に、第十八条第一項におきましては、条文中の地方税法施行規則の条ずれに伴う規定の整備を行うものであります。

次に、第二十一条第二号におきましては、低所得者の保険税の均等割及び世帯別平等割に係る五割軽減の、また同条第三号におきましては、二割軽減のそれぞれ軽減判定所得を引き上げるよう改正を行うものであります。

附則第一項におきましては、施行期日を規定したものであります。

附則第二項につきましては、適用区分を規定したものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

○議長（益田吉博）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（益田吉博）次に日程第十四、議第三十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第三十三号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明を求めます。 福塚市長公室長。

〔市長公室長 福塚勝彦登壇〕

○市長公室長（福塚勝彦） ただいま上程いただきました議第三十三号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書三十七ページを御覧願います。

この条例の改正理由といたしますのは、国家公務員の給与が改定されたことに準拠し、本市関係条例の一部を改正するものでございます。

三十八ページを御覧願います。

まず、改正条例第一条、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、五十歳代後半層におけます給与水準の上昇を抑制するために昇給制度の見直しが勧告されたことによりまして、五十五歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給を停止するもので、国では平成二十六年一月から適用する法律の改正を行ったため、これに準じて給与条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、第二条、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、平成十八年四月から実施しております給与構造改革による給与水準引下げに伴う経過措置の支給、いわゆる現給保障の支給を平成二十六年六月三十日限りで廃止するというものでございます。

なお、附則につきましては、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で議第三十三号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託します。



○議長（益田吉博）次に日程第十五、議第三十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第三十四号、五條市地域体育施設条例の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。近井教育部長。

〔教育部長 近井稔巳登壇〕

○教育部長（近井稔巳）ただいま上程いただきました議第三十四号、五條市地域体育施設条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書三十九ページを御覧いただきたいと存じます。

この条例の改正理由につきましては、五條市地域体育施設として設置しております白銀南体育館を平成二十六年度において解体撤去することに伴い、当該体育館を条例から削除するため、本条例を改正するものであります。

議案書四十ページを御覧願います。

条例の一部を改正する内容につきましては、五條市地域体育施設条例第二条の表中にあります白銀南体育館の名称及び位置に関する部分を削除するものでございます。

なお、この条例は平成二十六年七月一日から施行するものでございます。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜われますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。  
これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第十六、議第三十五号から議第三十七号を一括して議題といたします。  
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第三十五号、市道路線の変更について。

議第三十六号、市道路線の変更について。

議第三十七号、市道路線の廃止について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。中永都市整備部長。

〔都市整備部長 中永 充登壇〕

○都市整備部長（中永 充）ただいま上程いただきました議第三十五号から議第三十七号の市道路線の変更及び廃止につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず議第三十五号、市道立川渡線及び議第三十六号、市道上立川渡線の変更についてであります。

恐れ入ります、議案書の四十一ページから四十二ページ及び添付の地図を御覧いただきたいと存じます。

この二路線につきましては、平成十七年の合併以前に旧西吉野村におきまして村道に認定されていたところであります。

平成二十三年度におきまして、市道台帳のデジタル化を実施いたしました。

その作業におきまして、現道と台帳の錯誤が明らかになりました数路線につきましては、平成二十四年十二月議会において変更の議決をいただいたところでありますが、このたび新たに当該二路線の起終点が市道台帳と錯誤があることが明らかになりました。よって、そ

の変更をお願いするものであります。

概要といたしまして、議第三十五号、市道立川渡線につきましては、終点を西吉野町立川渡三八七番地先から西吉野町立川渡三八七番一地先に変更するもので、延長は八七一・二メートルから一、〇〇〇メートルとなり、一二八・八メートルの延伸となります。

次に、議第三十六号、市道上立川渡線につきましては、起点を西吉野町立川渡字小柵屋七八番二地先から西吉野町立川渡七九番二地先に変更するもので、延長は一八八・八メートルから二〇四・八メートルとなり一六メートルの延伸となります。

続きまして、議第三十七号、市道大野新田一号線の廃止についてであります。

恐れ入りますが、議案書の四十三ページ及び添付の地図を御覧いただきたいと存じます。

この路線は、昭和六十一年に市道に認定されておりますが、現状は代替機能を有する市道の整備により地元住民も利用することなく、道路としての形態も成しておりません。

また、市道敷には五條市有地はなく民有地のみであります。

地元自治会からは、このままでは土地利用にも支障が出るため、市道の廃止についての要望書が出されております。

よって、市道大野新田一号線、大野新田町二〇一番地先から大野新田町一九九番地先まで、延長一九五・二メートルの廃止をお願いするものであります。

以上で議第三十五号から議第三十七号までの提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）議第三十七号の市道の廃止なんですけれども、後の管理はどうやっていくのですか。

○議長（益田吉博）中永都市整備部長。

○都市整備部長（中永 充）吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほども申し上げましたように、市道敷については五條市有地ではなく、民有地のみとなっております。現在も地元の方の登記のままととなっておりますので、市道という位置付けを廃止しましたら、その持ち主の方が管理、利用していくこととなります。

以上で答弁を終わります。（「九番」の声あり）

○議長（益田吉博） 山口耕司議員。

○九番（山口耕司） この大野新田の市道廃止に係る分でございますけれども、昭和六十一年から市道に変わったというようなお話を聞かせていただきましたけれども、それまでずっと固定資産税をその民有地の方はそれも含めて支払っておったわけですね。

○議長（益田吉博） 中永都市整備部長。

○都市整備部長（中永 充） 山口議員の御質問にお答え申し上げます。

議員仰せのとおり、所有者が固定資産税をお支払いいただきました。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（益田吉博） 山口耕司議員。

○九番（山口耕司） いろんな形の中で市道になった経緯があると思うのですけれども、いわゆる民有地での市道という部分でそれでも固定資産税を払っていらっしゃる方がまだたくさんほかにあるかと思うのです。…意見ですけれども、今後それも明確にしていきたい市道は市道、民有地は民有地というようにしっかりと明確化を図っていただきたいと要望させていただきます。

以上です。（「そんなんできるけ」の声あり）

○議長（益田吉博） 中永都市整備部長。

○都市整備部長（中永 充） 山口議員の御質問にお答え申し上げます。

議員おっしゃるように、最近になりましたら、登記できなくても市道敷においては固定資産税の免除をさせていただいておりますが、以前は議員おっしゃるように、そのまま課税されておったということでございます。今後はその位置付けを明確にさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（益田吉博） 質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託します。

○議長（益田吉博）次に日程第十七、議第三十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第三十八号、平成二十六年五條市一般会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。青山理事。

〔理事 青山智博登壇〕

○理事（青山智博）ただいま上程いただきました議第三十八号、平成二十六年五條市一般会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十六年五條市一般会計補正予算書（第一号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算並びに地方債の補正でございます。歳入歳出予算につきましては、七千三百九十六万一千円を追加するものでございまして、これに伴う予算総額は、歳入歳出共に百八十四億九千三百九十六万一千円となるとござい  
ます。

なお、今般の補正でございますが、いずれも緊急性はもとより、国や県等による補助の交付決定や採択の見通しを勘案して計上いたしております。

それでは、歳出の主な項目について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、七ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、三款民生費、一項社会福祉費、八目老人福祉費、十九節負担金補助及び交付金の百四十八万円でございますが、五條市シルバー人材センターに対する補助金の追加でございます。職員の雇用に係る経費など、同センターの健全な経営を支援するため、当該所要額を計上しております。

次に、同項十三目介護保険推進費、二十八節繰出金の百三十万円でございますが、介護保険特別会計繰出金の追加でございます。介護保険電算システムの改修に伴い、一般会計より繰出しを行うため、当該所要額を計上しております。

次に、五款農林業費、一項農業費、三目農業振興費、十九節負担金補助及び交付金の二千六百十三万一千円でございますが、大雪被災

者向け経営体育成支援事業費補助金を予算化するものでございまして、去る二月十四日に発生した大雪により被災した農業用パイプハウスの撤去及び復旧に対して、国等に併せて補助を行うため、当該所要額を計上いたしております。

なお、当該補助に係る経費のうち、二千二百七万九千円を県支出金として見込んでおります。

次に、同款二項林業費、三目林道管理費、十三節委託料の一千万円並びに十五節工事請負費の三千万円でございしますが、林道維持修繕工事費を予算化するものでございまして、去る三月二十一日、西吉野町西野地内の林道ウツギ谷線の一部が崩落し、森林施業者等の通行に支障が生じたことから、これを早急に復旧する必要があるため、当該所要額を計上いたしております。

恐れ入りますが、八ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、七款土木費、二項道路橋梁費、二目道路維持費、十五節工事請負費の四百三十万円でございしますが、道路補修工事費の追加でございまして、西吉野町川股地内の市道川股線が長年にわたる一部擁壁の河川浸食により路面等に変状を来し、市民等の通行に支障が生じたことから、これを早急に復旧する必要があるため、当該所要額を計上いたしております。

次に、九款教育費、六項社会教育費、二目社会教育振興費、八節報償費から十四節使用料及び賃借料までの七十五万円でございしますが、コミュニティ・スクール導入関係事業費を予算化するものでございまして、五條中学校・五條東中学校並びに五條西中学校の三校区において、学校と保護者並びに地域が協働し、地域とともにある学校づくりを進めるコミュニティ・スクール導入について実践研究を行うため所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を国庫委託金として見込んでおります。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十四款国庫支出金について七十五万円を、十五款県支出金において二千二百七万九千円を、十八款繰越金において四千七百十三万二千円を、二十款市債において四百万円をそれぞれ追加いたしました。歳出との均衡を図った次第でございまして、

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「三番」の声あり）牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）七ページの八、老人福祉費、シルバー人材センター補助金追加、これ今突然何が要る……なぜ挙がってきているのか、教えていただけますか。

○議長（益田吉博）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口幸雄）三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

補正額の百四十八万、シルバー人材センターの補助金追加という形で、今年度人的の補助ができないがために、この百四十八万を補正いたしましたして、シルバー人材センターの方に補助金追加という形で、シルバー人材センターの方で人材を雇っていただくという方向の補正でございます。

○議長（益田吉博）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託します。

○議長（益田吉博）次に日程第十八、議第三十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第三十九号、平成二十六年五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。谷口あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 谷口幸雄登壇〕

○あんしん福祉部長（谷口幸雄）ただいま上程いただきました議第三十九号、平成二十六年五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十六年五條市介護保険特別会計補正予算書（第一号）を御覧いただきたいと存じます。まず、一ページにつきまして、御説明申し上げます。

今回の補正予算額は、歳入歳出それぞれ百三十万円の追加でございますして、歳入歳出の予算総額をそれぞれ三十七億九千六百九十万円

とするものでございます。

それでは、四ページの歳出から御説明を申し上げます。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費百三十万円につきましては、消費税率の変更に伴い、介護保険業務の電算システムを改修する必要が生じ追加するものでございます。

次に、本ページ上段の歳入につきまして、御説明を申し上げます。

七款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金百三十万円を追加いたしましたして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）この際申し上げます。

去る六月六日に提出されました議第四十号、平成二十六年五條市一般会計補正予算（第二号）議定につきましては、撤回の申出があり、これを許可しております。

○議長（益田吉博）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日十日から十六日まで休会とし、次回十七日午前十時に再開して、議案審議を行います。

本日は、これをもって散会します。

午後七時五分散会